

消費税の申告手続のデジタル化に関する一考察

—Real-time reporting を活用した記入済申告書を中心として—

佐 藤 智 裕

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 科 研 究 員 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的

令和元年 10 月 1 日、消費税率の引上げとともに軽減税率制度が実施され、消費税率が単一税率から複数税率となった。この複数税率下で適正な課税の確保を行う観点から、令和 5 年 10 月 1 日から、仕入税額控除の方式が適格請求書等保存方式、いわゆる「インボイス制度」に移行される。インボイス制度への移行により、「適格請求書発行事業者」に適格請求書（以下「インボイス」という。）の交付義務が課されること、免税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除の適用を受けることができないことなどの改正が行われるほか、電子インボイスが制度として認められることとなる。

また、近年の経済社会に焦点を当てると、デジタル技術が日々発展しており、これらの活用が多くなされている。とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大が世界的に広がる中、感染防止のためには、人と人との接触を回避する必要があり、そのためにもデジタル技術を応用したオンライン等の活用の必要性が以前に増して高まっている。さらに、令和 3 年 9 月 1 日には「デジタル庁」が発足し、行政のデジタル化について増々検討が進み、進展が図られていくことが考えられる。

国税庁においては、申告・納税手続などを電子化することで事務の効率化を図ってきたところ、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要であるとの問題意識の下、「税務行政の将来像」を平成 29 年 6 月 23 日に公表した。さらに、令和 3 年 6 月 11 日には、「税務行政の将来像」を経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえてアップデートした「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」を公表している。その中で「納税者の利便性の向上（スムーズ・スピーディ）」のための取組として「申告・申請等の簡便化」、「課税・徴収の効率化・高度化（インテリジェンス）」のための取組として「申告内容の自動チェック」などが挙げられている。

消費税の申告は、申告納税制度が採られており、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）の対象とされ、多くの事業者が e-Tax を利用して申告している状況にある。消費税の申告手続は、上記の「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」の施策の項目として明示的に挙げられているわけではないものの、インボイス制度及びデジタル技術を活用すれば、より「納税者の利便性の向上」や「課税・徴収の効率化・高度化」を実現することができると考えられる。

そこで、本稿では、インボイス制度への移行・経済社会のデジタル化を踏まえ、これらを活用した消費税の申告手続について考察することを目的とする。

2 研究の概要

(1) インボイス制度

インボイスとは「売手から買手に対して適用税率や消費税額等を伝えるための手段」をいい、具体的には、消費税法の法定事項が記載されたものをいう。インボイス制度においては、売手にインボイスの交付義務が課され、また、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、帳簿及びインボイス等の保存が必要となる。

これまでの消費税制度では、請求書等について「書面」でのやり取りを前提とし、当然にその保存も「書面」でということが想定されていたところ、インボイス制度においては、電子インボイスの保存を認めることによって、電子的なやり取りも踏まえた制度設計がなされているといえる。インボイス制度後の消費税の申告手続のデジタル化を考察するに当たっては、この電子インボイスを活用することがもっとも有効であると考えられる。

(2) 諸外国の取組等

イ 諸外国における電子インボイス、e-reporting、記入済申告書

諸外国の VAT 制度には、電子インボイスが積極的に活用されている。EU においては、電子インボイスの普及促進を図るため、数次の VAT 指令の改正が行われている。

電子インボイスを導入すると、手作業による請求書の処理に係るコスト削減等の効果があり、欧州委員会の調査によれば、電子インボイスの利用拡大により、2014 年から 2017 年の間に 9 億 2,000 万ユーロのコスト削減が図られているという。EU の電子インボイスの普及率は年々増加しており、電子インボイスの利用を義務化する国も多い。

OECD 加盟国では、VAT コンプライアンスの確保等を目的に、事業者に対して申告とは別に取引情報の電子報告 (e-reporting) を求める施策を行う国が少なくない。e-reporting には、①取引情報の報告 (VAT リスト)、②SAF-T による報告、③Real-time reporting の 3 種類があり、近年では、取引情報をリアルタイムで報告する Real-time reporting が注目されている。

海外 33 か国では「納税者の利便性の向上」のため、主として給与所得者等を対象として、税務当局が把握した情報をあらかじめ申告書に記入して納税者に提供する「記入済申告書」制度が導入されている。記入済申告書は、納税者の利便性の向上に資するだけでなく、税務当局にとっても大きなメリットがあるといわれているが、コンプライアンス低下を招き得るという指摘もある。

ロ 諸外国の具体的な取組

本稿では、9 か国の施策について確認した。その中では、特に、イタリア及び韓国の制度が注目される。

イタリアでは、VAT コンプライアンスの確保等のため、2019 年 1 月から BtoB 取引における電子インボイス義務化及び Real-time reporting 導入がなされている。イタリアの Real-time reporting では、電子インボイスは全て税務当局のプラットフォームを介してやり取りさせることにより、税務当局に収集されることとなっている。BtoC 取引は、電子

レジスターから、取引情報を税務当局に提供する。イタリアの取組は、VAT 収入の確保につながったと評価されており、現在、フランスやドイツではイタリアを参考に同様の施策を導入することを検討している。

韓国においては、2011 年から、電子インボイス義務化及び Real-time reporting が導入されている。韓国はイタリアと異なり、売手が相手方（買手）に提供した電子インボイスを税務当局にも並行して提供する方法を採っている。韓国では、事業者向けに電子インボイスシステム（e-*sero*）を開発しており、事業者においては、これにより無償で電子インボイスの作成・提供をすることができる。

（3）我が国におけるデジタル（電子）化の取組

本稿では、消費税の申告手続のデジタル化の考察に当たり、これまで我が国で行われているデジタル（電子）化の施策も概観した。

我が国の国税組織における電子化の最大の取組は、e-Tax であるといえ、消費税申告の利用率は、個人事業者が約 8 割、法人が約 9 割と高水準である。

消費税関連でいえば、輸物品販売場における免税販売手続の電子化がある。本施策は、これまで紙で行っていた免税販売手続を電子化したものであり、免税販売の際、購入記録情報等を国税庁のサーバーに電子的に送信するといった手続とされ、デジタルの観点で注目すべき施策である。また、代理送信をする者を制度的に認めているといった点も注目に値する。

さらに、デジタルを駆使した施策として、年末調整手続の電子化がある。本施策により、国税庁が開発して無償で提供しているシステム（年調ソフト）とマイナポータルを利用し、従業員が勤務先に提出する控除申告書等データが自動作成され、勤務先では自社の給与ソフト等に取り込めば従業員の年税額等の自動計算が可能となった。納税者の利便性の向上に資する、非常に効果的な施策であると考えられる。

令和 3 年度においては、いわゆる電子帳簿保存法が改正されている。本改正により、承認制度が廃止され、電子帳簿等の要件が緩和されるなど、

その利用にあたってのハードルが下げられた。今後、利用者が増加することが見込まれている。

電子インボイスについては、民間事業者団体（EIPA）とデジタル庁が官民一体となって連携し、標準フォーマットを策定すべく検討が進められている。電子インボイスの普及の観点、受発注システムや会計システムとの連携との観点などから、フォーマットの統一は必要不可欠であろう。

（4）我が国の消費税の申告手続のデジタル化の課題等

我が国で紙の請求書を電子化すると、日本企業全体で年間約 1 兆 1,424 億 2,182 万円の効果があるという試算がある。電子インボイスを導入することのメリットは、非常に多くあるといえるが、要約すると、①事務の効率化、②事務の効率化による労働時間の削減、③請求書の処理に係る（労働時間の削減による）人件費、紙代、印刷代、郵送代、保管代などのコスト削減、④コンプライアンスの確保、⑤リモートワークの実現などが挙げられる。また、受発注システム、会計システムと電子インボイスの作成・受領システムが連動しているのであれば、こうした業務の効率化が図られるほか、インボイス制度の円滑な導入に資するとの指摘もある。

我が国において、消費税の申告手続をデジタル化する方法として、海外諸国のように、電子インボイスを義務化して **Real-time reporting** を導入し、これらを活用した記入済申告書制度が考えられる。これに対し、中小零細企業などにおいては、電子インボイス及び **Real-time reporting** の施策に対応できないという者もあり得る。こうした、事業者に対して、何らかの取組を行うことが必要である。

Real-time reporting にあっては、ビジネスフレンドリーであること、情報漏洩防止のための機密性の確保などが課題として挙げられる。また、**BtoC** 取引、インボイスが交付されない取引などの情報収集も課題であろう。

記入済申告書については、国税庁が **Real-time reporting** により収集した情報を基に作成し、事業者に電子的に提供することになる。可能な限り、

国税庁が提供したものをそのまま提出できるようにすることが望ましい。消費税の申告書作成のためには、課税売上げ及び課税仕入れの金額の情報が必要であるところ、課税売上げの金額は、売手が国税庁へ報告した情報を集約することにより算出可能であるが、課税仕入れの金額については、いかに国税庁が保有する（売手から提供を受けた）情報と買手を紐付けるかが問題となり、課題が多いと考えられる。

3 結論（まとめ）

消費税の申告手続のデジタル化を実現するためには、電子インボイスの活用が必要不可欠であり、政府においては、電子インボイスの普及に努める必要がある。その上で、海外諸国のように、電子インボイスを義務化して **Real-time reporting** を導入し、これらを活用した記入済申告書制度の導入が、「納税者の利便性の向上」や「課税・徴収の効率化・高度化」の観点から望ましいと考える。

電子インボイスの導入は、事業者にとってメリットが多くあり、**Real-time reporting** を活用した記入済申告書制度は、申告書作成の事務の効率化、課税売上げの計上漏れの防止、税務調査対応への事務負担の減少などの「納税者の利便性の向上」に資すると考えられる。また、「調査・徴収の効率化・高度化」の観点でいけば、**Real-time reporting** により提出を受けた情報をビッグデータ化して **AI**・データ分析することで、申告誤りの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別などに活用することができるほか、リモート調査の実施などが可能となると考えられる。

対応が困難な事業者のための施策として、電子インボイスを代理送信可能とする制度とする必要があると考えられ、国税庁においては、韓国のような事業者向けの電子インボイスシステムの開発が必要になると考えられる。

Real-time reporting にあっては、企業のワークフローに寄り添うこと、そして言うまでもないが、堅固なセキュリティの確保が必要である。また、**BtoC**

取引、インボイスが交付されない取引、現金取引についても、国税庁にデジタルに報告されるような制度とする必要があると考える。

記入済申告書制度については、**Real-time reporting** により収集した情報を基に、申告に当たって必要な金額を算出し、これを **e-Tax** に反映する方法が考えられる。記入済申告書の作成の課題は多いが、こうした課題は、今後の技術発展とともに解決し得る問題もあるため、まずは課税売上げの金額など記入可能な一部の項目を記入する一部記入済申告書として導入し、徐々に記入項目を増やしていくことも一案である。単に課税売上げの金額のみ記入されるだけでは、納税者の事務負担の軽減の効果は限定的であると考えられるものの、例えば、簡易課税制度を適用する事業者にとっては、課税売上げの金額を基に納付税額の算出が可能であるため、一定程度の事務負担の軽減に資するほか、そうした事業者の電子インボイス導入のインセンティブにもなり得る。

電子インボイスの義務化、**Real-time reporting** の導入、記入済申告書制度について、これら全てを一斉に導入することは、非常に時間を要し、納税者と政府とでともに負担が大きい。このため、まずは、電子インボイスの普及のために **BtoG** 取引の電子インボイスを義務化するところから始めて、その後 **BtoB** 取引に義務化を拡大するタイミングで **Real-time reporting** を導入し、さらにその後、一部記入済申告書制度を実施するなど、段階的に制度を導入しつつ、制度の定着・浸透を図りながら、最終的な完成形を目指していくことも一案である。

目 次

はじめに	221
第 1 章 消費税導入時の経緯等	225
第 1 節 消費税創設の経緯	225
1 消費税創設の議論等	225
2 売上税法案の廃止、消費税法の成立	226
第 2 節 消費税の構造等	227
1 消費税の構造	227
2 仕入控除税額の計算方法等	229
3 消費税の申告手続	229
第 2 章 税制改正の動向	231
第 1 節 平成 6 年度税制改正	231
1 改正前（帳簿方式）	231
2 改正の概要	231
第 2 節 平成 28 年度税制改正	232
1 平成 28 年度税制改正大綱等	232
2 消費税の軽減税率制度	233
3 インボイス制度	235
第 3 章 諸外国の取組等	245
第 1 節 EU における電子インボイス等	245
1 EU におけるインボイスの概要	245
2 EU における電子インボイスの概要等	246
3 電子インボイスの導入による影響等	248
4 VAT 申告と電子報告等	248
5 政府との取引（BtoG 取引）に関する電子インボイス利用の義務化	251
第 2 節 VAT 逃れ対策のためのブロックチェーン技術の活用	251
1 ブロックチェーン技術の概要	251

2	EU における VAT 逃れの概要	254
3	VAT 制度におけるブロックチェーン技術の活用	254
第 3 節	記入済申告書	256
第 4 節	各国における具体的な取組	257
1	イタリア	257
2	フランス	260
3	スペイン	262
4	ハンガリー	262
5	ポルトガル	263
6	ポーランド	264
7	イギリス	265
8	韓国	266
9	中国	269
第 5 節	小括	270
第 4 章	我が国のデジタル（電子）化の施策等の 概要	273
第 1 節	デジタル社会の実現に向けた政府全体の取組方針等	273
1	政府全体の取組方針	273
2	財務省デジタル・ガバメント中長期計画	274
第 2 節	電子申告（e-Tax）の取組	275
1	e-Tax の導入及び概要	275
2	e-Tax の利用状況	277
第 3 節	大法人の e-Tax の義務化等	278
1	大法人の e-Tax の義務化の経緯等	278
2	大法人の e-Tax の義務化の概要	278
3	e-Tax の利便性向上施策等	279
第 4 節	国税情報システムの高度化	280
1	概要	280
2	次世代システムの開発の方向性	280

第 5 節	輸物品販売場における免税販売手続の電子化	282
1	輸物品販売場における免税販売手続の電子化の経緯	282
2	平成 30 年度税制改正	282
第 6 節	年末調整手続の電子化	286
1	年末調整手続の電子化の経緯	286
2	年末調整手続の電子化の概要	287
3	年末調整手続の電子化によるメリット	288
4	年調ソフトの仕様等	289
第 7 節	電子帳簿等保存制度の見直し（令和 3 年度 税制改正）	290
1	電子帳簿等保存制度の改正経緯	290
2	電子帳簿等保存制度の見直しの内容	293
第 8 節	民間事業者団体の取組（電子インボイスのフォーマット標準化）	302
1	民間事業者団体の概要	302
2	電子インボイスの日本標準仕様	303
3	Peppol を導入するための課題等	306
第 9 節	小括	309
1	デジタル化の方針等	309
2	各施策等の参考となり得る点	310
3	デジタル化への法整備	311
4	電子インボイスの標準仕様の策定	312
第 5 章	消費税の申告手続のデジタル化	313
第 1 節	我が国における電子インボイス導入の効果、課題等	313
1	電子インボイスの導入のメリット	313
2	電子インボイス導入のデメリット	315
3	電子インボイスの標準フォーマット	316
4	電子インボイスを普及させるために	317
第 2 節	BtoG 取引における電子インボイスの利用の義務化	317

1	目的等	317
2	我が国の政府調達 の概要	318
3	BtoG 取引の電子インボイスの義務化	319
第 3 節	BtoB 取引における電子インボイス義務化及び Real-time reporting の導入	319
1	電子インボイスの義務化及び Real-time reporting 導入の目的	319
2	Real-time reporting の方法、課題等	322
3	対応が困難な事業者への施策	325
4	非課税取引、国境を超えた取引（輸出入取引）	326
5	インボイスが交付されない（インボイス交付義務免除）取引への対応等	327
6	仕入明細書	329
7	国税庁の電子インボイスシステム等	329
第 4 節	BtoC 取引等における Real-time reporting	330
1	BtoC 取引における Real-time reporting の目的	330
2	電子レジスターの導入	331
第 5 節	Real-time reporting を活用した記入済申告書の導入	332
1	我が国における記入済申告書制度	332
2	記入済申告書のために必要な情報の取得方法及び課題	333
3	その他記入済申告書制度の課題等	336
4	小括	339
第 6 節	仕入税額控除の適用要件の改正	340
1	Real-time reporting の導入による変化	340
2	現行における帳簿及び請求書等の保存の意義（最判平成 16 年 12 月 16 日判決）	340
3	仕入税額控除の要件に関する改正	341
第 7 節	小括	342
	結びに代えて	345

凡 例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、令和 4 年 5 月 1 日現在のものに基づく。

《法令等》	《略称》
消費税法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	消法
所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）による改正後の消費税法・・・・・・・・・・・・・・・・	新消法
所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）・・・・	改正法
消費税法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	消令
消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 135 号）による改正後の消費税法施行令・・・・・・・・	新消令
消費税法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	消規則
平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」・・・・・・・・・・・・・・・・	消基通
平成 28 年 4 月 12 日付課軽 2－1 ほか 5 課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について（法令解釈通達）」・・・・・・・・	軽減通達
平成 30 年 6 月 6 日付課軽 2－8 ほか 5 課共同「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について（法令解釈通達）」・・・・・・・・	インボイス通達
電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・	電帳法
電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・	電帳法規則
平成 10 年 5 月 28 日付課法 5－4 ほか 6 課共同「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」（法令解釈通達）・・・・・・・・	電帳法通達

はじめに

令和元年 10 月 1 日、消費税率の引上げとともに軽減税率制度が実施され、消費税率が単一税率から複数税率⁽¹⁾となった。この複数税率下で適正な課税の確保を行うため、令和 5 年 10 月 1 日から、消費税の仕入税額控除の方式が適格請求書等保存方式、いわゆる「インボイス制度」に移行される⁽²⁾。

インボイス制度に移行されると、「適格請求書発行事業者」（以下「インボイス発行事業者」という。）に適格請求書（以下「インボイス」という。）の交付義務が課されること⁽³⁾、免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができないこと⁽⁴⁾などの改正がなされるほか、電子インボイスが制度として認められることとなる。

また、近年の経済社会に焦点を当てると、デジタル技術が日々発展しており、これらの活用が多くなされている。とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大が世界的に広がる中、感染防止のためには、人と人との接触を回避する必要がある、デジタル技術を応用したオンライン等の活用の必要性が、以前に増して高まっている。こうしたことから、デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが広まっているところであり、行政のデジタル・トランスフォーメーションについても、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」⁽⁵⁾において、その必要性が示されて

-
- (1) 飲食料品及び週 2 回以上発行される定期購読契約に基づく新聞の譲渡は 8%（国 6.24%、地方 1.76%）、それ以外の課税資産の譲渡等は 10%（国 7.8%、地方 2.2%）とされている。
 - (2) インボイス制度への移行時期については、事業者の準備期間を考慮し、軽減税率制度の施行から 4 年後とされた。財務省「平成 28 年度税制改正の解説」808 頁。
 - (3) 例えば、3 万円未満の旅客の運送（航空機を除く。）や自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等については、インボイスの交付義務が免除されている。
 - (4) 古物営業など一部の取引については、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができる。
 - (5) デジタル庁ホームページ（https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/d130556b/20220607_policies_priority_outline_05.pdf）（令和 4 年 6 月 20 日最終閲覧）。

いる。さらに、令和 3 年 9 月 1 日には「デジタル庁」が発足し、行政におけるデジタル技術の活用について増々検討が進み、進展が図られていくことが考えられる⁽⁶⁾。

国税庁においては、申告・納税手続などを電子化することで事務の効率化を図ってきたところ、納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくためには、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要であるとの問題意識の下、「税務行政の将来像」⁽⁷⁾を取りまとめ、平成 29 年 6 月 23 日に公表した。さらに、令和 3 年 6 月 11 日には、平成 29 年 6 月の「税務行政の将来像」を経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえてアップデートした「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」⁽⁸⁾を公表している。その中で「納税者の利便性の向上（スムーズ・スピーディ）」のための取組として「申告・申請等の簡便化」⁽⁹⁾、「課税・徴収の効率化・高度化（インテリジェンス）」のための取組として「申告内容の自動チェック」⁽¹⁰⁾などが挙げられている。

-
- (6) デジタル庁ホームページにおいて「デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向の DX（デジタル・トランスフォーメーション）を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後 5 年で一気に作り上げることを目指します。徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体の DX の推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組を進めてまいります。」と示されている（<https://www.digital.go.jp/about>）（令和 4 年 6 月 20 日最終閲覧）。
- (7) 国税庁「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」（平成 29 年 6 月 23 日）。令和元年 6 月には施策イメージが具体化したものを「『税務行政』に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～」として公表している。
- (8) 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」。さらに、令和 3 年 12 月 17 日には、施策の実現に向けた工程表を取りまとめて公表した。国税庁「税務行政 DX～構想の実現に向けた工程表～」。
- (9) 具体的な項目としては、①確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現、②ワンソオンリー（一度提出した情報は、二度提出することは不要とする）を徹底する観点から、申請や届出については、その要否を不断に見直し、必要なものについては、入力事項を最小限にして、数回のクリック・タップで手続が完了する仕組みの実現などが挙げられている。
- (10) 具体的には、マイナンバーや法人番号をキーとして、納税者から申告された内容と国税当局が保有する各種データをシステム上でマッチングし、効率的に誤りを把握す

消費税の申告は、申告納税制度が採られており、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）の対象とされ、多くの事業者が e-Tax を利用して申告している状況にある⁽¹¹⁾。消費税の申告手続は、上記の「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」の施策の項目として明示的に挙げられているわけではないものの、インボイス制度及びデジタル技術を活用すれば、より「納税者の利便性の向上」や「課税・徴収の効率化・高度化」を実現することができると考えられる。

そこで、本稿では、インボイス制度への移行・経済社会のデジタル化を踏まえ、これらを活用した消費税の申告手続について考察することを目的とする。考察に当たっては、海外諸国の消費税（付加価値税）制度、とりわけ、電子インボイスの活用方法を分析するとともに、我が国の主に国税組織におけるデジタル（電子）化の取組などを概観した上で、我が国における消費税申告手続のあり方等について考察する。

具体的には、第 1 章において、消費税法の導入時点の議論等を整理するとともに、現行の消費税の申告手続等について確認する。

第 2 章においては、本稿の研究に当たり、関係のある消費税の税制改正の概要、とりわけ、軽減税率制度、インボイス制度の内容について概観する。

第 3 章においては、諸外国の取組として、まず、EU における電子インボイスの状況等について確認する。そして、各国における電子インボイスの活用やデジタル化の観点での具体的な施策の内容、その効果などについて概観する。

第 4 章においては、今後の消費税の申告手続の参考とするため、すでに取組が行われている我が国のデジタル（電子）化の施策について概観する。まず、現状のデジタル社会の実現に向けた政府全体の取組方針等を確認し、次に、我が国の国税組織におけるデジタル（電子）化として、e-Tax 制度の概要などを整理して、今後の消費税の申告手続の参考となる点を探求する。また、あわせて、民間事業者の電子インボイスの取組についても検討することで、消費税申

る取組（マッチングできるデータの拡大と正確性の向上）が挙げられている。

(11) 詳細な利用率は、本稿第 4 章第 2 節を参照。

告手続に反映できるのか、検討を行う。

そして、第 5 章において、第 1 章から第 4 章において確認した事項を踏まえて、今後の我が国の消費税の申告手続の方向性や制度としてあるべき姿を考察する。

第 1 章 消費税導入時の経緯等

本章では、消費税の導入時の経緯等を確認するとともに、消費税の構造や歴史、現行の消費税の申告手続等について整理する。

第 1 節 消費税創設の経緯

1 消費税創設の議論等

我が国では、憲法 30 条で納税の義務が規定されている。税制には、「公平性」、「中立性」、「簡索性」が求められ、「公平性」の観点では、いわゆる「垂直的公平」と「水平的公平」⁽¹²⁾の 2 点がある。所得課税は所得の大きさに応じて累進的な税負担を求めることができるため「垂直的公平」に役立つ機能があるのに対し、消費課税は所得把握の状況にかかわらず、消費の大きさに比例的な負担を求めることができるため、「水平的公平」の確保に役立つといわれているところ、消費税の導入以前の税制においては、所得課税に偏りすぎているという問題が生じていた⁽¹³⁾。

また、社会保障をはじめとする公共サービスを賄うための負担は、国民ができる限り幅広く公平に分かち合うことが望ましいという考え方が広まるとともに、社会保障の財政需要を支えるためには、景気の影響を受けにくく安定的な税収が期待できる一般的な消費課税を充実した税体系の方が適当と考えられた⁽¹⁴⁾。

さらに、消費税の導入以前は、個別間接税制度が採られており、特定の物品等を法律に掲名し、それらに異なった税率で課税していたところ、国民の所得水準が上昇し、消費態様が多様化・均質化してくると、消費支出全体の

(12) 一般的に「垂直的公平」とは、税負担の能力に応じ、能力の小さい者には負担を少なく、能力の大きな者にはより多くの負担を求める考え方をいい、「水平的公平」とは、税負担の能力が等しい者には同じ負担を求める公平であるという考え方をいう。

(13) 森信茂樹『最新消費税法』10 頁（税務経理協会、1997）。

(14) 森信・前掲注(13)11 頁。

中から課税すべき物品やサービスを客観的基準に従って選択・特定することは困難になっていた。その結果、個別間接税制度は、課税品目や税負担水準にアンバランスが生じるという問題があった。そのほか、世界の主要国のうち個別間接税のみに依存する間接税を採っていた国は日本だけとなっており、経済の国際化が進展する中で、諸外国と異なる制度を維持し続けることは、国際的摩擦の一因となっていた⁽¹⁵⁾。

これらの問題を解決するため、消費一般に広く負担を求める間接税制度の導入が必要と考えられた。

2 売上税法案の廃止、消費税法の成立

こうした問題を踏まえ、新たな間接税として「売上税」⁽¹⁶⁾が提示され、昭和 62 年 2 月 4 日、国会に法案が提出された。売上税法案は、これを巡り様々な動きがあったが、結局のところ、国会での委員会審議が一度も行われないうちに、国会の閉会とともに廃案となった。

しかし、その後、様々な議論⁽¹⁷⁾を経て、消費税法が昭和 63 年 7 月に法案として国会に提出され、同年 12 月に可決・成立し、平成元年 4 月から施行された⁽¹⁸⁾。

消費税導入前に検討されていた「売上税」の概要は、①消費に課税するものとして税率 5%、②税額票（インボイス）による前段階控除方式、③課税売上高 1 億円以下の事業者を非課税とする、といったものであった。

このように、売上税においては、インボイス制度を採用する制度設計が採られていた。

(15) 森信・前掲注(13)11 頁。

(16) 売上税に関しては、森信・前掲注(13)5－7 頁を参考にした。

(17) 詳細は、森信・前掲注(13)3－11 頁。

(18) 森信・前掲注(13)8 頁。

第 2 節 消費税の構造等

1 消費税の構造

消費税は、物品やサービスの消費に担税力を認めて課される租税であり⁽¹⁹⁾、我が国の消費税は、消費一般に広く薄く公平に負担を求めるという観点⁽²⁰⁾から、金融取引、資本取引などのほか、医療、福祉、教育の一部を除く、ほぼすべての国内取引や課税貨物を課税対象とする一般消費税である。

また、原則として全ての事業者が納税義務者とされており、事業者が行う生産、流通、最終消費というそれぞれの段階の取引に対して課税するという多段階課税方式が採用されている⁽²¹⁾。

消費税額の計算に当たっては、物品・サービスの販売者（提供者）、すなわち事業者の行う資産の譲渡及び貸付、役務の提供を課税標準とし、これに税率を適用して売上げに係る税額を計算するとともに、各段階で二重・三重に税が課されることによる課税の累積を排除するため、前段階の事業者から仕入れた物品・サービスに係る仕入税額を控除することとされる前段階控除方式が採用されている。

また、消費税の納税義務者は、国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れを行った事業者（消法 5 条 1 項）とされており、当該事業者が納付すべき消費税額を計算して申告し、納付する申告納税制度が採られている。

(1) 課税対象

消費税法は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等」を課税対象⁽²²⁾とし（消法 4 条 1 項）、「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」をいうと規定している（消法 2 条 1 項 8 号）。

(19) 金子宏『租税法第 24 版』801 頁（弘文堂、2021）。消費税は、直接消費税と間接消費税に区分され、さらに、間接消費税は、一般消費税と間接消費税に区分される。

(20) 金子・前掲注(19)813 頁。

(21) 森信茂樹『抜本的税制改革と消費税』147 頁（大蔵財務協会、2007）。

(22) 特定課税仕入れも課税対象となる。

また、消費に負担を求めるといふ税の性格上、課税対象から除外すべきものや社会的・政策的配慮から課税することが適当でないものがあり、非課税取引が規定されている⁽²³⁾ほか、消費税の課税対象ではあるが消費税が免除される輸出取引等がある。

課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額とされている（消法 28 条）。この場合の「対価の額」とは、実際の取引当事者間で授受された金銭等の対価とされている。

(2) 仕入税額控除

前述のとおり、消費税法は、課税の累積を排除するため、課税標準に係る消費税額から前段階の税額を控除する「仕入税額控除制度」を採用しており（消法 30 条 1 項）、同制度は、控除税額を算出するといった納税義務者（事業者）の事務負担はあるものの、産業経済に対して中立的であり、的確な国境税調整が可能となるほか、消費者にとっては商品価格と税負担との関係が明確となるといわれている⁽²⁴⁾。

仕入税額控除の要件について、消費税の創設当初は帳簿又は請求書等のいずれかを保存すること（いわゆる帳簿方式）が求められていたところ、平成 6 年の秋の税制改正において、制度に対する信頼性を高める観点から、帳簿及び請求書等のいずれも保存すること（いわゆる請求書等保存方式）に改められた。

また、前述のとおり、令和 5 年 10 月 1 日からは、複数税率下において適正な課税を確保する観点から、仕入税額控除の方式がインボイス制度に移行される。

なお、令和元年 10 月 1 日からインボイス制度に移行される令和 5 年 9 月 30 日までの間は、激変緩和措置として税率ごとに税額計算ができるよう帳簿及び請求書⁽²⁵⁾等の記載事項が追加された方式、いわゆる「区分記載

(23) 森信・前掲注(13)83 頁。

(24) 森信・前掲注(13)217 頁。

(25) いわゆる「区分記載請求書」を保存することとされている。

請求書等保存方式」とされている。

2 仕入控除税額の計算方法等

仕入控除税額は、その課税期間の課税売上割合⁽²⁶⁾が 95%以上の場合には、仕入れ等に係る税額は、ほぼ課税売上げに対応すると考えられるので、その全額が控除される（いわゆる「95%ルール」）こととなるが、95%に満たない場合には、非課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額は控除しないという考え方から、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した税額が仕入控除税額となる⁽²⁷⁾。

95%ルールは、事務負担に配慮する必要があると考えられる課税売上高が 5 億円以下の事業者に限定しており（消法 30 条 2 項）、課税売上高が 5 億円を超える事業者については、課税売上割合が 95%以上であっても、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法で計算することとなる。いずれの方法によるかは、事業者の選択に委ねられているが、一括比例配分方式を選択した場合には、2 年間は継続適用となることとされている（消法 30 条 5 項）。

なお、中小事業者の納税事務の簡素化の観点から、課税売上高 5,000 万円以下の事業者については、選択により課税標準に係る消費税額にみなし仕入率を乗じた額を仕入れに係る消費税額とみなすことによって、簡易的に納付税額を算出することができる「簡易課税制度」が設けられている⁽²⁸⁾（消法 37 条）。

3 消費税の申告手続

国税庁からは、消費税の申告を行うためには、帳簿への取引の記帳、帳簿

(26) その課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額のうちその課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合をいう（消法 30 条 6 項）。

(27) 森信・前掲注(13)227 頁。

(28) 森信・前掲注(13)257 頁。

記録に基づいた年間取引の集計、集計に基づいた申告書作成が必要であると説明がされている⁽²⁹⁾。特に、軽減税率制度実施後は、税率が複数となったことから、これらの手続にあたっては、税率ごとに対応する必要がある。

また、前述のとおり、仕入税額控除の適用を受けるためには請求書を保存する必要（買手としての対応）があり、インボイス制度後は、インボイスの交付が義務化される（売手としての対応）ため、売手と買手との両者の立場でインボイスへの対応が必要となる。こうしたインボイスの交付・保存に関する手続も、消費税の申告に関する事務手続であるといえるだろう。これらの事務手続は、事業者によっては、システム化して電子的に対応している者もいれば、例えば、中小・零細事業者などにおいては、紙ベースで対応している者もいるだろう。

インボイス制度後の消費税の申告手続のデジタル化を考察するに当たっては、単に、申告書作成や申告の際の税額計算のみならず、インボイスの作成・交付・受領・保存から、帳簿への記帳、年間取引の集計、申告書作成・提出といった一連の手続をいかにしてデジタル化できるか検討する必要があると考えられる。

(29) 国税庁「事業者の皆様へ（～区分経理から消費税申告書作成まで～）（令和元年 11 月）（令和 2 年 1 月更新）」 1 頁。

第 2 章 税制改正の動向

本章では、仕入税額控除に関する改正である平成 6 年度税制改正及び平成 28 年度税制改正について確認するとともに、軽減税率制度及びインボイス制度について概観する。

第 1 節 平成 6 年度税制改正

1 改正前（帳簿方式）

先に述べたとおり、消費税の導入時においては、仕入税額控除の適用を受けるため「帳簿又は請求書」の保存を要件とする、いわゆる「帳簿方式」が採用された。

EU 諸国においては、インボイス制度が採用されているところ、我が国でこれを採らなかつたことに関して、金子宏名誉教授は、「①我が国の事業取引においてインボイスを発行する習慣が一般的でないこと、②インボイスの発行を新たに義務付けることは事業者にとって大きな負担になること等の理由によるもの」であり、また、我が国でインボイス制度を採用しなかつたのは、「産業界、特に中小企業の間で反対論がきわめて強かつた」ことが理由だと述べられている⁽³⁰⁾。

2 改正の概要

平成 6 年秋の税制改正において、平成 9 年 4 月 1 日から、消費税率を 4 % に引き上げるとともに、地方消費税⁽³¹⁾を創設し、その合計税率が 5 % とされた。

(30) 金子宏「総論－消費税制度の基本的問題点－」日税研論集第 30 号『消費税』16 頁（日本税務研究センター、1995）。

(31) 地方消費税は、税制改革の柱の一つとして、地方分権の推進・地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から導入され、消費税額を課税標準とし、税率は 25%（消費税率 1%）とされた。

また、前述のとおり、仕入税額控除制度をより厳格化し、制度の信頼性を高める観点から、仕入税額控除の保存要件について、帳簿又は請求書等から帳簿及び請求書等と改正され、帳簿と請求書等のいずれも保存する、いわゆる「請求書等保存方式」が採用された⁽³²⁾。

本改正について、金子宏名誉教授は、「帳簿および請求書等の保存が義務づけられたのは、消費税制度をE U型のインボイス方式に切り替えるための準備の意味をもっていたと考えられる」と述べられている⁽³³⁾。

第 2 節 平成 28 年度税制改正

1 平成 28 年度税制改正大綱等

消費税率に関しては、平成 24 年の社会保障と税の一体改革⁽³⁴⁾により、平成 26 年 4 月から 8% となり、令和元年 10 月 1 日⁽³⁵⁾からは 10% となった。これら、消費税率の引上げについては、低所得者対策が必要であるとの議論があり、数年にわたり様々な議論がなされた⁽³⁶⁾。そして、平成 27 年 12 月 16 日に平成 28 年度与党税制改正大綱（以下「平成 28 年度与党大綱」という。）が決定され、低所得者対策として軽減税率制度が採用されることが示された。さらに、平成 28 年度与党大綱では、軽減税率制度の採用に伴い、税率が複数となることから、「複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、事業者に必要な説明を行いつつ、インボイス制度を導入する。」⁽³⁷⁾とし、インボイス制度の概要が示された。そして、平成 28 年 2 月には、軽減税率制度・インボイス制度を盛り込んだ改正法案が国会に提出され、同年 3 月に可

(32) 森信・前掲注(13)53 頁。

(33) 金子・前掲注(19)838 頁。

(34) 詳細は、財務省「平成 25 年度税制改正の解説」954 頁以下。

(35) 税率の引上げ時期に関しては、当初、平成 27 年 10 月 1 日を予定していたところ、2 度の延期を経て、令和元年 10 月 1 日となった。

(36) 平成 28 年度税制改正大綱までの消費税改正に関する議論の詳細については、財務省・前掲注(2)759 頁以下参照。

(37) 自民党・公明党「平成 28 年度税制改正大綱」12 頁。

決・成立した。

2 消費税の軽減税率制度

(1) 軽減税率制度の概要

軽減税率制度は、令和元年 10 月 1 日に消費税率 10% の引上げに伴い、実施されたもので、具体的には、同日以降の対象品目の販売（譲渡）には軽減税率が適用され、それ以外の取引には標準税率が適用される。

イ 軽減税率の対象品目

軽減税率の対象は、飲食物品⁽³⁸⁾と新聞⁽³⁹⁾の譲渡とされている。

ロ 税率

軽減税率は 8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）、標準税率は 10%（国分 7.8%、地方分 2.2%）である。

(2) 軽減税率制度の実施による影響

イ 仕入税額控除の要件

先に述べたとおり、インボイス制度への移行までの 4 年間、具体的には、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間は、いわゆる「区分記載請求書等保存方式」による運用となることとされた。

区分記載請求書等保存方式の下においては、仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等（いわゆる区分記載請求書等）には、軽減

(38) 軽減税率の対象品目である「飲食物品」とは、食品表示法 2 条 1 項に規定する食品をいい、酒税法 2 条に規定する酒類、外食等は除かれている（改正法附則 34 条 1 項一号）。また、食品と食品以外の資産を組み合わせた一定の一体資産も飲食物品に含まれる。国税庁が発出している軽減通達において、飲食物品とは、一般に人の引用又は食用に供されるものであることが示されている。なお、適用税率の判定は、その販売の時点で行うこととされているため、例えば、工業用の塩や家畜の飼料など販売時点で人の引用又は食用に供されないものの販売は、軽減税率の適用対象にならない（軽減通達 2）。

(39) 軽減税率の対象品目である「新聞」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいう（改正法附則 34 条 1 項 2 号）。

税率制度の実施前において法定記載事項とされていた事項⁽⁴⁰⁾に加え、その取引が「軽減税率の適用対象である旨」、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）」の記載が必要となり、帳簿においては「軽減税率の適用対象である旨」の記載が必要となる⁽⁴¹⁾。

ロ 区分経理等

軽減税率制度の実施後、複数税率となったことから、消費税の納付税額の計算については、税率ごとに行う必要がある。具体的には、軽減税率の対象となる課税売上げと標準税率の対象となる課税売上げを区分してそれぞれの課税標準を算出⁽⁴²⁾し、それぞれ税率を乗じて消費税額を算出した上、これらを合計した金額が売上税額となる。

仕入税額については、軽減税率の対象となる課税仕入れと標準税率の対象となる課税仕入れを区分して、それぞれの税率を乗じたものを合計して算出することとなる。

これらの計算を適正に行うためには、日々の取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（以下「区分経理」という。）を行う必要がある。この点、帳簿には、「軽減税率の適用対象である旨」さえ記載されていれば法令上の要件を満たすこととなり、必ずしも税率ごとに区分して記帳しなくてもよいともいえるものの、現行においては、多くの事業者が帳簿から消費税の納付税額を計算していることから、区分経理を行うことが合理的であると考えられ、国税庁からもそのような説明がなされている⁽⁴³⁾。

(40) 記載事項は、①書類の作成者の氏名又は名称、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容、④課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）、⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称とされていた。

(41) 受領した区分記載請求書に「軽減税率の適用対象である旨」又は「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）」の記載がないときは、その交付を受けた事業者が、その取引の事実に基づいて、これらの項目を追記してこれを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができる。

(42) 軽減税率の対象となる課税売上げには 100/108、標準税率の対象となる課税売上げには 100/110 を乗じる。

(43) 国税庁・前掲注(29)2頁。

区分経理は、事業者の事務負担の増加、とりわけ小規模事業者の事務や費用の負担が懸念されていたものの、令和 2 年 11 月 18 日の第 203 回国会衆議院財務金融委員会において、政府から、軽減税率制度の実施に伴う深刻なトラブルは生じていないとの説明がなされている⁽⁴⁴⁾。

なお、詳細については後述するが、インボイス制度においては、税額計算の方法として「積上げ計算」が一般に認められるため、必ずしも帳簿から税額を算出する必要はない。

3 インボイス制度

これまでの我が国の消費税制度は、単一税率であり、かつ、非課税対象が限定的であることを踏まえ、これまで「請求書等保存方式」が採用されてきたが⁽⁴⁵⁾、複数税率の下においては、売手と買手の間で、その取引に課される消費税の適用税率が標準税率 10%なのか、軽減税率 8%なのかが明らかでなければ、正しく消費税額の計算ができないこととなる。

具体的なケースとして、売手が食品として塩を販売した場面においては、売手は売上げに係る税率を飲食料品の譲渡として軽減税率 8%で計算するのに対し、買手がその塩を工業用に使用するとして標準税率 10%で仕入税額控除を適用するようなことがあつては、同じ取引に対する売手と買手の適用税率や消費税額が異なることとなり、正しく税額計算ができないこととなる⁽⁴⁶⁾。

(44) 令和 2 年 11 月 18 日の第 203 回国会衆議院財務金融委員会において、太田昌孝議員から軽減税率制度の実施後の影響について質問がなされ、政府参考人である樋水国税庁次長が「消費税の軽減税率制度につきましては、初めて導入される制度であったことから、事業者の方が戸惑うことのないよう、説明会の開催、コールセンターの設置など、丁寧な取組を行ってきたところでございます。個々の事業者の方が実務の現場においてさまざまな工夫や準備などをしていただいたおかげで、軽減税率制度が実施されて初めての確定申告においても、深刻なトラブルが生じたということは聞いておりません。また、コールセンターの相談件数につきましても、制度実施直前には一日当たり二千件を超える水準でございましたが、現在は百件程度となっております。」と答弁している。「第 203 回国会衆議院財務金融委員会議事録第 2 号」4 頁。

(45) 財務省・前掲注(2)808 頁。

(46) 池永晃造『消費税インボイス制度の実務と Q & A』2 頁（大蔵財務協会、2021）の例を参考とした。

このようなことがないよう、複数税率下において、適正な課税を確保する観点から、インボイス制度に移行される。

(1) インボイスの意義

イ インボイスとは

インボイスとは、単純に英訳すると「送り状、仕入れ書、納品（請求、明細）書」を指す⁽⁴⁷⁾が、インボイス制度におけるインボイスとは「売手から買手に対して適用税率や消費税額等を伝えるための手段」⁽⁴⁸⁾といわれており、具体的には、新消法 57 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項（以下「法定事項」という。）が記載されたものをいう。このため、請求書のほか、例えば、領収書、レシート、納品書など名称を問わず、法定事項さえ記載されていれば、インボイスに該当する。

また、インボイスは書面に限らず、法定事項を記録した電磁的記録（以下「電子インボイス」という。）を提供することも制度的に認められている。

ロ インボイスの端数処理

インボイスの記載事項である「消費税額等」の計算については、一定のルールがあり、具体的には、一のインボイスにつき、税率ごとに 1 回の端数処理⁽⁴⁹⁾を行うこととされている。したがって、インボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1 円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められない。

この点、例えば、納品の都度交付する書類をインボイスとするのであれば、その書類の単位で端数処理を行うこととなる。

一方で、我が国の商慣習として一月分の売上げをまとめて一の請求書（以下「合算請求書」という。）として交付することが多々あるが、合算

(47) 瀬戸賢一、投野由紀夫『プログレッシブ英和中辞典第 5 版』（小学館、2012）。

(48) 池永・前掲注(46) 7 頁。

(49) 端数処理の方法は、切上げ、切捨て、四捨五入など、任意の方法とすることができる。

請求書にインボイスの記載事項である消費税額等を記載する場合、前述のとおり、個々の商品ごとに端数処理をすることができないため、合算請求書に記載している商品単位や納品単位などでの端数処理はできず、合算請求書に記載している税率ごとの対価の合計額から消費税額等を算出することになる⁽⁵⁰⁾。

近年、事業者の多くが請求書を作成するに当たって、請求書作成・発行システムなど IT ツールを活用していると考えられるところ、本改正内容については、システムの対応（システム改修・導入）が求められると考えられる。

ハ インボイスの交付等

インボイスの交付に関しては、一の書類等で法定事項を全て記載するのではなく、例えば、納品書と請求書等の二以上の書類であっても、これらの書類の相互の関連が明確であり、交付を受ける事業者が法定事項を適正に認識できる場合には、その複数の書類の全体によりインボイスの法定事項を満たすこととなる⁽⁵¹⁾。

また、法定事項の記載については、特例⁽⁵²⁾が設けられており、例えば、法定事項のうち取引の相手方の氏名又は名称や販売する商品・役務の内容について、取引先コードや商品コードなどの記号や番号による表示で差し支えないこととされている。

なお、小売店や飲食店など不特定多数の者と取引する業種については、インボイスの法定事項を緩和した適格簡易請求書（以下「簡易インボイス」という。）を交付することが認められている。

(2) インボイス発行事業者の登録制度

インボイスを交付することができるのは、「インボイス発行事業者」のみ

(50) 後述のとおり、一の書類で法定事項を全て記載するのではなく、二以上の書類で法定事項を満たすケースにおいては、例えば、納品書に消費税額等を記載し、合算請求書に不足事項を記載して要件を満たすことも可能であると考えられる。

(51) インボイス通達 3-1（請求書の意義）。

(52) インボイス通達 4-5（帳簿及び請求書等の記載事項の特例）。

とされており⁽⁵³⁾、インボイス発行事業者となるためには、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、インボイス発行事業者として登録を受けなければならない⁽⁵⁴⁾。

インボイス発行事業者として登録を受けることができるのは、「課税事業者」に限られるため、「免税事業者」は登録を受けることができない。この結果、免税事業者は、インボイス発行事業者となることができないことから、インボイスを交付することができないこととなる。

インボイス発行事業者の登録は、登録申請書の提出を受けた税務署長が、「適格請求書発行事業者登録簿」（以下「登録簿」という。）に氏名や登録番号等を登載することにより効力が生じ、登録簿に登載された情報は、国税庁の公表サイト⁽⁵⁵⁾において公表されている。

この公表サイトは、令和 3 年 10 月 1 日に開設されており、同年 11 月 1 日に初めてインボイス発行事業者が公表されるとともに、登録番号の検索機能等の利用が開始された。この公表サイトでは、登録番号をキーにインボイス発行事業者を検索することができるほか、インボイス発行事業者の登録情報を一括ダウンロードできる機能⁽⁵⁶⁾を有し、さらに、WEB-API 機能⁽⁵⁷⁾を有している。これらを活用することで、取引先がインボイス発行事業者かどうかを確認することが可能となる。

吉村典久教授は、こうしたインボイス発行事業者の登録制度について、「インボイス制度を実行ならしめる核心的なものである」と述べられている

(53) 新消法 57 条の 4 第 1 項。

(54) 新消法 57 条の 2 第 1 項。

(55) 国税庁「インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト」

(<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/index.html>) (令和 4 年 6 月 1 日最終閲覧)。

(56) ファイル形式は、CSV、XML 及び JSON 形式の 3 種類、文字コードは「Unicode (JIS 第一～第四水準)」に対応している。

(57) Web-API 機能とは、利用者が保有するシステムからインターネットを經由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した登録番号で抽出した情報、指定した期間で抽出した更新（差分）情報を取得するための、システム間連携インターフェース（データ授受の方式）を提供するものをいう。国税庁・前掲注(55)参照。

る⁽⁵⁸⁾。事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、インボイス発行事業者からインボイスの交付を受けて、これを保存することが必要であることから、取引先がインボイス発行事業者であるかどうかは、実務においても非常に重要な事項となる。そうした意味で、インボイス発行事業者かどうかを確認することができるこの公表サイトは、非常に重要なものであり、事業者の実務において非常に活用されるものであると考えられる。

(3) 売手（インボイス発行事業者）の義務

イ インボイスの交付義務

区分記載請求書保存方式においては、売手に請求書を交付する義務が課されていないところ、インボイス制度においては、売手にインボイスの交付義務が課される⁽⁵⁹⁾。具体的には、インボイス発行事業者は、免税事業者を除く事業者、すなわち課税事業者から、インボイスの交付を求められたときは、原則として、インボイスを交付しなければならないこととされている。

この点、相手方が免税事業者でない者に対してインボイスを交付することも差し支えないこととされており、例えば、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの小売店のように不特定多数の者に対して商品の販売等を行う事業者においては、販売時に相手方が課税事業者かどうかを判断するのは非常に煩雑であろうから、一律に相手方に交付する書類、一般的にはレシートを（簡易）インボイス対応することが考えられる⁽⁶⁰⁾。

なお、例えば、電車やバスなどの旅客運送サービス、自動販売機での商品販売など、事業者が行う事業の性質上、インボイスを交付すること

(58) 吉村典久「消費税の改正—軽減税率制度とインボイス導入の衝撃」ジュリスト 1493 号 28 頁 (2016)。

(59) 新消法 57 条の 4 第 1 項。具体的には、インボイスのほか、簡易インボイス、適格返還請求書及び交付したインボイスに誤りがあった場合には修正したインボイスについて交付義務が課される。

(60) 池永・前掲注(46)33 頁。

が困難な一定の取引については、インボイスの交付義務が免除されている⁽⁶¹⁾。

ロ 交付したインボイスの写しの保存

インボイス発行事業者には、交付したインボイスの「写し」の保存義務が課せられ⁽⁶²⁾、ここでいう「写し」とは、交付した書類そのものを複製したものに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれることとされており、例えば、レジのジャーナル、複数のインボイスの記載事項に係る一覧表や明細表などの保存があれば足りることとされている⁽⁶³⁾。

なお、後述する電子インボイスについては、「写し」の概念がなく、すなわち、提供した電子インボイスそのものを保存することとなる。

(4) 買手の義務（仕入税額控除の要件等）

前述のとおり、インボイス制度後、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿及びインボイス⁽⁶⁴⁾の保存が必要となる。

買手の目線での、インボイス制度移行の大きなインパクトは、前述のとおり、免税事業者からの課税仕入れについて、仕入税額控除の適用を受けることができないことである。この点については、インボイス制度を円滑に導入するといった観点⁽⁶⁵⁾から、激変緩和措置として、インボイス制度に移行される令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで、免税事業者からの課税仕入れについて、その一部の仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられている⁽⁶⁶⁾。

(61) 新消令 70 条の 9 第 2 項。3 万円未満の公共交通機関による旅客の運送、3 万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売など一定の取引がこれに該当する。

(62) 新消法 57 の 4 第 6 項。

(63) 池永・前掲注(46)44 頁。

(64) インボイスのほか、簡易インボイス、適格返還請求書、修正インボイスが必要となる。

(65) 財務省・前掲注(2)823 頁。

(66) 改正法附則 52 条、53 条。具体的には、インボイス発行事業者以外の者から交付を受けた区分記載請求書を保存している場合には、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9

なお、現行と同様に買手が作成して相手方の確認を受けた仕入明細書の保存により仕入税額控除の適用を受けることができるほか、一部の取引⁽⁶⁷⁾については、インボイスの交付を受けることが困難であることなどの理由により、インボイスの保存がなくとも、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができることとされている。

また、帳簿については、これまで同様、仕入税額控除の適用を受けるために保存が必要であるところ、その記載事項については、「区分記載請求書保存方式」から変更がない⁽⁶⁸⁾。

(5) 税額計算

前述のとおり、現行、消費税額の計算については、原則、課税売上げの対価の額から課税標準を算出して税率を乗じる、いわゆる、「総額割戻し計算」が採られている。

インボイス制度後は、インボイスに消費税額が明示的に表示されることとなるため、税額計算についても、これを基に計算することが認められる。具体的には、消費税額について、「総額割戻し計算」のほか、売上税額、仕入税額ともに、インボイスに記載された消費税額を積み上げて計算する、いわゆる「積上げ計算」を選択することが可能となる⁽⁶⁹⁾。この結果、実務でこれまで採られていた帳簿を基とした税額計算ではなく、交付したインボイスと受領したインボイスに記載されている消費税額をそれぞれ合計し

月 30 日までは仕入税額の 80%、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは仕入税額の 50%について、仕入税額控除の適用を受けることができる。

- (67) 例えば、前掲注(61)の取引のほか、古物営業や質屋を営む者がインボイス発行事業者でない者からの購入などが挙げられる。
- (68) 具体的な記載事項は、①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②課税仕入れを行った年月日、③課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）、④課税仕入れに係る支払対価の額とされている。
- (69) 売上税額の計算について「総額割戻し計算」を選択する場合は、仕入税額の計算について「総額割戻し計算」、「積上げ計算」ともに選択可能であるが、売上税額の計算について「積上げ計算」を選択する場合は、仕入税額の計算も「積上げ計算」が強制される。

た上、交付したインボイスの消費税額の合計額から受領したインボイスの消費税額の合計額を控除すれば、納付税額の算出が可能となる。こうしたことに関し、渡辺智之教授は、「インボイス制度においては、消費税の税額についてインボイスに記載された税額を積み上げ（仕入れに係る税額はマイナス項目として積み上げ）て、納税額を計算することも可能になるので、消費税を、会計情報を基盤とした企業所得課税とは別個の、取引ベース課税として機能させることも可能になる」と述べられている⁽⁷⁰⁾。

(6) 電子インボイス

イ 電子インボイスとは

先に述べたとおり、電子インボイスとは、法定事項を記録した電磁的記録をいい、例えば、単に紙で作成したインボイスをスキャンして作成した（PDF ファイルなどの）電子データや、法定事項を読み取り可能なテキストデータで記録した電子データなど様々なものが該当し得る。どのような電子データを電子インボイスとするかは、事業者の任意であるため、電子インボイスの標準フォーマットが事業者によって異なると円滑にシステム的に対応できないことが考えられるところ、詳細については第 4 章で後述するが、現在、民間事業者団体とデジタル庁において、電子インボイスの標準フォーマットの策定に向けて検討を進めているところである。

ロ 従来の取扱い（インボイス制度移行前において電子データで請求書を受領した場合）

区分記載請求書等保存方式においては、例えば、インターネットを通じた取引で取引先から区分記載請求書を電子データでしか受領していなかった場合、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合⁽⁷¹⁾に該当し、帳簿の記載事項に加えて、インターネットを利用した取引による課税仕入れであること及び課税仕入れの相手方

(70) 渡辺智之「経済の電子化と消費税制の対応」ジュリスト 1539 号 30 頁（2019）。

(71) 消基通 11-6-3（5）。

の住所又は所在地を記載して保存する場合には、仕入税額控除の適用を受けることができることとされている⁽⁷²⁾。すなわち、現行の消費税の制度では、請求書は書面のもを想定しており、電子データは保存すべきものの対象とされていないということである。

ハ インボイス制度後の電子インボイスの取扱い等

一方で、インボイス制度において、取引先から提供を受けた電子インボイスについては、仕入税額控除の適用を受けるために保存すべきものの対象とされており、電子インボイスの提供を受けた事業者は、仕入税額控除の適用を受けるために、電子インボイスを電子データで保存するか、出力して書面で保存するかのいずれかの対応をしなければならない⁽⁷³⁾。

電子データで保存する場合、例えば、自社のサーバーやクラウドサービスを利用して電子インボイスを保存することが考えられるが、そうした場合は、タイムスタンプの付与又は訂正や削除の履歴が確認できるシステムを利用するなど、電帳法に準じた方法⁽⁷⁴⁾により必要な措置を行わなければならない。

出力して書面で保存する場合には、電子インボイスを「整然とした形式及び明瞭な状態」⁽⁷⁵⁾で出力して保存することで、その仕入税額控除の適用要件を満たすこととなり、この場合は、電子インボイスを電子データとして保存する必要はない。

また、前述のとおり、小売店等は簡易インボイスの交付が認められて

(72) 末安直貴『消費税質疑応答集』812頁（大蔵財務協会、2021）。

(73) 池永・前掲注(46)87頁。

(74) 詳細については、池永・前掲注(46)87頁を参照。

(75) 「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいい、一般的には、記録項目の名称とその記録内容の関連付けが明らかであるなど、書面の帳簿書類に準じた規則性をもった出力形式を、容易に識別できる程度の文字間隔、文字ポイント及び文字濃度をもった出力状態が確保される必要があるとされている。池永・前掲注(46)89頁。

いるところ、実務においてもいわゆる電子レシートが提供されているといったことがあり、平成 29 年度税制改正において、この電子レシート（以下「電子簡易インボイス」という。）も認められることとなった。

このように、これまでの消費税制度では、請求書等について「書面」でのやり取りを前提とし、当然にその保存も「書面」ということが想定されていたところ、インボイス制度後は、電子インボイスの提供・保存を認めることによって、電子的なやり取りも踏まえた制度設計がなされているといえる。

インボイス制度後の消費税の申告手続のデジタル化を考察するにあたっては、この電子インボイスを活用することが必要不可欠であると考えられる。

第 3 章 諸外国の取組等

本章では、諸外国の消費税（付加価値税）制度について、電子インボイスの概要や導入による影響等を概観するとともに、各国の付加価値税（以下「VAT」という。）制度の具体的な取組等について確認する。また、申告に関する制度として「記入済申告書」について概観する。

第 1 節 EU における電子インボイス等

1 EU におけるインボイスの概要

EU 加盟国の VAT 制度は、それぞれの国で詳細が異なるものの、基本的に VAT 指令⁽⁷⁶⁾により加盟国が従うべきルールを統一しており、VAT 指令ではインボイス制度が採用されている。EU のインボイス制度においても、課税事業者に対して、課税取引を行った際にインボイスの交付が義務付けられている⁽⁷⁷⁾ほか、課税事業者しかインボイスを発行することができないこととされている。

また、税額の計算⁽⁷⁸⁾にあたっては、売上げに係る付加価値税額から仕入れに係る付加価値税額を控除する方式（仕入税額控除方式）が採用されており⁽⁷⁹⁾、仕入税額控除の適用を受けるためには、インボイスの保存が必要となる⁽⁸⁰⁾。渡辺智之教授は、こうした点が、インボイスの最も重要な機能であると指摘する⁽⁸¹⁾。このように、EU の VAT 制度におけるインボイスは、事業者にとっては税額計算を行う権利があることを証明するとともに、税額控除に

(76) 付加価値税の共通制度に関する EU 理事会指令（Council Directive 2006/112/EC of 28 November 2006 on the common system of value added tax.）。

(77) VAT 指令 220 条。

(78) 納税額の算出にあたっては、基本的にはインボイスに記載された税額を合計して積算し、税額を算出することとなる。

(79) VAT 指令 179 条。

(80) VAT 指令 178 条 a。

(81) 渡辺智之「電子インボイスを巡る EU の動向」税務弘報 61 巻 7 号 114 頁（2013）。

関する情報を提供する役割を持つほか、課税当局にとっては、制度を円滑に執行する役割を果たすことが期待されており、VAT 制度の極めて重要な役割を担っている。

一方で、EU でやり取りされたインボイスの総量は、2017 年で 349 億件という推定がされており⁽⁸²⁾、その交付には一定の事務量を要する。この点、EU においては、紙のインボイスを電子化すれば、取引の効率化と事務負担の軽減につながると考えられ、そのためには EU 内のインボイスに関する規定の簡素化・明確化と EU 内でのハーモナイゼーションが必要とされたことから⁽⁸³⁾、EU 内で電子インボイスの普及促進、ルールの統一化のための指令が発出されることとなる⁽⁸⁴⁾。

2 EU における電子インボイスの概要等

EU の VAT 制度における電子インボイスは、まず 1999 年の指令⁽⁸⁵⁾において、電子署名に関する事項が定められたところからスタートした⁽⁸⁶⁾。

次に、EU は、インボイスのルールの統一を図る⁽⁸⁷⁾とともに、電子インボイスの普及促進を目指して 2001 年にインボイスに関する指令（以下「第一次インボイス指令」という。）⁽⁸⁸⁾を発出して電子インボイスのルールを規定した⁽⁸⁹⁾⁽⁹⁰⁾。第一次インボイス指令では、電子インボイスに関して、加盟国で

(82) European Commission (2019). “Study on the evaluation of invoicing rules of Directive 2006/112/EC Final Report” p53.

(83) 渡辺・前掲注(81)115 頁。

(84) EU の電子インボイスの導入に関する経緯については、渡辺・前掲注(81)115－119 頁が詳しく解説している。

(85) Directive 1999/93/EC of the European Parliament and of the Council of 13 December 1999 on a Community framework for electronic signatures.

(86) 安部和彦「インボイスの電子化と仕入税額控除」税理 64 巻 2 号 5 頁（2021）。

(87) 前述のとおり、現在は EU 加盟国におけるインボイスのルールが VAT 指令により統一されているが、以前は統一されていなかった。

(88) Council Directive 2001/115/EC.

(89) EU においては、その後しばらくインボイス指令と VAT 指令とで別個の規定であったが、2006 年の VAT 指令によってインボイス指令が組み込まれて統一化された。安部・前掲注(86) 5 頁。

(90) 例えば、電子インボイスの利用に当たって、事前に取り先からの了承を得ることが

任意に規定できるとされていたため、各加盟国の異なる規定がそのまま維持されてしまっていた⁽⁹¹⁾。このため、第一次インボイス指令が発出されてもなお、EU 加盟国内で統一的に施策が実施されず、電子インボイスの普及促進という目的は達成されなかった。

これを踏まえ、2009 年に、第一次インボイス指令の欠点・電子インボイスの普及の障害・国境を超えた取引の障害などに対処することを目的とした指令の提案が発表され、政治的な交渉を経て、2010 年に VAT 指令が改正（以下「第二次インボイス指令」という。）⁽⁹²⁾された⁽⁹³⁾。

第二次インボイス指令では、電子インボイスが紙のインボイスと同等の取扱いがされることとなったほか、電子インボイスの要件が一定程度緩和されたため、本指令が採択されたことは、EU における税務コンプライアンスのデジタル化の重要な節目であり、電子インボイスの利用促進の効果があつたといわれている⁽⁹⁴⁾。また、これまでインボイスの記載事項については、各加盟国が裁量で定められる項目があるため、国境を超えた取引では、どの加盟国の法律が適用になるかが不明確であったところ、第二次インボイス指令により、どの国の法律が適用されるのか、その原則が示された⁽⁹⁵⁾。具体的には、VAT 指令 219a 条により、原則として、請求書の対象となっている取引の課税地の規定が適用されることとなる⁽⁹⁶⁾。

必要とされた。

(91) Supra note (82), p18.

(92) Council Directive 2006/112/EU of 13 July 2010 amending Directive 2006/112/EC on the common system of value added tax as regards the rules on invoicing.

(93) Supra note (82), pp18-19.

(94) Aleksandra Bal (2019) “VAT Trends in Europe Digitalization and Real Time Filing” tax notes international, February 18,2019, p718.

(95) 溝口史子『EU 付加価値税の実務第 2 版』213 頁（中央経済社、2020）。

(96) 例えば、ドイツの事業者がスイスの事業者に対してイタリア国内で課税資産の譲渡等を行った場合、原則としてイタリアの請求書に関する規定が適用されることとなる。溝口・前掲注(95)213 頁。

3 電子インボイスの導入による影響等

電子インボイスを導入することについては、手作業による請求書の処理に係る人件費、紙代、印刷代、郵送代、配送代などのコスト削減につながるとともに、効率的な決済ルーティンや社内の承認プロセスの構築に役立ち、キャッシュフローをより管理できるといった効果があるといわれている⁽⁹⁷⁾。また、電子インボイスを導入して自動化された購買・決済システムを導入している企業においては、従来の紙の請求書に比べて、請求書の処理速度が平均で7倍速く、コストも10分の1に軽減されたといわれている⁽⁹⁸⁾。

具体的なコスト削減効果については、欧州委員会の第二次インボイス指令に係る影響の調査結果によれば、電子インボイスの利用拡大により、2014年から2017年の間に9億2,000万ユーロ（そのうち2017年においては5億4,000万ユーロ）のコスト削減が図られているという⁽⁹⁹⁾。

EUの電子インボイスの普及率をみてみると、2014年においては、零細企業25%、小企業39%、中堅企業45%、大企業52%⁽¹⁰⁰⁾で、全体としては36%であったところ、2017年になると零細企業51%、小企業58%、中堅企業66%、大企業70%、全体58%と全ての規模で利用増加が見受けられるが、とりわけ、零細企業の伸び率（26%）が高い⁽¹⁰¹⁾。

4 VAT申告と電子報告等

EUにおけるVAT申告については、加盟国により1年を超えない範囲で課税期間を定めることができ、同様に申告期限も加盟国により課税期間の終了後2か月を超えない範囲で定めることができるとされている。また、加盟国には電子申告を導入する義務が課されているが、事業者へ電子申告の義

(97) Supra note (94), p718.

(98) Adam Rombel (2007) "Paving The Way For E-invoices" Global Finance Magazine MARCH 01, 2007.

(99) Supra note (82), p104.

(100) 従業員数により、0～9人が零細企業、10～49人が小企業、50～249人が中企業、250人以上が大企業と区分されている。Supra note (82), p54.

(101) Supra note (82), p91.

務を課すかどうかは、加盟国の裁量に委ねられている⁽¹⁰²⁾。

OECD 加盟国では、VAT コンプライアンスの確保等を目的に、事業者に対して申告とは別に取引情報の電子報告（以下「e-reporting」という。）を求める施策を行う国が少なくない。OECD によれば、2000 年以降、OECD 加盟国⁽¹⁰³⁾のうち、ベルギー、カナダ、フィンランド、アイスランド、日本を除く国が e-reporting を含め何らかの取引情報の報告義務を課している⁽¹⁰⁴⁾。

e-reporting には、①取引情報の報告、②SAF-T による報告、③Real-time reporting の 3 種類がある⁽¹⁰⁵⁾。以下、①から③の概要について説明するが、各国の e-reporting の詳細については、第 4 節以降において触れることとする。

(1) 取引情報の報告

取引情報の報告は、VAT リストとも呼ばれており、事業者が四半期ごとや 1 年ごとなど定期的に、各取引に関する情報を課税当局に提供することをいう。ラトビア、エストニア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、イタリア⁽¹⁰⁶⁾、ブルガリアで導入されている。

(2) SAF-T による報告

SAF-T (Standard Audit File for TAX) とは、納税者と税務当局との間で税務・会計情報を電子的に交換することを目的として OECD が 2005 年に開発した標準化された電子ファイルをいう⁽¹⁰⁷⁾。SAF-T は、事業者の会計システムに基づいて作成することが可能であり、総勘定元帳、売上・仕入元帳、固定資産台帳、棚卸台帳などの取引に関する帳票の情報を持つこ

(102) 溝口・前掲注(95)24 頁。

(103) 2021 年 12 月現在は 38 か国。

(104) OECD (2020) “Consumption Tax Trends 2020 VAT/GST and Excise Rates, Trends and Policy Issues”, p59.

(105) Supra note (82), pp81-82. 上記「イ 取引情報の報告」から「ハ Real-time reporting」についてもこれを参照している。

(106) 2019 年 1 月より Real-time reporting を導入している。詳細は後述する。

(107) Supra note (82), p82.

とが可能とされている⁽¹⁰⁸⁾。すなわち、VAT のみならず、所得税や法人税の観点からも取引情報を求めることが可能であり、一部の国においては、VAT の観点からは取引データの報告を義務化しつつ、所得税や法人税の観点からは税務当局からの求めがあった場合のみ、SAF-T を活用した報告を義務付けるといった施策が行われている。SAF-T は、ポルトガル、リトアニア、ポーランドなどで導入されている。

(3) Real-time reporting

Real-time reporting⁽¹⁰⁹⁾とは、取引が発生し、その請求書を発行した際に税務当局に電子インボイスを提供する制度である。詳細は後述するが、イタリアでは、事業者間で電子インボイスを直接やり取りするのではなく、売手の事業者が税務当局に電子インボイスを提供し、税務当局で承認の上で、買手の事業者へ電子インボイスを提供するといった施策が採られている。また、国によっては、一定金額以上の取引についてのみ報告の義務を課すなど、施策の内容は異なっている。Real-time reporting は、スペインとハンガリーでも導入されている。

とりわけ、(2)・(3)の施策は、基本的に加盟国が独自にルールを設定し、加盟国内における取引に対して義務を課していることが多い。

欧州委員会においては、VAT に関する e-reporting が重要であるものの、加盟国間でルールが異なることが企業への負担となっていることを指摘し、今後、EU 域内の取引に関するリアルタイム報告について検討することとしている⁽¹¹⁰⁾。

(108) Supra note (94), p718.

(109) Supra note (82) では、「Quasi real-time reporting」としており、ここでの「Quasi」はインボイスを交付する際に課税当局の承認を必要としないことを指す。したがって、イタリアの施策は、「Quasi real-time reporting」ではなく、「Real-time reporting」となる。本稿では、Quasi real-time reporting と Real-time reporting を区別せずに、「Real-time reporting」と記載する。

(110) European Commission,(2020)“COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL AN ACTION PLAN FOR FAIR AND SIMPLE TAXATION SUPPORTING THE RECOVERY STRATEGY”, p9.

また、BtoC 取引における現金取引の監視への関心も高まっており、OECD 加盟国の 16 개국⁽¹¹¹⁾が事業者に電子レジスターの使用を義務付けている。このうち 6 개국⁽¹¹²⁾では、税務当局への取引データの送信がほぼリアルタイムで行われている。

5 政府との取引 (BtoG 取引) に関する電子インボイス利用の義務化

2014 年の VAT 指令⁽¹¹³⁾では、EU の全ての公共機関に対して、電子インボイスにより取引を行うことを義務付けしており、また、EU 加盟国では事業者に対しても政府調達について電子インボイスによることを義務付けている国も多い⁽¹¹⁴⁾。

この取組の目的について、欧州委員会では、VAT 逃れ対策や電子インボイスの導入促進ではなく、①中央政府及び地方自治体の支出と債務の管理、②政府の民間事業者への支払の遅延防止であるとしている⁽¹¹⁵⁾。

一方で、研究者によっては、政府調達について電子インボイスの利用が標準化されることから、電子インボイスの利用が促進される、と指摘している⁽¹¹⁶⁾。

第 2 節 VAT 逃れ対策のためのブロックチェーン技術の活用

1 ブロックチェーン技術の概要

近年、従来型の中央管理型のデータベースに変わる技術として、ブロック

(111) オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、フランス、ギリシャ、ハンガリー、イスラエル、イタリア、韓国、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、ポーランド、スロバキア共和国、スロベニア、スウェーデンの 16 개국。Supra note (104), p59.

(112) オーストリア、ギリシャ、イスラエル、韓国、スロバキア共和国、スロベニアの 6 개국。Supra note (104), p59.

(113) Directive 2014/55/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on electronic invoicing in public procurement.

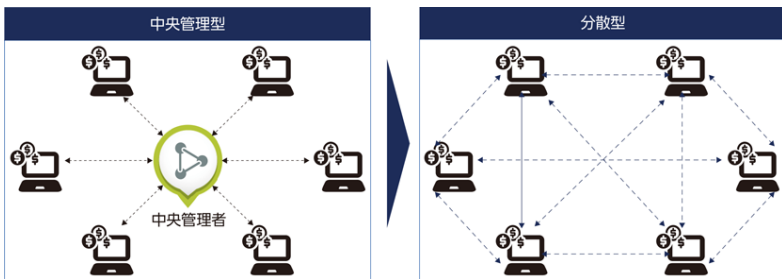
(114) Supra note (82), p83.

(115) *Id.*, p83.

(116) Supra note (94), p719.

チェーン技術に注目が集まっており、様々な分野での活用が期待されている。ブロックチェーン技術とは、情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、暗号技術を用いて取引記録を分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、ビットコイン等の暗号資産に用いられている基盤技術である⁽¹¹⁷⁾。また、ブロックチェーンは、分散型台帳技術の一手法でもあり、一般的に台帳とは「売買の金額などの取引情報を記録する帳簿」を指すところ、台帳に限らず、どのような情報でも記録できるといわれている⁽¹¹⁸⁾。

図表 1 ブロックチェーン技術のイメージ①



(出典) 総務省 (2020) 「ブロックチェーン技術の活用状況の現状に関する調査研究」
 ブロックチェーンの大きな特徴として、データの改ざんが困難であることが挙げられる。ブロックチェーンでは、データを「ブロック」と呼ばれる単位にまとめ、それらのブロックを前後のブロック間で連結 (チェーン化) し

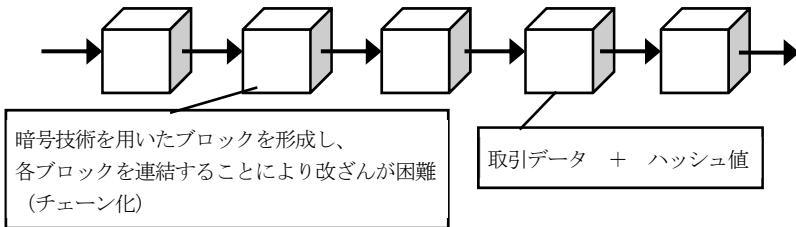
(117) 総務省「平成 30 年度情報通信白書」128 頁。一般社団法人日本ブロックチェーン協会においては、広義のブロックチェーンを「電子署名とハッシュポイントを使用し改竄検出が容易なデータ構造を持ち、且つ、当該データをネットワーク上に分散する多数のノードに保持させることで、高可用性及びデータ同一性等を実現する技術」と定義している。一般社団法人日本ブロックチェーン協会ホームページ

(<https://jba-web.jp/aboutus#definition>) (令和 4 年 6 月 2 日最終閲覧)。もともとは、2008 年にサトシ・ナカモトなる人物が暗号技術のメーリングリストに投稿した論文にて初めて提唱され、2012 年頃からビットコインが実用化され始めたのをきっかけに、様々な分野において、その応用が検討されている。サトシ・ナカモトの正体は今もなお不明とされている。

(118) 小林 直人・宮田 大輔「ブロックチェーンによる分散型台帳技術の解説」国府台経済研究 39 巻 2 号 30 頁 (2021)。

てデータを管理することから、ブロックチェーン上のデータを改ざんするには、対象のデータが格納されたブロックだけでなく連結されたブロックを全て改ざんする必要があり、実質的に改ざんが不可能といわれている⁽¹¹⁹⁾。

図表 2 ブロックチェーン技術のイメージ②



(出典) 一般社団法人 行政情報システム研究所「ブロックチェーン技術が行政に与える影響に関する調査研究」を参考に筆者作成。

ブロックチェーンの代表的な活用実践の仕組みとして、スマートコントラクトがある。これは、ブロックチェーンに、契約等の現実社会の取引に関するルールをプログラムすることにより、第三者的な証明機関なしに改ざん困難な取引・契約を管理・実行するための仕組みであり、通常、取引・契約を行うには、弁護士等の第三者の仲介や書面による証拠を残すことが必要であるところ、ブロックチェーンの特性を用いれば、第三者機関を介さずとも取引・契約の正当性を証明できるため、これを様々な分野に応用して活用することが考えられている⁽¹²⁰⁾。

ブロックチェーン技術は、様々な分野で活用が検討されているが、VAT 逃れ対策のため、取引情報を税務当局が即時に入手できる仕組みとしての研究

(119) 一般社団法人 行政情報システム研究所「ブロックチェーン技術が行政に与える影響に関する調査研究」6 頁 (2018)。

(120) 蒔田純「政府機能におけるブロックチェーンの活用可能性：分散型台帳を用いた行政運営に関する一考」公共政策志林 9 巻 43 頁 (2021)。

が発表されている⁽¹²¹⁾。実際に、スイスのダボスで開催された世界経済フォーラムにおいては、800人以上の参加者に対して、「政府はいつブロックチェーン技術を利用して徴税を行うか」といった質問がされたところ、回答の平均は2023年、73%の回答者は2025年と回答している⁽¹²²⁾。

2 EUにおけるVAT逃れの概要

EUの調査によれば、EUにおけるVATギャップの総額は、2018年で1,400億ユーロ⁽¹²³⁾、2019年では1,340億ユーロ⁽¹²⁴⁾とされている。

EUにおいては、カルーセル（回転木馬）詐欺といったVATの不正スキームが認識されている。カルーセル（回転木馬）詐欺とは、EU域内貿易において、他の国に財を供給する際には、VATは免税とされ、財を取得した事業者が納税義務が課されるどころ、これを利用し、取引が回転して行われるうちにミッシングトレーダーと呼ばれる事業者が税を納めることなく姿を消してしまう詐欺である。こうした、EU内で国をまたぐ取引の場合は、税務当局がこれらの取引の連鎖を追跡し、関係者を特定する必要があるが、税務当局間のコミュニケーションが必ずしも効率的ではないことから、これが非常に困難となっている⁽¹²⁵⁾。

3 VAT制度におけるブロックチェーン技術の活用

(1) ブロックチェーン技術を活用した不正スキームへの対応

(121) 例えば、Richard T. Ainsworth and Andrew B. Shact. (2016) “Blockchain Technology Might Solve VAT Fraud” international, September 26, 2016, p.1165.

(122) *Id.*, p.1165.

(123) European Commission, (2020) “Study and Reports on the VAT Gap in the EU-28 Member States: 2020 Final Report” p9.

(124) European Commission, (2021) “VAT Gap in the EU”.

(125) 詳細は、西山由美「EU付加価値税の現状と課題—マージャー・レビューを踏まえて—」ファイナンシャルレビュー102号148-149頁(財務省財務総合政策研究所、2011)、山田敏也「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)の導入後における仕入税額控除方式—欧州等のインボイス制度を参考に—」税大論叢98号60-62頁(2019)、錦織俊介「消費税の納税なき仕入税額控除とカルーセルスキーム」税大論叢103号236-249頁(2021)を参照。

こうした VAT の不正スキームへの対応については、EU の VAT 制度にブロックチェーン技術を活用することにより、カルーセル詐欺の防止に効果があるといった研究がある⁽¹²⁶⁾。これは、インボイスにブロックチェーン技術を活用し、各取引をブロック化して、越境取引についてコンセンサスを与えるようにするなどしてインボイスの正当性を高め、不正取引について税務当局が検知できるようにするといったものである⁽¹²⁷⁾。不正取引の検知に当たっては、AI（人工知能）の活用が見込まれるところ、AI の検知の基準として、例えば、商品が市場価格を大きく下回っているかどうか、十分な保険がかけられているか、買手又は売手が新規登録事業者かどうか、取引当事者に十分な資本があるかなどが挙げられている⁽¹²⁸⁾。

なお、後述するように、中国では、すでにブロックチェーン技術を活用したインボイスの実用プロジェクトが開始されている。

(2) ブロックチェーンによるセキュリティ強化

前述のとおり、OECD 加盟国では、VAT コンプライアンスの確保のための施策として **e-reporting** が活用されているところ、リアルタイムで税務当局に提供される電子インボイスについて、データ漏洩の問題が指摘されている。具体的には、EU の **Real-time reporting** において提出された電子インボイスのデータは、暗号化されていない形で税務当局に提出され、税務当局で集中的に保存されているため、サイバー攻撃を受けやすくなっているという⁽¹²⁹⁾。政府のデータベースの情報漏れは定期的に起きており、例えば、2019 年には、ブルガリアの成人人口のほぼ全員の情報が流出するといったことが起こった⁽¹³⁰⁾。この点、**Sascha Jafari** は、ブロックチェーン技術を活用すれば、電子インボイスの機密性が高まることから、こうした

(126) *Supra note* (121), p1172.

(127) *Id.*, pp1172–1174.

(128) *Id.*, p1174.

(129) Sascha Jafari (2020) “Combining Modern Technology and Real-Time Invoice Reporting to Combat VAT Fraud: No Revolution, but a Technological Evolution” *International VAT Monitor*, 2020 Volume 31, No 3, p140.

(130) *Id.*, p140.

問題にも対処できると指摘する⁽¹³¹⁾。

いずれにしても、今後、海外諸国におけるブロックチェーン技術の実用化への議論等について、注視していく必要があると考える。

第 3 節 記入済申告書

海外諸国では、「記入済申告書」といった制度が採用されている。この制度は、納税者の利便性の向上のため、主として給与所得者等を対象に税務当局が法定調書や他の行政機関から入手した所得や控除項目について、情報をあらかじめ申告書に記入して納税者に提供するものであり、納税者は電子的に入手することが可能となっている場合が多い⁽¹³²⁾。

OECD の報告によれば、記入済申告書は、個人所得税について 33 か国⁽¹³³⁾において採用されており、過去 20 年間に行われた税務申告プロセスの重要な革新の 1 つであるとされ、また、電子インボイスの利用によって、個人所得税だけでなく、法人所得税や VAT についても記入済申告書が作成可能になったとされている⁽¹³⁴⁾。

記入済申告書は、納税者の利便性の向上に資するだけでなく、税務当局にとっても、申告書の收受後に申告内容を審査する従来の方式に比べて、申告間違いや記入漏れ、申告漏れといった納税者の単純なミスが予め防止できるため、申告書收受後の事務が効率化されるという大きなメリットがあるといわれている⁽¹³⁵⁾。

(131) *Id.*, p140.

(132) 永田寛幸「税務行政のデジタル化対応」日税研論集 79 号 361 頁（日本税務研究センター、2021）。

(133) OECD (2021) “Tax Administration 2021”, p332–334.

(134) *Id.*, p62.

(135) 森信茂樹「シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの発達と税制の課題」フィナンシャルレビュー143号 24 頁（2020）。

第 4 節 各国における具体的な取組

1 イタリア

(1) BtoB 取引における電子インボイスの義務化、Real-time reporting の導入

イタリアは、何年も連続して EU 内で最大の VAT ギャップを記録しており、2018 年には 354 億ユーロの VAT 収入が失われ、欧州の VAT ギャップの 25% を占めていた⁽¹³⁶⁾。このため、イタリアにおいては、VAT コンプライアンスに対する新しいアプローチが必要とされていた⁽¹³⁷⁾。

電子インボイスに関しては、2014 年から一部の政府調達について交付義務が課され、2015 年 3 月以降から、全ての公的機関の調達について義務化された⁽¹³⁸⁾。

2019 年 1 月には、VAT コンプライアンスの確保のために、イタリアの内国法人に対して、特定の XML⁽¹³⁹⁾形式 (Fattura PA) で電子インボイスを提供することを義務化するとともに、国が運営する交換プラットフォーム (sistema di interscambio) (以下「Sdi」という。)を通じて提供することを義務化した⁽¹⁴⁰⁾⁽¹⁴¹⁾。すなわち、法人事業者間の取引については、その

(136) Supra note (123), p17.

(137) Aleksandra Bal (2021) “European VAT E-invoicing Debate—Will Everyone Follow the Italian Example?” Bloomberg Industry Group Daily Tax Report March 19, 2021.

(138) Fabrizio Borselli and Carlo Petroni (2021) “Towards an Automated VAT System in Italy: Obligations and Opportunities for Taxable Persons” International VAT Monitor Volume 32, No.6, p286.

(139) XML (eXtensible Markup Language) とは、情報の内容にタグを付加して構造的に記述し、コンピュータ処理しやすくするコンピュータ言語のことをいい、XBRL (eXtensible Business Reporting Language) とは、XML をベースとして開発され、財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語をいう。

(140) Supra note (137).

(141) 2018 年 7 月から、BtoB 取引として行われる①自動車燃料として使用するためのガソリン又はディーゼル燃料の供給及び②公的機関との契約に基づいて下請け業者によって提供されるサービスについて、電子インボイスの交付が義務化されている。KPMG 「E-invoicing in Italy Mandatory e-invoicing rules effective from 2018 and

取引に係る電子インボイスを全て税務当局に提出するといった施策が採られたこととなる。イタリアは、前述のとおり、従来 VAT リストが採用されていたが、これらの義務化により、ほぼ Real-time reporting となったわけである。

Fattura PA や Sdi は、イタリアの政府調達でも採用されているものであり、法人事業者間において、Fattura PA と異なるフォーマットで電子インボイスの提供を受けた場合や Sdi を使用せずに電子インボイスの提供を受けた場合は、仕入税額控除ができないこととなる⁽¹⁴²⁾。

Sdi では、取引の供給側の事業者から電子インボイスの提供を受けると、その内容のチェックを行い、これを満たすと相手方（受給側）に電子インボイスを提供するとともに、供給側に配送レポート（チェックを満たさない場合は、拒否レポート）を提供する。また、相手方の事業者において、電子インボイスを受領できないような場合は、Sdi 上で保存がなされ、供給側に配送レポートが提供される仕組みとなっている⁽¹⁴³⁾。

こうしたイタリアの施策に対し、Aleksandra Bal は、Sdi の導入初年度、イタリアの国内取引による VAT 収入は、2018 年と比較して 36 億 2300 ユーロ増加しており、イタリアのモデルが明らかに成功していることから、ますます多くの国がイタリアの例に倣おうとすると指摘している⁽¹⁴⁴⁾。

なお、自社で電子インボイスを提供することができない場合は、代理として電子インボイスを提供する仲介業者を選任しなければならないこととされている⁽¹⁴⁵⁾。

(2) BtoC 取引における取引データの保管と提出

BtoC 取引について、VAT 指令では、原則インボイスの発行義務が課さ

2019」(<https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/jp/pdf/jp-print-e-invoicing-in-italy-2018.pdf>) (令和 4 年 6 月 2 日最終閲覧) を参照。

(142) Supra note (137).

(143) *Id.*

(144) *Id.*

(145) Supra note (141)p17,

れておらず⁽¹⁴⁶⁾、イタリアにおいては、インボイスの発行が義務付けられていない取引のリストを定めている⁽¹⁴⁷⁾。こうした取引については、顧客から明示的にインボイスの交付を求められない限り、**tax receipts**（以下「タックスレシート」という。）を交付することとなるが、タックスレシートは、所得税等の観点から交付と保存が義務付けられていたところ、2019 年 7 月 1 日以降、タックスレシートの交付を段階的に廃止し、日々の取引に関するデータを電子的に保存すること及び税務当局への送信を義務付けた。イタリアの事業者は、これに対応するため、税務当局の承認を受けた電子レジスターを使用する必要がある、この電子レジスターにより、日々の取引データが自動的に収集され、毎日税務当局に提出されることとなる。顧客において、申告等のためタックスレシートが必要な場合は、税務当局のポータルサイトからオンライン手続により取得することとなる⁽¹⁴⁸⁾。この取組は、電子インボイスの義務化を補完するものであり、企業にとっては、タックスレシートの交付及び写しの保存が不要となることから、事務の簡素化などのメリットがあるといわれている⁽¹⁴⁹⁾。

(3) 国境を超える取引と VAT データの提出

2022 年 1 月から、国境を超えた取引に関する電子インボイスを **Sdi** に送信することとされている。国境を超える取引の報告は、輸出の場合、取引が行われた日から 12 日以内に提供しなければならず、輸入の場合は、取引の行われた翌月の 15 日までに VAT レジスターに登録しなければならない⁽¹⁵⁰⁾。

(4) VAT 指令の適用除外

VAT 指令では、電子インボイスの利用に当たって、取引先からの事前の

(146) VAT 指令 220 条。

(147) 例えば、商品の小売り、職人によるサービスの提供、ホテル、レストラン等。Supra note (138), p288.

(148) Supra note (138), p288.

(149) *Id.*, p288.

(150) *Id.*, p288.

了承が必要とされているため、イタリアでは、電子インボイスの義務化及び税務当局への提出の義務化に当たって、EU から事前に VAT 指令の適用除外の承認を受けた。この承認は、2018 年 7 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの期間で取得され、イタリアがこれらの取組の有効性と影響を調査して提出することを条件に延長が可能なものとなっている⁽¹⁵¹⁾。

(5) VAT の記入済申告書制度への取組

イタリアでは、順次、**Real-time reporting** で取得したデータを基にした VAT の記入済申告書制度が導入される予定となっている⁽¹⁵²⁾。

これに対し、**Fabrizio Borselli** らは、**Real-time reporting** から記入済申告書までのこれら一連の取組が完成すれば、イタリアの VAT コンプライアンスの確保につながり、結果的にコストやオペレーションリスクが大幅に削減されると指摘している⁽¹⁵³⁾。

イタリアの記入済申告書制度では、税務当局から記入済申告書の提供を受けた事業者において、記入済申告書に記録されたデータを検証して、修正することができることとされており、関与する税理士、公認会計士などにおいても確認・修正ができることとされている⁽¹⁵⁴⁾。

2 フランス

フランスでは、まず、2017 年に政府調達において電子インボイスの利用が義務付けられた⁽¹⁵⁵⁾。

事業者間の電子インボイスについては、2019 年に 2020 年の予算法案を發表し、その義務化に向けた第一歩を踏み出した⁽¹⁵⁶⁾。その予算法案では、**BtoB** 取引について電子インボイスを義務化し、そのデータを税務当局に提出させ

(151) *Supra note* (137).

(152) *Supra note* (138), p289.

(153) *Id.*, p289.

(154) *Id.*, p289.

(155) *Supra note* (123), p83.

(156) *Supra note* (137).

る、という旨が記載されており⁽¹⁵⁷⁾、2023 年までに導入が計画されている⁽¹⁵⁸⁾。この点につき、Aleksandra Bal は、フランス政府の意図は、企業間でやり取りされる電子インボイスから収集したデータを事前に VAT 申告書に記入し、税務当局が売上げと仕入れのデータを自動的に比較できるようなシステムを実装することにあると指摘する⁽¹⁵⁹⁾。フランスは、まさにイタリアを追随するような動きをみせているのである。

また、フランスにおける税務行政の執行は、公共財政総局 (Direction Générale des Finances Publiques) (以下「DGFIP」という。)が行っており⁽¹⁶⁰⁾、DGFIP は、2020 年 10 月にレポート「デジタル時代の付加価値税」⁽¹⁶¹⁾を公表した。このレポートでは、電子インボイスの義務化について検討が行われており、以下の 2 つのモデルが提示されている⁽¹⁶²⁾。

- ① V モデル 事業者が、政府プラットフォームを介して電子インボイスの交換を行い、その情報を税務当局へ転送する。
- ② Y モデル 事業者が選択した民間サービスプロバイダーを利用して電子インボイスを交換し、その民間サービスプロバイダーが税務当局へ電子インボイスの情報を転送する。このモデルでは、事業者は、独自の電子インボイスのフォーマットを使用することができる。

DGFIP のレポートでは、導入コストが低いことや取引情報を国家が把握す

(157) PROJET DE LOI DE FINANCES POUR 2020,p219 (https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/l15b2272_projet-loi.pdf) (令和 4 年 6 月 2 日最終閲覧)。

(158) *Supra* note (137)。

(159) *Id.*

(160) 梅原秀明「フランスの税務行政の概要と最近の取組」税大ジャーナル 28 号 204 頁 (2017)。

(161) La TVA à l'ère du digital en France/ VAT in the digital era (https://minefi.hosting.augure.com/Augure_Minefi/r/ContenuEnLigne/Download?id=FE5BCAE8-943B-4DD9-8A64-314DB883FF6D&filename=370%20-%20Rapport%20de%20la%20Direction%20g%C3%A9n%C3%A9rale%20des%20Finances%20publiques%20-%20La%20TVA%20%C3%A0%20l%27%C3%A8re%20du%20digital%20en%20France.pdf) (令和 4 年 6 月 2 日最終閲覧)。

(162) *Supra* note (137). レポートの内容についてもこれを参照した。

ることが憲法上問題となり得る点などが考慮され、Y モデルを支持している。

なお、フランスでは、個人所得税について記入済申告書制度が採用されている。個人所得税は、賦課課税方式ではあるものの、納税者が記入済申告書に記載された事項を確認して加筆修正する責任を負い、納税額は、原則として納税者が最終的に提出した申告書の内容に基づいて決定されることとなっている⁽¹⁶³⁾。

3 ス페인

スペインでは、2015 年に政府調達において電子インボイスの利用が義務付けられている⁽¹⁶⁴⁾。

2017 年 7 月 1 日には、VAT に関する情報を即時取得するためのシステム (Suministro Inmediato de Información del IVA) (以下「SII」という。) が導入され、これによりスペインは Real-time reporting を導入した最初の国となった⁽¹⁶⁵⁾。

SII 制度は、毎月 VAT 申告書を提出しなければならない納税者に義務付けられており、SII では、売上げに係るインボイスの発行日又は仕入れに係るインボイスの会計入力日のいずれか 4 日以内にインボイスデータを税務当局に報告することが求められている。この報告義務により、スペインの税務当局は、事業者間の取引を詳細に把握することができる⁽¹⁶⁶⁾。

4 ハンガリー

ハンガリーは、スペインに次いで 2 番目に Real-time reporting を導入した国である⁽¹⁶⁷⁾。

(163) 政府税制調査会海外調査報告 (フランス、イギリス) 3 頁 (2017) (<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai13.pdf>) (令和 4 年 6 月 2 日最終閲覧)。

(164) *Supra note* (123), p83.

(165) *Supra note* (94), p720.

(166) *Id.*, p720.

(167) *Supra note* (123), p83.

Real-time reporting は、2018 年 7 月 1 日に導入され、この義務は、ハンガリー国内で設立されているかどうかにかかわらず、全ての VAT 登録事業者に適用される。Real-time reporting の対象となる取引は、VAT 額が 100,000 HUF (約 35,000 円)⁽¹⁶⁸⁾以上の BtoB 取引のみとされており、電子インボイスを発行後、5 日以内に XML 形式で税務当局に提出することとされている。事業者が報告義務に従わない場合には、税務当局は 500,000 HUF (約 180,000 円) を上限として罰金を課すことができることとされている⁽¹⁶⁹⁾。

また、ハンガリーでは、BtoC の売上げの過少申告への対策として、2014 年にオンラインキャッシュレジスターの設置を義務化し、その結果、2014 年 1～9 月の 9 か月間に VAT 税収が前年比で 15%増加し、VAT ギャップは 2013 年の 20.9%であったのに対して 2015 年には 13.7%に低下した⁽¹⁷⁰⁾。

5 ポルトガル

ポルトガルは、2013 年に EU で初めて SAF-T での報告を義務化した国である⁽¹⁷¹⁾。

義務の対象となる事業者は、ポルトガルに本社又は恒久的施設を有する法人税の納税義務者とされており、会計情報から SAF-T データを提出することが義務付けられている⁽¹⁷²⁾。2018 年以降においては、SAF-T で①全ての売上げ及び仕入れのデータを月次で提出する、②年次で会計情報（決算情報）を提出するといった方法が採られている。

また、ポルトガルでは、事業者の任意ではあるが、電子レジスターを導入しているところであり、インボイスのデータ（紙のインボイス、レジや POS システムからのデータを含む。）を利用して、支払った VAT と納税者が税務

(168) 1HUF=0.36 円で換算（令和 4 年 6 月 5 日のレート）。

(169) Supra note (94), p721.

(170) OECD (2019) “Implementing Online Cash Registers: Benefits, Considerations and Guidance”, pp12,20,32.

(171) Supra note (82), p82.

(172) Supra note (94), p719.

当局に送付したインボイスとのマッチングを行い、その結果、ポルトガルにおける VAT ギャップは、2012 年から 2016 年にかけて 16%から 10%に減少している⁽¹⁷³⁾。

ポルトガルでの政府調達における電子インボイスの義務化は、2016 年から実施されており⁽¹⁷⁴⁾、対象となる取引を行う事業者は、税務当局の電子インボイスプラットフォームを通じて電子インボイスを作成・送信しなければならないこととされている⁽¹⁷⁵⁾。

6 ポーランド

ポーランドでは、2016 年 7 月に所得税と VAT の両方の目的で SAF-T での報告を義務付けた⁽¹⁷⁶⁾。提出されるファイルは、「Jednolity Plik Kontrolny」（以下「JPK」という。）と呼ばれており、VAT については、当初、大規模事業者のみ JPK フォーマットを用いて売上げ・仕入れのデータの提出を求めていたところ、2018 年以降、全ての VAT 登録事業者に拡大している。これにより、VAT 登録事業者は、月次の SAF-T と月次（又は四半期ごと）の VAT 申告書を提出しなければならないこととされている⁽¹⁷⁷⁾。

2021 年 2 月には、BtoB 取引における電子インボイスに関する法案を発表し、電子インボイスの定義を所定のフォーマットに沿って、政府が運営する中央プラットフォームを通じて、発行・受領・交換されるものとした⁽¹⁷⁸⁾。この法案による取組は、当初、2021 年 10 月の開始を予定していたところ、2022 年 1 月に延期が発表されている⁽¹⁷⁹⁾。ポーランドでは、現在、75%以上の企業が電子インボイスを利用している中、この取組が行われることとなれば、既

(173) Supra note (170), p13.

(174) Supra note (82), p83.

(175) Supra note (94), p719.

(176) Supra note (82), p82.

(177) Supra note (94), pp719-720.

(178) Supra note (137).

(179) Gwrrit Onken (2021) “Poland plans clearance B2B e-invoicing,” 7 September 2021. (<https://blog.seeburger.com/poland-plans-clearance-b2b-e-invoicing-by-the-end-of-2021-at-the-latest/>)（令和 4 年 6 月 2 日最終閲覧）。

存の電子インボイスのフォーマットや送信プロセスを利用することができなくなるといった不都合が指摘されている⁽¹⁸⁰⁾。

7 イギリス

イギリスの税務行政は、歳入関税庁 (Her Majesty's Revenue and Customs) (以下「HMRC」という。) が担っている。HMRC は、2015 年に、2020 年までに完全な電子的税務システム (a fully digital tax system) に移行するため、「Making tax easier:The end of the tax return」⁽¹⁸¹⁾、「Making Tax Digital」⁽¹⁸²⁾ (以下「MTD」という。) と称する指針を公表した。

MTD では、2020 年までに、納税者が自身のオンラインアカウントを通じて、新規登録、情報のアップデート、納税などを一年中昼夜問わず好きなタイミングでできるようになることを目標としており、MTD が達成されれば、日々の会計処理と税額計算がオンラインアカウントを通じて直結することになり、多くの納税者にとって確定申告を行う手間がなくなることを見込んでいる⁽¹⁸³⁾。これに伴い、2018 年 4 月から、個人事業主は、帳簿書類の電子保存が義務付けられ、四半期ごとに主な収入源等についてアカウント上の情報を更新することになる予定であったが、小規模事業者から大幅な変更に対する懸念が示され、HMRC は、当初の計画を見直す必要に迫られた⁽¹⁸⁴⁾。そこで、VAT の課税事業者 (課税売上高が 85,000 ポンド (約 1,388 万円⁽¹⁸⁵⁾) 超) について、2019 年 4 月から、MDT に対応したソフトウェアを使用して報告

(180) Supra note (137).

(181) HMRC 「Making tax easier:The end of the tax return」
(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/413975/making-tax-easier.pdf) (令和 4 年 6 月 2 日最終閲覧)。

(182) HMRC 「Overview of Making Tax Digital」
(<https://www.gov.uk/government/publications/making-tax-digital/overview-of-making-tax-digital>) (令和 4 年 6 月 2 日最終閲覧)。

(183) 浅野高徳「英国の税務行政と最近の主な取組」税大ジャーナル 32 号 226 頁。

(184) 浅野・前掲注(183)226 頁。

(185) 1 ポンド=163.41 円で換算 (令和 4 年年 6 月 5 日のレート)。

(アップデート) することが義務付けられている⁽¹⁸⁶⁾。MTD に対応したソフトウェアでは、HMRC に VAT 情報がデジタルにリンクしており、VAT 申告のために手動で操作を必要としないものとなっている⁽¹⁸⁷⁾。

このように、イギリスでは、SAF-T や Real-time reporting とは異なる制度で VAT に関する情報を収集しているほか、申告手続を廃止するという独自の施策が行われている。

8 韓国

(1) 背景等

韓国は、電子インボイスの義務化など早くからデジタル技術を活用した先進的な取組を行っており、国連経済社会局が加盟国に対して行っている調査によれば、世界電子政府ランキングで 2010 年、2012 年及び 2014 年に 1 位となっている⁽¹⁸⁸⁾。

韓国では、1977 年に VAT 制度が導入され、当初からインボイス制度が採用されており、導入時から、仕入税額控除の適正化のため、事業者が相手方へ交付したインボイス及び仕入税額控除のために相手方から受領したインボイスを申告書に添付することとされていた⁽¹⁸⁹⁾。

電子インボイスは、1997 年に導入されたが、すぐには普及が進まず、2002 年の調査では、事業者のうち電子インボイスのみを交付する者は事業者全体の 1.4% であり、紙と電子を併用する事業者は 10.5%、2008 年においても全体で 15% となっていた⁽¹⁹⁰⁾。

電子インボイスの導入当初は、電子ファイルが簡単に改ざんできるため、

(186) *Supra* note (94), p723.

(187) *Id.*, p723.

(188) 韓国は、世界電子政府ランキング 2016 年、2018 年は 3 位、2020 年は 2 位となっている。なお、日本は、2020 年のランキングで世界 14 位となっている。2020 年 7 月 13 日付日経 XTECH 参照。

(189) 李炫定・渡辺智之「韓国の電子インボイス制度」税務弘報 61 卷 2 号 125 頁 (2013)。

(190) Hyung Chul Lee (2016) “Can Electronic Tax Invoicing Improve Tax Compliance? A Case Study of the Republic of Korea’s Electronic Tax Invoicing for Value-Added Tax” Policy Research Working Paper 7592., p22.

真正性と完全性という 2 つの重要な要素が欠けていた。このため、1999 年に、電子商取引に関する法律が施行され、電子署名に法的拘束力を与え、電子署名のある電子ファイルを変更のない文書として扱うこととされた⁽¹⁹¹⁾。また、2001 年には、電子ファイルや電子署名に関する法改正を反映して、電子インボイスに関して詳細な規則が施行され、電子インボイスの送信には、電子インボイスの真正性と完全性を保証する認証システムを介したインターネット経由か、情報通信ネットワーク経由かいずれかで行わなければならないこととされた⁽¹⁹²⁾。

しかし、これらの法令等が整備されても、インボイスのフォーマットの互換性の問題が未整備であった。これに関しては、2001 年に、当時使用されていた 200 以上の電子インボイスのフォーマットに互換性を持たせるため、民間の専門家グループによる電子インボイスの標準化の議論が開始され、その結果、2005 年 6 月には、韓国電子商取引協会による、標準化された電子インボイスに係る認証が開始された⁽¹⁹³⁾。

(2) 電子インボイスの義務化等

2010 年には、韓国国税庁（以下「NTS」という。）による「税源透明化政策」⁽¹⁹⁴⁾と呼ばれる申告水準向上策の一環として VAT 制度が改正され、BtoB 取引について、2011 年から法人事業者に、2012 年から前年の年間売上高が 10 億ウォン（約 1 億円）⁽¹⁹⁵⁾以上の個人事業者について、電子インボイスの交付及び NTS への提出、すなわち e-reporting が義務化されている⁽¹⁹⁶⁾。

(191) *Id.*, p20.

(192) *Id.*, p20.

(193) *Supra* note (190), p20.

(194) 現金領収書制度及び電子インボイスの導入が「税源透明化政策」の一環として位置づけられている。現金領収書制度は、韓国国税庁が制度加盟店の現金取引情報を購入者情報も含めて収集し、活用する制度である。詳細は、李炫定・渡辺智之「韓国の現金領収書制度」税務弘報 60 巻 6 号 153 頁（2012）参照。

(195) 2014 年以降は、3 億ウォン以上とされた。

(196) 李ほか・前掲注(189)126 頁。

2009 年には、電子インボイスのためのシステムが構築され、NTS が提供する e-sero と呼ばれている電子インボイスシステムが公表された⁽¹⁹⁷⁾。韓国では、電子インボイスを交付する際に取引情報を入力するシステムとして、ERP⁽¹⁹⁸⁾、ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダー)、e-sero があり、大企業などでは自前の ERP を使用し、ERP を保有しない中小事業者は ASP 事業者から電子インボイス発行のためのシステムを借用する。そして、e-sero は、小規模事業者向けとされている⁽¹⁹⁹⁾。いずれのシステムを利用しても、相手方に提供した電子インボイスに関する情報を NTS に提出しなければならない⁽²⁰⁰⁾。

なお、BtoC 取引については、カード会社がクレジットカード利用情報をオンラインで NTS へ提出し、現金取引については現金領収書を専用の端末を通じてオンラインで NTS へ提出することとなる⁽²⁰¹⁾。

非課税取引については、インボイスの交付対象ではないため「電子計算書」を作成し、NTS へ提出することとされており、さらに、紙で交付・受領したインボイスについては、相手先別の合計表を作成し、申告書に添付することとなる⁽²⁰²⁾。

韓国の電子インボイスの義務化及び e-reporting の導入の影響について、Hyung Chul Lee によれば、韓国の電子インボイスの義務化の効果についてアンケート調査を実施した結果、税理士・実務家、公認会計士、弁護士、納税者など 342 名の回答者 (有効回答数 332 名) のうち、回答者の 75.9% は、企業の VAT 申告がより正確になったことに同意し、69.2% が脱税の抑

(197) 李ほか・前掲注(189)126 頁。

(198) ERP (Enterprise Resource Planning) とは、統合基幹業務システム、基幹システムを指す。ERP は、企業の「会計業務」「人事業務」「生産業務」「物流業務」「販売業務」などの基幹となる業務を統合し、効率化、情報の一元化を図るためのシステムとして誕生している。

(199) 李ほか・前掲注(189)126 頁。

(200) Supra note (190), p8.

(201) Supra note (170)190, p.34.

(202) 政府税制調査会海外調査報告 (韓国) 6 頁 (2017) (<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai9.pdf>) (令和 4 年 6 月 2 日最終閲覧)。

制に貢献したことに同意したほか、72.9%は、申告が容易になり納税者サービスが向上したと回答したとしており⁽²⁰³⁾、韓国国内で電子インボイスの義務化及び e-reporting の導入が効果的であったことがうかがえる。

9 中国

中国では、2018 年から、広東省の深圳市と雲南省で、ブロックチェーン技術をインボイスに活用するパイロットプログラムがスタートしている⁽²⁰⁴⁾。2018 年 5 月、深圳の税務当局と深圳に拠点を置く大企業が共同で、AI、ビッグデータ、ブロックチェーン、クラウドコンピューターなどの最先端技術を税務管理に応用することを目的とした「インテリジェントタックスラボ」を設立し、同年末には、この協力関係での成果として、VAT のブロックチェーン電子インボイスが発表された⁽²⁰⁵⁾。この技術は、電子決済と電子インボイスを組み合わせただけで、消費者は、支払い用のコード等をスキャンするだけで、特定の商品やサービスの代金を支払うことができ、同時に電子決済のシステムから電子インボイスをダウンロードできる。支払情報等は、深圳の税務当局とリアルタイムでリンクし、ブロックチェーン・クラウドコンピューティングに書き込まれる⁽²⁰⁶⁾。ブロックチェーン電子インボイスの最大の利点は、セキュリティにあり、取引の追跡が可能で、固有の変更不可能な番号が付与されることから、カルーセル詐欺を抑制する効果がある⁽²⁰⁷⁾。このブロックチェーン電子インボイスシステムは、まだ第一段階であり、中国では、今後、様々なタイプの電子インボイスを導入することで、取引情報を直接税

(203) *Supra* note (190), p37.

(204) Marta Ołowska, et al. (2020) “The Digitalization of Tax Administration in China, India and Korea (Rep.) in the Fourth Industrial Revolution” *Bulletin for International Taxation* 2020 Volume 74, No. 8, p3 (https://www.wu.ac.at/fileadmin/wu/d/i/taxlaw/institute/WU_Global_Tax_Policy_Center/Tax_Technology/The_Digitalization_of_Tax_Administration_in_China_India_Korea_Ołowska_et_al.pdf) (令和 4 年 6 月 2 日最終閲覧)。

(205) *Id.*, p3.

(206) *Id.*, p3.

(207) *Id.*, p3.

務当局に集約させ、インボイスや記入済申告書が自動的に作成されるようになることを目標としている⁽²⁰⁸⁾。

こうした中国の取組に対し、Marta Ołowska は、中国では電子決済が普及していることなどから、電子インボイス発行システムが普及するだろうと指摘している⁽²⁰⁹⁾。

第 5 節 小括

本章で確認したとおり、EU では、電子インボイスの普及に向けて VAT 指令が整えられ、紙のインボイスと同等の扱いにすることにより普及が促進された。電子インボイスを導入することについては、手作業による請求書の処理に係る人件費、紙代、印刷代、郵送代、配送代などのコスト削減となるとともに、事務の効率化につながると考えられることから、事業者にとってメリットがあると考えられる。

各国の施策をみると、国ごとに施策や方法は区々であるものの、全体として、電子インボイスを義務化するとともに、何らかの形で **e-reporting** を導入するといった方向に進んでおり、こうした施策がトレンドであると感じる。特にイタリアの取組は、VAT 収入の増加につながることから評価がなされており、フランスがこれに倣おうとしているほか、本章では触れなかったが、実際に VAT ギャップの大きく改革が必要とされるドイツ⁽²¹⁰⁾においても、イタリアの例にならって、電子インボイスを義務化し **Real-time reporting** を導入する方向で検討が進められている⁽²¹¹⁾。また、先に述べたとおり、早くから電子インボイス

(208) *Id.*, p4.

(209) *Id.*, p4.

(210) ドイツの VAT ギャップは、2018 年で 220 億ユーロとなっており、欧州全体のほぼ 16%で、イタリア、イギリスに次ぐ第 3 位となっている。Supra note (82), p17.

(211) 2021 年 2 月 9 日、ドイツの自由民主党 (FDP) の議員が、イタリアのシステムと同様のインボイスモデルの導入を検討するようドイツ議会に要請した。Supra note (137).

を義務化し、**e-reporting**を導入する韓国では、これらの取組が申告手続の簡素化につながるというアンケート結果がある。

申告手続の観点でみると、記入済申告書が一部の国で導入されているが、これは事業者の申告書作成のための事務手続を削減するものであるといえる。VAT 申告書で記入済申告書制度を採用している国は少ないようである⁽²¹²⁾が、**Real-time reporting** で取引情報を税務当局が集約するのであれば、記入済申告書の作成は可能であり、現にイタリアではこれを導入予定である。

我が国では、これからインボイス制度に移行されることから、まだこうした議論がされているわけではないものの、本章で確認した各国の施策は、デジタル技術が活用されているトレンド的トピックであり、納税者の事務負担の軽減、すなわち、納税者の利便性の向上に資するものであることから、その導入を検討することに意義があると考えられる。こうした観点から、本稿では、我が国の消費税の申告手続のデジタル化に当たり、電子インボイスの義務化及び**Real-time reporting**を導入して、これらを踏まえた記入済申告書制度の導入について考察することとしたい。

さらに、インボイス制度における仕入税額控除の適用要件は、「帳簿及びインボイス」等の保存とされているところ、**Real-time reporting**を導入して、税務当局に電子インボイスを送信するのであれば、事業者自身が帳簿やインボイスを保存する必要はどこまであるのであろうか。あわせて、こうした点についても考察を行うこととする。

(212) 例えば、南アフリカ共和国は、VAT 申告書に記入済申告書制度を導入している。
Supra note (133), p334.

図表 3 電子インボイスの義務化、e-reporting、電子レジスター及び記入済申告書等の状況

国名	電子インボイスの義務化	e-reportingの形式	e-reportingのタイミング	電子レジスターの義務化	記入済申告書
オーストリア	BtoG (一部)	SAF-T (それ以外も可能)	税務当局要望時	設置、報告義務	有
ベルギー	—	—	—	設置義務	有
チリ	BtoB BtoG	XML	リアルタイム	—	有
コロンビア	BtoB、BtoG	XML	リアルタイム	—	—
チェコ共和国	—	特定フォーマットなし	申告書提出時	設置義務	—
エストニア	—	XML、CSV	申告書提出時	—	有
フランス	BtoG (一部)	SAF-T	税務当局要望時	設置義務	有
ドイツ	—	特定フォーマットなし	税務当局要望時	—	有
ギリシャ	—	特定フォーマット	システム	設置、報告義務	有
ハンガリー	—	特定フォーマットなし	リアルタイム	設置義務	有
イスラエル	—	特定フォーマット	月次	設置、報告義務	—
イタリア	原則全取引	XML (Fattura PA)	リアルタイム	設置、報告義務	有
韓国	BtoB	特定フォーマットなし	リアルタイム	設置、報告義務	有
ラトビア	—	特定フォーマットなし	税務当局要望時	設置義務	有
リトアニア	—	SAF-T	月次	設置義務	有
ルクセンブルク	—	SAF-T	税務当局要望時	—	—
メキシコ	BtoB、BtoG	XML	リアルタイム	—	有
オランダ	—	SAF-T	税務当局要望時	—	有
ノルウェー	BtoB、BtoG	SAF-T	税務当局要望時	設置義務	有
ポーランド	—	SAF-T	月次	設置義務	有
ポルトガル	BtoG	SAF-T	リアルタイム	—	有
スロバキア共和国	—	特定フォーマットなし	申告書提出時	設置、報告義務	—
スロベニア	—	SAF-T	税務当局要望時	設置、報告義務	有
スペイン	—	XML	リアルタイム	—	有
スウェーデン	—	特定フォーマットなし	税務当局要望時	設置義務	有
トルコ	BtoB、BtoG	XML	リアルタイム	—	有
イギリス	—	機能互換性のあるソフトウェア	随時	—	—

出典 OECD “Consumption Tax Trends 2020 VAT/GST and Excise Rates, Trends and Policy Issues”、OECD “Tax Administration 2021”を参考に筆者作成。

※ 記入済申告書欄は、個人所得税において記入済申告書制度が導入済の場合に「有」と記載

第 4 章 我が国のデジタル（電子）化の施策等の概要

前章では、電子インボイスの義務化及び e-reporting の導入が世界的なトレンドであり、消費税の申告手続にもこれらを活用することが一案であることを述べた。本章では、消費税の申告手続のデジタル化を考察するにあたり、現行、我が国で採られているデジタル化・電子化の施策を確認し、参考となり得る取組等について模索する。

はじめに、デジタル社会の実現に向けた政府全体の取組方針について確認し、次に、国税庁における申告手続の施策として最も活用されている e-Tax を確認する。さらに、そのほかの我が国の主に国税組織におけるデジタル（電子）化の施策の概要を整理し、今後の消費税の申告手続の参考となる点があるかどうか検討する。また、あわせて、電子インボイスについて検討している民間事業者の取組についても確認することで、申告手続のデジタル化にあたり参考となる事項を確認する。

第 1 節 デジタル社会の実現に向けた政府全体の取組方針等

1 政府全体の取組方針

デジタル社会に対する政府全体の取組として、平成 28 年 12 月に「官民データ活用推進基本法」⁽²¹³⁾が成立し、データ流通環境の整備や行政手続のオンライン利用の原則化など、官民データの活用に資する各種施策について、政府の取組として推進することとされた。さらに、平成 29 年 5 月には同法及び高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づく取組を具体化するものとして「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定された。この基本計画は、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用

(213) 平成 28 年法律第 103 号。

の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる「デジタル社会」の実現に向けた、政府全体のデジタル政策を取りまとめたものである。また、この基本計画のうち、特にデジタル・官民データ計画の重点分野の一つであるデジタル・ガバメント分野における取組については、平成 29 年 5 月に「デジタル・ガバメント推進方針」が策定され、この方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされている。

平成 30 年 1 月には、官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実現することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画として「デジタル・ガバメント実行計画」⁽²¹⁴⁾の初版が策定された。そして、令和元年 5 月には、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」⁽²¹⁵⁾が成立し、行政手続のデジタル化の基本原則として、①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ⁽²¹⁶⁾等が政府全体の取組方針とされた。

2 財務省デジタル・ガバメント中長期計画

財務省においては、平成 30 年 6 月、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」を策定している。そして、各種施策の進捗状況を踏まえて計画の見直しが行われ、改訂版が令和 2 年 3

(214) 令和元年 12 月 20 日に「デジタル・ガバメント実行計画」が改訂され、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画と一体のものとして閣議決定された。さらに、令和 2 年 12 月 25 日には、その後の取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえた改訂がなされた。

(215) 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」の法律の題号が改正され成立した。

(216) ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。

月 27 日に財務省ホームページで公表された⁽²¹⁷⁾。「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」においては、税務行政の現状と課題として、「税務手続については、これまでも e-Tax の整備等により電子申告を推進してきたが、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者の利便性の向上を図る観点から、手続オンライン化の徹底や添付書類の撤廃、ワンストップサービスの実現などに取り組み、デジタル化を一層推進する。課税・徴収事務については、税務手続のデジタル化とともに、組織内で書面中心からデータ中心の事務処理へと転換しつつ内部事務を集約処理することにより、効率化・高度化を図ることとし、そのために税務行政のインフラである国税情報システムの見直しを行う。国税情報システムの見直しに当たっては、保有する情報が納税者の権利・義務に直結することから、システムのセキュリティや安定運用を十分に確保することを前提に、既存のメインフレーム中心の構成からオープンシステム化された構成への最適化を図り、運用コストや機能追加経費の低減にも配慮し、『納税者の利便性の向上』、『課税・徴収の効率化・高度化』を実現するための基盤づくりを目指す。」と示されている⁽²¹⁸⁾。

消費税の申告手続を考察する上でも、こうした政府方針・各種計画を踏まえ、納税者の利便性の向上や課税・徴収の効率化・高度化を実現するものがある必要がある。

第 2 節 電子申告 (e-Tax) の取組

1 e-Tax の導入及び概要

(1) 導入経緯等

平成 11 年 6 月に「申告手続の電子化等に関する研究会」が組織され、電子申告に関する検討が進められ、平成 12 年 4 月には、国税庁から「望まし

(217) 財務省「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」(平成 30 年 6 月 25 日)(令和 2 年 3 月 2 日改定)。

(218) 財務省・前掲注(217)2 頁。

い電子申告制度の在り方について」と題する報告書が示されて、申告所得税、法人税及び消費税についてインターネット等を利用した電子申告等の制度を導入すべき旨が提言された。この提言を受けて、各国税局の複数の税務署で、局署間の模擬申告データをインターネットにより送受信する試行が行われ、その後、東京国税局管内の税務署において、納税者からの協力を受け、インターネットにより電子申告の実験が行われ⁽²¹⁹⁾、平成 16 年からその運用が開始された⁽²²⁰⁾。

その後、平成 19 年には税理士等の代理送信における納税者本人の電子署名の省略、平成 28 年には添付書類の提出方法の拡充（イメージデータ等による提出の受付）、平成 29 年にはマイナポータル⁽²²¹⁾と e-Tax の一部の機能との認証連携が開始されており、さらに、平成 31 年 1 月からは、所得税について、スマートフォンやいわゆるタブレット端末を用いた申告を可能とするなどの機能性の拡充等が行われている。

また、詳しくは後述するが、大法人においては、令和 2 年 4 月 1 日以後終了する事業年度の申告から、e-Tax が義務化されている。

(2) 制度概要

e-Tax は、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」において政府横断施策や投資額が大きくガバナンスを特に重視するプロジェクトとして位置付けられており⁽²²²⁾、非常に重要な取組である。現在は、所得税、法人税、消費税、贈与税、相続税、印紙税、酒税の申告のほか、法定調書の提出や承認申請などの手続がインターネットを通じて行うことが可能である。

(219) 本庄資「電子申告の実験結果と今後の課題」税務弘報 49 巻 9 号 6 頁（2001）を参照。

(220) 電子申告等の導入までの法整備などの経緯は、岩崎政明「電子申告等の現状と課題」税研 147 号 16-18 頁（2009）を参照。

(221) マイナポータルとは、マイナンバー制度の導入に合わせて新たに構築されたサービスで、マイナンバーカードによる認証によりマイナポータルのサイトにログインした上で、子育てに関する手続など行政手続がワンストップでできるほか、行政機関からのお知らせの確認等ができるなど、政府が運営するオンラインサービスのことである。

(222) 財務省・前掲注(217)13 頁。

e-Tax の活用により、納税者や税理士は、e-Tax に対応した税務・会計ソフトを利用すれば会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるため、事務の省力化やペーパーレス化につながることになる⁽²²³⁾。国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待されるなど、税務行政の効率化が図られると考えられ、また、e-Tax で提出された所得税申告書のデータについては、地方公共団体にも共有されることから、国税当局だけではなく、地方公共団体の事務の効率化にも寄与している⁽²²⁴⁾。

2 e-Tax の利用状況

平成 16 年の運用開始当初、e-Tax の利用率は低迷していたが、各種施策に加え、税理士会や関係民間団体の協力を得て、利用率は上昇している。

令和 2 年度の利用率は、所得税申告で 64.3%、消費税申告（個人）で 77.1%、法人税申告で 88.4%、消費税申告（法人）で 88.0%と高く、以下の図表 4 のとおり、年々増加している状況にある⁽²²⁵⁾。

図表 4 e-Tax の利用状況

区分 \ 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	%	%	%	%
所得 税 申 告	68.5	57.9	59.9	64.3
消費 税 申 告（個人）	66.1	68.5	70.4	77.1
法 人 税 申 告	80.0	84.3	87.1	88.4
消費 税 申 告（法人）	81.2	81.8	83.3	87.3

（出典 国税庁「令和 2 年度における e-Tax の利用状況等について」を基に筆者作成）

(223) 永田・前掲注(132)341 頁。

(224) 永田・前掲注(132)342 頁。

(225) 国税庁「令和 2 年度における e-Tax の利用状況等について」（2021）参照。

第 3 節 大法人の e-Tax の義務化等

1 大法人の e-Tax の義務化の経緯等

平成 28 年 9 月に内閣総理大臣の諮問により、「経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議すること」を目的として設置された規制改革推進会議で、規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるべき重点分野の一つとして「国税」分野が選定され、行政手続コストの削減目標が検討されることとされた⁽²²⁶⁾。その後、規制改革推進会議行政手続部会の取りまとめで「電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率 100%」との数値目標が設定され⁽²²⁷⁾、平成 29 年 6 月には、確実に改革の実現を図っていくための「未来投資戦略 2017」⁽²²⁸⁾及び「規制改革実施計画」⁽²²⁹⁾が閣議決定され、行政手続部会の取りまとめに沿って、行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとされた。

これらを踏まえ、平成 30 年度税制改正において、大法人の法人税等の申告について電子申告の義務化が法制され、財務省では、平成 30 年 3 月末に「行政手続コスト削減のための基本計画」を改定し、大法人の法人税・消費税の e-Tax 利用率を 100%とする目標を設定するとともに、申告書の電子化促進のための環境整備を行うこととした⁽²³⁰⁾。

2 大法人の e-Tax の義務化の概要

大法人の申告書については、令和 2 年 4 月 1 日以後終了する事業年度から、

(226) 大法人の電子申告の義務化の経緯については、仲佑治「大法人の電子申告義務化が始まります」ファイナンス 55 巻 8 号 10 頁（2019）を参照した。

(227) 規制改革推進会議行政手続部会「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」16 頁（2017）。

(228) 未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）111 頁（2019）。

(229) 規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）3 頁（2019）。

(230) 財務省「行政手続コスト削減のための基本計画（平成 29 年 6 月 30 日策定、平成 30 年 4 月 9 日改定、令和元年 6 月 28 日再改定）」2 頁。

添付書類を含めて、e-Tax で提出することが義務付けられた。ここでいう大法人とは、事業年度開始時における資本金又は出資金の額が 1 億円超の法人並びに相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体をいい、対象となる税目は、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税とされている⁽²³¹⁾。

また、「行政手続コスト削減のための基本計画」では、将来的には中小企業においても義務化が行われるよう引き続き検討することとされており⁽²³²⁾、そのために電子提出の環境整備の効果や e-Tax 未利用法人の実態等を踏まえ、関係府省庁や中小企業団体と連携を図りながら、引き続き検討していくこととされている⁽²³³⁾。

3 e-Tax の利便性向上施策等

大法人の e-Tax 義務化と併せて、円滑に電子申告ができるよう所定の整備⁽²³⁴⁾が図られており、例えば、提出情報等のスリム化策として、第三者作成書類の見直しや勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化、データ形式の柔軟化策として、法人税申告書別表のうち明細記載を要する部分や勘定科目内訳明細書及び財務諸表について、これまで送信可能なデータ形式が XML、XBRL⁽²³⁵⁾とされていたところ、CSV 形式による提出を可能にするなどの整備が行われた。また、提出方法の拡充として、電子申告の送信容量が拡大されており、送信 1 回当たり、申告書については XML 形式でこれまでの 2 倍の 20 メガバイト (5,000 枚程度)、添付書類についてはイメージデータ (PDF 形式) でこれまでの約 5 倍の 8 メガバイト (100 枚程度) とされた⁽²³⁶⁾。

(231) 法人税及び地方法人税の電子申告義務化対象法人は、資本金等の額 1 億円超法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社。また、消費税及び地方消費税については、これらの他、国及び地方公共団体が対象となる。

(232) 財務省「平成 30 年度税制改正の解説」 3 頁。

(233) 永田・前掲注(132)345 頁。

(234) 具体的な整備項目は 16 項目に及ぶ。仲・前掲注(226)。

(235) 前掲注(139)を参照。

(236) 国税庁「e-Tax の送信容量の拡大」(<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/>)

さらに、令和 2 年 4 月以降、法人税申告において e-Tax により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要とされており、これにより提出先のワンスオンリー化が実現されている⁽²³⁷⁾。

第 4 節 国税情報システムの高度化

1 概要

税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化しており、こうした状況の下、国税庁が適切にその任務と使命を果たすためには、業務及び情報システムを既存の枠組みにとらわれることなく抜本的に見直し、「課税・徴収の効率化・高度化」の実現を図る必要がある。また、今後進展することが予想される申告等に必要なる外部情報との連携にも柔軟に対応し、「納税者の利便性の向上」の実現を図る必要がある。こうした観点から、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」には、「国税情報システムの高度化」に取り組む旨が記載されている⁽²³⁸⁾。これを踏まえ、国税庁においては、令和 2 年度から国税情報システムの高度化のため、次世代システムの構築に着手し、令和 8 年にリリースを予定している⁽²³⁹⁾。

2 次世代システムの開発の方向性

国税庁は、次世代システムの開発コンセプトを①紙からデータ（書面中心からデータ中心の事務へ）、②縦割りシステムの解消（税目別データベース等の見直し）、③メインフレームからの脱却（オープンシステム化）としてお

kakudai_yoryo.pdf) (令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧)。

(237) 永田・前掲注(132)344 頁。

(238) 財務省・前掲注(217)14 頁。

(239) 国税庁・前掲注(8)26 頁。

り⁽²⁴⁰⁾、具体的には以下の方向性で開発を進めることとしている⁽²⁴¹⁾。

- (1) e-Tax の受付機能を見直し、デジタル技術の活用による、利用者（納税者）にとって、より簡便・安全な利用環境を整備するとともに、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信を行うなど、一層の納税者の利便性と自発的コンプライアンスの維持・向上を推進する。
- (2) 国税庁組織内においても、政府全体の方針である決裁の電子化を含め、書面中心の事務運営から徹底したデータ中心の事務運営への変更といった業務改革（BPR⁽²⁴²⁾）を実現し、事務の最適化、調査・徴収の効率化・高度化を目指す。
- (3) 情報システム上の税目別のデータベースやアプリケーションの構造について統廃合を進めるとともに、現状のメインフレーム中心のシステム構築から、オープンな動作環境で管理・稼働できるようシステム全体の最適化を図り、最新技術の導入を容易にする。
- (4) 情報システムの構造の最適化により、情報システムの改修や機器の運用等経費の低減を見込む。

次世代システムの導入により、例えば、マイナポータル等を活用したタイムリーな情報発信や、自動的なシステムのチェックによる各種業務処理の簡便化、大量反復的な業務の自動化、AI や分析ツールを活用した申告審理や調査選定など、ICT や AI を活用した事務処理の効率化・高度化が期待されている⁽²⁴³⁾。

(240) 国税庁・前掲注(8)26 頁。

(241) 「2 次世代システムの開発の方向性」については、永田・前掲注(132)359 頁を参照した。

(242) BPR (Business Process Re-engineering) とは、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計することをいう。

(243) 永田・前掲注(132)360 頁。

第 5 節 輸出物品販売場における免税販売手続の電子化

1 輸出物品販売場における免税販売手続の電子化の経緯

新型コロナウイルスの感染拡大が世界的に広がる以前、我が国は、観光庁を中心として観光立国の実現を目指して様々な施策が実施され、訪日外国人旅行者数が数年で大幅に増加していた⁽²⁴⁴⁾。外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）についても、我が国におけるショッピングツーリズムの魅力をさらに高めるべく、ここ数年大きな改正が行われ⁽²⁴⁵⁾、これに伴い平成 26 年 4 月には 5,777 店だった全国の輸出物品販売場の数は、平成 30 年 4 月には 44,646 店に増加していたところ、外国人旅行者からの「購入記録票の貼付け等に伴い旅券等が汚損する」という声や、輸出物品販売場を営営する事業者からの「免税販売手続が煩雑なので簡略化してほしい」といった声を受け、観光庁等から免税販売手続の電子化要望等が提出され、平成 30 年度税制改正で手当がなされた⁽²⁴⁶⁾。

2 平成 30 年度税制改正

(1) 免税販売手続の改正

イ 改正前の免税販売手続

輸出物品販売場における商品の販売は、国内において資産の譲渡等を行うものであるが、外国人旅行者がその出国の際に国外へ持ち出すことを前提とした販売であり、その実質は輸出取引と変わることがないと考

(244) 訪日外国人旅行者数は、初めて 1,000 万人を超えたのが 2013 年で約 1,036 万人、2017 年が約 2,869 万人、2018 年約 3,119 万人、2019 年約 3,188 万人と増加していたが、2020 年は新型コロナウイルス感染症の影響で約 412 万人となっている。観光庁「訪日外国人旅行者数・出国日本人数」。

(https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/in_out.html)（令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧）。

(245) 例えば、平成 26 年度税制改正では免税対象物品の範囲が拡大されて新たに消耗品が対象とされ、平成 28 年度税制改正では免税販売の対象となる購入下限額について引き下げられた。

(246) 財務省・前掲注(232)949 頁。

えられることから、一定の手続を行って販売される一定の物品については、輸出取引と同様に消費税が免除されている。

これまで、輸出物品販売場において免税販売を行うに当たっては、①外国人旅行者から、その所持する旅券（パスポート）等⁽²⁴⁷⁾の提示を受けること、②旅券等に商品の購入の事実を記載した書類（購入記録票）を貼り付けること、当該旅券等との間に割印を行うこと、③外国人旅行者から、免税購入した物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類（購入者誓約書）の提出を受けることなど、書面を前提とした手続が必要であった。

ロ 改正後の免税販売手続

これに対して、平成 30 年度税制改正においては、この免税販売手続を簡略化すべく、書面で行われていた上記②及び③が廃止されるほか、電子的な手続に改められた。この改正により、書面での手続では免税販売の要件を満たさないこととなり、結果として、電子化が義務化されたこととなる⁽²⁴⁸⁾。

具体的には、令和 2 年 4 月 1 日から、免税販売を行うためには、①外国人旅行者から旅券等の提示を受け、旅券等に記載されている氏名や国籍等の情報の提供⁽²⁴⁹⁾を受けること、②免税販売の際に、購入者に対して一定の事項を説明すること⁽²⁵⁰⁾、③購入記録情報（購入者から提供を受け

(247) 旅券等は、①旅券（上陸許可の証印を受けたもの）、②船舶観光上陸許可書、③乗員上陸許可書、④緊急上陸許可書、⑤遭難による上陸許可書が対象となる（消令 18 条 2 項 1 号イ）。

(248) 制度の開始は、令和 2 年 4 月 1 日からであるが、令和 3 年 9 月 30 日までの間については、書面による免税販売手続を行えば免税販売を認めることとする経過措置が設けられた。

(249) 購入者が、免税対象物品を購入する際、輸出物品販売場を経営する事業者に対して、旅券等に記載された情報として提供する事項は、①氏名、②国籍、③生年月日、④在留資格、⑤上陸年月日、⑥旅券等の種類、⑦旅券等の番号とされている（消令 18 条 2 項 1 号ロ、消規則 6 条 1 項）。

(250) 購入者に対して、次の事項を説明しなければならないこととされている（消令 18 条 10 項、消規則 6 条の 3）。

① 免税対象物品が国外へ輸出するため購入されるものである旨。

た旅券等に記載された情報及び購入者の購入の事実を記録した電磁的記録)を、免税販売手続の際、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供することが必要とされた。また、国税庁は、事業者から購入記録情報の提供を受けたときには、その購入記録情報を税関に提供することとされており⁽²⁵¹⁾、購入者は、出国する際、免税購入物品を携帯等の方法により輸出するとともに、旅券等を税関に提示しなければならないこととされている⁽²⁵²⁾。

改正後の実務的な免税販売手続について、まず①の手続は、パスポートの記載事項が OCR⁽²⁵³⁾で読み取り可能とされているため、輸出物品販売場においては、一般的に外国人旅行者から提供を受けたパスポートをパスポートリーダー（パスポートの OCR を読み取る端末）などを使用して、電子的にその情報を読み取ることで提供を受けることとなる。次に、③については、読み取ったパスポートの情報と、免税販売した商品や取引年月日等の情報を合わせて購入記録情報として、事業者の送信機器等からインターネット回線を通じて国税庁が運用する免税販売管理システム（購入記録情報を受け付けるためのシステム）に接続⁽²⁵⁴⁾し、基本的にはデータをリアルタイムで送信することとなる。

国税庁が運用する免税販売管理システムは、e-Tax と同様、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」において政府横断施策や投資額が大き

② 本邦から出国する際、その出港地を所轄する税関長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨（免税で購入した非居住者が居住者となる場合の旅券等の提示は、その住所地又は居所の所在地の所轄税務署長に対して行う。）。

③ 免税で購入した物品を出国の際に所持していなかった場合には、免除された消費税額（地方消費税額に相当する額を含む。）に相当する額を徴収される旨。

(251) 消令 18 条 9 項。

(252) 消令 18 条 5 項。

(253) OCR (Optical Character Recognition) とは、印刷された文字や手書きの文字などをカメラやスキャナといった光学的な手段でデータとして取り込み、それを解読（文字認識）することによって一度印刷されてしまった文字をパソコンなどのコンピューターが利用できる文字（テキスト）データに変換する技術をいう。

(254) 認証の仕組みとして電子証明書（クライアント証明書）が活用されている。

くガバナンスを特に重視するプロジェクトとして位置付けられており⁽²⁵⁵⁾、事業者から 24 時間 365 日購入記録情報を受信し、所定の内容チェック等を行い、受信結果通知を事業者の送信機器等に返信している大がかりなシステムである⁽²⁵⁶⁾。購入記録情報は、原則、取引の都度リアルタイムで提供されるものであり、本システムで受信するデータの総量は膨大であることから、国税庁では、本改正にあたって大容量のサーバーを調達したものと考えられる。また、国税庁から税関へ購入記録情報を共有しなければならないことから、税関においても免税販売管理システムに連携していることがうかがえる。

本改正は、新型コロナウイルスの感染拡大により訪日外国人旅行者が大きく減少していることから、現状での実現の効果が薄いと考えられるものの、書面で行われていた事務が電子化されることにより、事業者の事務負担の軽減に大きくつながる施策であると考えられる。

(2) 承認送信事業者について

免税販売手続の電子化は、事業者にとって事務負担の軽減を実現するものであるが、国税庁への購入記録情報の提供は、システム的なインフラ整備を伴うものであり、対応できない事業者も考えられるところである。そうしたことを見越してか、本改正にあたり、新たに「承認送信事業者制度」が創設されている。

「承認送信事業者」とは、消費税の課税事業者のうち、一定の承認要件⁽²⁵⁷⁾を全て満たす事業者で、その納税地の所轄税務署長の承認を受けた

(255) 財務省・前掲注(217)13 頁。

(256) 国税庁「免税販売管理システム A P I 仕様書」(2021) 参照。

(257) 承認送信事業者の要件は、①現に国税の滞納(その徴収が著しく困難であるものに限る。)がないこと、②契約を締結した輸出品販売場を経営する事業者との間で必要な情報を共有するための措置が講じられ、購入記録情報を電子情報処理組織を使用して適切に国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)できること、③輸出品販売場の許可又は承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認の取消しの日から 3 年を経過しない者でないことその他購入記録情報を国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)する承認送信事業者として特に不相当と認められる事情がないことである(消令 18 条の 4 第 4 項)。

者をいい⁽²⁵⁸⁾、端的に表すと、購入記録情報を代理送信する事業者であるといえる。承認送信事業者は、購入記録情報を提供するための要件（提供要件）⁽²⁵⁹⁾を全て満たすときは、契約を締結した輸出品販売場を経営する事業者のために、その事業者が行うべき購入記録情報の提供を、その契約に係る輸出品販売場ごとに行うことができる。

第 6 節 年末調整手続の電子化

1 年末調整手続の電子化の経緯

平成 29 年 6 月の「規制改革実施計画」において、年末調整手続について、源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、年末調整手続の電子化の推進に関して検討することとされた⁽²⁶⁰⁾。これを踏まえ、平成 30 年度税制改正において、年末調整手続に関する改正が行われ、従業員が保険会社等から電子データで提供を受けた控除証明書等について、電子データのまま勤務先に提供することが認められるなど電子化への措置がとられた⁽²⁶¹⁾。

また、国税庁においては、従業員が保険会社等から交付された控除証明書等のデータを取り込めば、自動的に控除申告書データが作成され、そのまま勤務先にオンライン提出が可能となる年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（以下「年調ソフト」という。）を開発して、令和 2 年 10 月に提供を開始した。さらに、この仕組みとマイナポータルとを組み合わせることにより、各種控除証明書等を一括してマイナポータル経由で取得し、これら控除証明

(258) 消令 18 条の 4 第 4 項。

(259) 提供要件は、①輸出品販売場を経営する事業者と承認送信事業者との間において、その承認送信事業者がその輸出品販売場に係る購入記録情報を提供することに関する契約が締結されていること、②承認送信事業者が購入記録情報を提供することにつき、輸出品販売場を経営する事業者との間において必要な情報を共有するための措置が講じられていることである（消令 18 条の 4 第 1 項）。

(260) 前掲注(229)17 頁。

(261) 財務省・前掲注(232)127 頁。

書等の内容などが自動入力される施策も同時に開始している。

この施策の前提として、保険会社等の控除証明書等の発行主体が、該当する各種証明書を電子化した上で、直接又はマイナポータルを經由して、年末調整を行う従業員に電子的に提供することが必要であるところ、さらなる利用拡大に向けて、各種証明書等の発行主体の協力が得られるよう関係者間で協議・調整が進められており⁽²⁶²⁾、今後、一層の充実が図られると考えられる。

2 年末調整手続の電子化の概要

(1) 改正前の年末調整手続

年末調整手続については、給与等の支払を受ける従業員と給与等の支払者である勤務先（事業者）とでそれぞれ手続を行う必要がある。

これまで（令和 2 年 10 月以前）の年末調整手続は、従業員が①保険会社、金融機関、税務署等（以下「保険会社等」という。）から控除証明書等を書面（ハガキ等）で受領した後、②保険料控除申告書又は住宅ローン控除申告書に①で受領した書面（ハガキ等）に記載された内容を転記の上、控除額を計算して記入し、③保険料控除申告書及び住宅ローン控除申告書などの各種申告書（以下「年末調整申告書」という。）を作成し、控除証明書等とともに事業者に提出する必要があった。そして、その提出を受けた勤務先が、④提出された年末調整申告書に記載された控除額の検算、控除証明書等の確認を行った上で、年税額を計算するという流れで進められていた⁽²⁶³⁾。

(2) 改正後の年末調整手続

令和 2 年 10 月以降の年末調整手続については、従業員が①保険会社等から控除証明書等を電子データで受領し（マイナポータル連携⁽²⁶⁴⁾するこ

(262) 永田・前掲注(132)347 頁。

(263) 日本税理士会連合会「メリットの多い年末調整手続の電子化」旬刊速報税理 40 巻 25 号 2 頁（2021）。

(264) 従業員が年末調整申告書データの作成中に保険料控除等データをマイナポータルから自動取得できる機能をいう。

とで一括の受領が可能)、②国税庁ホームページ等からダウンロードした年調ソフトに①で受領した電子データをインポート(自動入力、控除額の自動計算)して年末調整申告書の電子データを作成して、③控除額が自動計算された年末調整申告書データ及び控除証明書等データを勤務先に提供すると、データの提供を受けた勤務先において、④従業員から提供された電子データを給与システム等にインポートして年税額を計算する、といったことが可能となった。

要約すると、年末調整手続の電子化とは、①従業員が控除証明書等を電子データで取得し、それを利用して年末調整申告書データを作成する、②勤務先が従業員から年末調整申告書データ及び控除証明書等データの提供を受けて年税額等の自動計算を行う、といったデジタルを活用して可能な限り自動処理するものであり、勤務先・従業員双方の事務負担を軽減するものであるといえる⁽²⁶⁵⁾。

なお、年末調整手続は、必ずしも電子的に対応する必要はなく、従前の書面を前提とした手続も認められている。

3 年末調整手続の電子化によるメリット

年末調整手続の電子化は、前述のとおり、勤務先、従業員双方の年末調整に係る事務負担を軽減するものであるが、勤務先と従業員のそれぞれの詳細なメリットは、以下のとおりであるといえる⁽²⁶⁶⁾。

従業員にとってのメリットは、①手書きによる手続を省略することが可能であること、②控除証明書等がデータで取得できることから書面の保管が不要であること、③控除証明書等を紛失した場合に保険会社等に対して再発行手続が不要であることが挙げられる。

勤務先にとってのメリットは、①従業員が年調ソフトで作成した年末調整申告書データを利用することにより控除額の検算が不要であること、②控除

(265) 日本税理士会連合会・前掲注(263)5頁。

(266) 日本税理士会連合会・前掲注(263)5頁を参照した。

証明書等データを利用した場合、添付書類等の確認に要する事務が削減されること、③従業員が年調ソフトを利用して控除申告書を作成するため、記載誤り等が減少し、従業員への問合せ事務が減少すること、④書面による年末調整の場合の書類保管コストが削減されることであるといえる。

年末調整手続を電子化するためには、従業員においては、年調ソフトのダウンロードやマイナポータル連携の設定が、また、勤務先は、従業員への周知や従業員から提供を受ける年末調整申告書データ等をインポートするための給与システム等の導入・改修などが必要になるものの、繰り返しとなるが、年末調整手続を電子化することは、従業員・勤務先ともにメリットが多く、事務負担の軽減に大きな役割を果たすことになると考えられる。

4 年調ソフトの仕様等

年調ソフトは、年末調整関係書類について、従業員が控除証明書等データを活用して簡便に作成し、勤務先に提出する電子データ又は書面を作成する機能を持つ、国税庁が無償で提供する年末調整申告書作成用のソフトウェアである。年調ソフトの利用は、パソコン及びスマートフォンで可能とされており、各従業員が国税庁ホームページ等からダウンロードする方法のほか、勤務先が一度ダウンロードし、各従業員に資源配付する方法も可能である。なお、年末調整手続の電子化に当たって、年調ソフトを利用することは必須ではなく、民間の事業者等が提供しているソフトウェアで年末調整手続の電子化に対応しているものであれば、これを利用しても問題ない。また、年調ソフトは、あくまで従業員が行う手続に関して対応しているソフトウェア⁽²⁶⁷⁾であるため年税額の計算等の機能はなく、年税額の計算等は勤務先が

(267) 年調ソフトの具体的な機能は以下のとおり。

- ・マイナポータル連携及び各種控除証明書等データのインポート
- ・各種控除証明書等データの改ざん検知
- ・控除証明書等データの内容について自動入力
- ・控除額の自動計算
- ・年末調整申告書のプレビュー表示及び印刷
- ・年末調整申告書データの作成及び保存

給与システム等を活用して行うこととなる。このため、年調ソフトと勤務先の給与システム等を掛け合わせることによって、年末調整手続の電子化が実現するといえる。

第 7 節 電子帳簿等保存制度の見直し（令和 3 年度 税制改正）

令和 3 年度税制改正の与党大綱においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済との両立を図り、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会をつくるため、行政のデジタル化を進め、国民の利便性や生産性向上の観点から、我が国社会のデジタル・トランスフォーメーションの取組を強力に推進すること、昨今のクラウド会計ソフトの普及等も踏まえた、適正な記帳の確保に向けた方策を検討していくことなどが示され⁽²⁶⁸⁾、これを踏まえて納税環境のデジタル化のために税務関係書類における押印義務の見直し、電子帳簿等保存制度の見直しを行うことが決定され、これらが措置された⁽²⁶⁹⁾。本節においては、電子帳簿等保存制度に関する改正について概観する。

1 電子帳簿等保存制度の改正経緯

令和元年の政府税制調査会の答申において、電子帳簿等保存制度に関して、「帳簿や請求書等のデータについては、平成 10 年に導入された電子帳簿等保存制度により、所定の要件の下、電子的に保存を行うことが認められている。例えば、取引相手から電子的に受信した請求書等のデータは、タイムスタンプを付すなどデータの適正性を確保するための所定の措置をとった上で、

-
- ・扶養控除、配偶者（特別）控除など、各種控除の該当有無の自動判定
 - ・年末調整申告書データへのマイナンバーカードによる電子署名付与又は ID・パスワード設定

(268) 自由民主党・公明党「令和 3 年度税制改正大綱」（令和 2 年 12 月 10 日）1 頁、2 頁。

(269) 自由民主党・公明党・前掲注(268)9 頁。

データのまま保存することが認められている。しかし、ICTの進展に伴い、現在ではこのほかにも多様な手段によりデータの適正性を確保することが可能となっていると考えられる。また、例えば、従業員によるスマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済や、アプリ提供者から直接提供されるデータを活用した経費精算など、電子帳簿等保存制度の導入時には想定していなかったデータの授受やその活用方法も見られるようになっている。このようなICTの活用により、企業等の業務プロセスの簡素化・効率化や誤りの未然防止等を図る観点から、企業等の規模や業種に応じた経理・税務手続の実態を踏まえた上で、データの適正性の確保にも配慮しつつ、電子帳簿等保存制度の見直しを進めるべきである。」といった問題意識が示された⁽²⁷⁰⁾。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」、いわゆる、「骨太の方針」では、新型コロナウイルス感染拡大により世界的にデジタル化の動きが加速していること、デジタル化は、生産性の向上、便利で豊かな生活を実現する上で重要な役割を担うものであること、我が国もデジタル化を推進してきているが、行政分野を中心に社会実装が大きく遅れ活用が進んでいないことから、社会全体のDXの推進に一刻の猶予もない、といったことが示されている⁽²⁷¹⁾。

令和 2 年 8 月の税制調査会においては、ウィズコロナ時代における税務手続の電子化やグローバル化、デジタル化の進む経済社会における適正課税のあり方などについて、「納税環境整備に関する専門家会合」（以下「専門家会合」という。）で議論を進めていくことが確認され⁽²⁷²⁾、令和 2 年 11 月 13 日に、専門家会合から電子帳簿等保存制度における帳簿書類に関して、以下の

(270) 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制の在り方（令和元年 9 月）」21 頁。

(271) 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）。

(272) 令和 2 年 8 月 5 日第 2 回税制調査会「議事録」37 頁参照。

(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/2zen2kaigiji.pdf>)（令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧）。

ような意見が提出された⁽²⁷³⁾。

- 「・ 国税関係帳簿書類の保存を電子的に行う場合、検索要件をはじめ保存の要件が非常に厳格になるため、実務上は紙で保存せざるを得ない状況になっているケースがある。
- ・ 承認制度については、確かに事前手続として届出制に比べれば負担ではないかという議論はあり得るが、信頼性の高い、改ざんができないようなものを申告する側で使っているのであれば、そこはより簡易化するという形で、バランスを取ることはできるのではないか。」

また、スキャナ保存制度についても、以下のとおり意見が提出された⁽²⁷⁴⁾。

- 「・ スキャナ保存については、相互牽制や定期検査といった適正事務処理要件、タイムスタンプなどの要件から、社内整備等のソフト面、機器などのハード面の双方で、ハードルが高い状況にある。
- ・ 取引先から受領する書類のスキャナ保存については、これまでも、要件の緩和の方向に向かっているが、さらに納税者から見た利便性を考えていく必要。
 - ・ 電子保存ができる会社にとっては、紙保存がある種ペナルティーになっている。何度か税務調査を行ってみて、申告納税について適切な改善をしたと認められる会社に対しては、紙保存はしなくて良いということを恩典として与えることも、一つの策。
 - ・ 実際に何かが改ざんされるといっても、全体の取引の合理性や現金の動きなどに照らせば不正は把握できることもあり、どの程度まで要件緩和を許容できるのかを検討してほしい。ある程度整理した上で、それでも改ざんや捏造は出てくるため、それに対するペナルティーの議論をすべきではないか。

(273) 令和 2 年 11 月 13 日第 4 回税制調査会「説明資料(納税環境整備に関する専門家の合の議論の報告)」42 頁。(https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai1.pdf) (令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧)。

(274) 前掲注(273)43 頁。

- ・ 改ざんや捏造の抑止と要件緩和のバランスが重要。中期的には、現在の税額ベースの重加算税よりも実効的な租税制裁の在り方について検討する必要があるのではないか。
- ・ 請求書、領収書だけでなく、税務の中には必要とされる書類が数多くある。例えば契約書関係、見積書、給与の台帳など。原則紙ベースであるこれらの書類の電子的な保存についても議論をしていくべき。」

こうした議論を踏まえ、前述のとおり、令和 3 年度税制改正の与党大綱が示され、12 月 21 日に「令和 3 年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

令和 3 年度税制改正は、こうした政府税制調査会における指摘や経済社会のデジタル化の状況を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資する観点から、帳簿書類等を電子的に保存する際の手続について、その適正性を確保しつつ、抜本的に簡素化するための各種の措置が講じられており⁽²⁷⁵⁾、制度創設以来の抜本的な改正といわれている⁽²⁷⁶⁾。

2 電子帳簿等保存制度の見直しの内容

令和 3 年度の電子帳簿等保存制度の改正は、令和 4 年 1 月 1 日から施行され、大きく分けると、①国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等、②国税関係書類のスキャナによる電磁的記録の保存、③電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存という項目に区分することができる。以下、項目ごとに改正内容を概観する。

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存

イ 承認制度の廃止

これまで、電子的に作成された国税関係帳簿・書類を電子データのまま保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要であったところ、本改正により国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の利用に

(275) 財務省「令和 3 年度税制改正の解説」962 頁。

(276) 松崎啓介「税務手続のデジタル化—その実務と課題」税理 64 巻 5 号 64 頁(2021)。

当たっての事務負担を軽減する観点から、その承認制度が廃止された。これにより、これまで国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の適用に当たって必要とされてきた事前手続が不要となり、以下の「二国税関係帳簿の保存要件等」のとおり、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存要件等を満たすことにより電子データのまま保存することが可能とされた⁽²⁷⁷⁾。

ロ 対象となる国税関係帳簿の範囲の見直し

これまで電磁的記録による保存の対象となる帳簿は、国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿とされていた。個人事業者については、現状、その7割が簡易簿記（単式簿記、現金主義）や白色申告である中、こうした事業者を手間・費用をかけずにどのように正規の簿記による青色申告に移行させていくかといったことが課題とされており⁽²⁷⁸⁾、専門家会合においても、「制度面で一定の移行期間は必要ではあると思うが、正規簿記による青色申告に個人事業者を相当程度誘導するような制度改正、義務化が必要なのではないか。」といった意見が提出されていた⁽²⁷⁹⁾。元々、帳簿については、所得税法上の青色申告者は正規の簿記の原則に従い記録をしなければならないことが、法人税法上の青色申告法人は複式簿記の原則に従い記録をしなければならないことが、それぞれ規定されている⁽²⁸⁰⁾。

本改正においては、正規の簿記による青色申告を促進する観点から、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存の対象となる国税関係帳簿が正規の簿記の原則又は複式簿記の原則（以下「正規の簿記の原則等」という。）に従って記録されるものに限定され⁽²⁸¹⁾、これにより所得税法又は法人税法による帳簿については、正規の簿記の原則等に従って記録さ

(277) 財務省・前掲注(275)966頁。

(278) 財務省・前掲注(275)966頁。

(279) 税制調査会・前掲注(273)45頁。

(280) 所得税法施行規則 57条1項、法人税法施行規則 53条。

(281) 電帳法 4条1項、電帳法規則 2条1項。

れる帳簿に限られ、それ以外の帳簿は保存の対象から除外されることとなった。

二 国税関係帳簿の保存要件等

現状、個人事業者を含む中小事業者でもその多くは会計ソフト等を用いて電子的に帳簿を作成しているところ、電子帳簿保存法の要件を満たすことができず、結局、印刷して「電子的に作成された紙の帳簿」として保存しているのが実情であり、前述のとおり、専門家会合においても、帳簿を電子的に保存する場合、検索要件をはじめ保存要件が非常に厳格なため紙で保存せざるを得ない状況になっているケースがあるとの指摘がされていた。また、現状において「電子的に作成された紙の帳簿」が不正防止の点で必ずしも有効に機能しているわけでもなく、それが電子データの状態のまま保存されたとしても（すなわち、それが紙の帳簿として印刷されないとしても）、適正な税務執行の面で現状と比べ大きな支障が生じないという実態があった⁽²⁸²⁾。こうした実態等を踏まえ、本改正では、「優良な電子帳簿」と「最低限の要件を満たす電子帳簿」の 2 種類の保存制度を構築⁽²⁸³⁾し、後者においては、国税関係帳簿の電子的な保存に当たって、電子計算機処理システムの概要書等の備付け等の最低限の要件により可能とされ、これまで求められていた「電磁的記録の訂正・削除・追加の履歴の確保」や「検索機能の確保」といった要件が不要とされたほか、税務調査の適正性・効率性を一定程度確保する観点から、「国税に関する法律の規定によるその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること（ダウンロードの求めに応じること）ができるようにしておくこと」が求められることとされた⁽²⁸⁴⁾。

(282) 財務省・前掲注(275)967 頁。

(283) 「最低限の要件を満たす電子帳簿」について、国税庁の「電子帳簿保存法一問一答」などでは、「優良以外の帳簿」と記載されているが、本稿ではわかりやすさの観点から松崎啓介「改正電子帳簿保存法は企業経理の電子化を推し進める好機～その全体像と事前対策～」税理 64 卷 11 号 12 頁（2021）の記載を参考にした。

(284) 電帳法規則 2 条 2 項 3 号、6 項、4 条 1 項、5 条 5 項。

この「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと」とは、具体的には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等を行っている対象帳簿書類のデータについて、税務調査の際、国税当局からのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことであり、国税当局においては、提供を受けたデータを活用して必要なデータの検索や訂正・削除・追加の有無等を確認することが可能となるため、調査の適正性・効率性が一定程度確保されることとなる⁽²⁸⁵⁾⁽²⁸⁶⁾。

本改正で創設された「最低限の要件を満たす電子帳簿」⁽²⁸⁷⁾は、検索機能の確保が要件とされていないことから、このための設備投資を行うことなく、クラウド会計ソフト等の活用により、正規の簿記の原則等による帳簿の備付け、保存を行うことで、この制度を利用することが可能となる⁽²⁸⁸⁾。

一方で、これまで求められていた「電磁的記録の訂正・削除・追加の履歴の確保」や「検索機能の確保」といった要件を満たす電子帳簿は、前述の「優良な電子帳簿」として、税務調査の適正性・効率性は既に一定程度確保されていると考えられることから、「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること（ダウンロードの求めに応じること）ができるようにしておくこと」との要件は不要とされて

(285) 財務省・前掲注(275)968 頁。

(286) なお、この求めに応じなかった場合や不十分な状態でデータが提供された場合には、保存要件を満たしていないことになり、その電磁的記録等は国税関係帳簿書類として扱われないこととなる。電帳法通達 4-14（電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義）。

(287) 「最低限の要件を満たす電子帳簿」の要件を要約すると以下のとおりとなり、これらを全て満たす必要がある。

- ・ 電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け
- ・ 見読可能装置の備付け
- ・ 税務調査でダウンロードの求めに応じること

(288) 松崎・前掲注(283)12 頁。

いる⁽²⁸⁹⁾。「優良な電子帳簿」については、記帳水準の向上に資する観点から、事後検証可能性の高い電子帳簿として、経理誤りを是正しやすい環境を自ら整えているものといえるため、「最低限の要件を満たす電子帳簿」との差別化を図り、その普及を進めていく必要があることから、その電子帳簿に記録された事項に関して修正申告書の提出又は更正（以下「修正申告等」という。）があった場合、その申告漏れについて課される過少申告加算税の額を軽減するインセンティブ措置が設けられている⁽²⁹⁰⁾。具体的には、「優良な電子帳簿」の要件を満たして帳簿を電子的に保存し、その旨を届け出た者については、その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して修正申告等に過少申告があった場合には、過少申告加算税を 5%軽減することとされた⁽²⁹¹⁾。

(2) 国税関係書類のスキヤナによる電磁的記録の保存

事業者におけるペーパーレス化を一層促進する観点から、国税関係書類に係るスキヤナ保存制度を利用する際における手続・要件を大幅に緩和する見直しが行われている⁽²⁹²⁾。以下、主要な改正項目を概観する。

イ 承認制度の廃止

国税関係帳簿書類の電磁的記録と同様に、事業者への事務負担を軽減する観点から、その承認制度が廃止された。これにより、これまで国税関係書類に係るスキヤナ保存制度の適用に当たって必要とされてきた事前手続が不要となり、後述する国税関係書類に係るスキヤナ保存要件

(289) 「優良な電子帳簿」の要件を要約すると以下のとおりとなり、これらを全て満たす必要がある。

- ・ 電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け
- ・ 見読可能装置の備付け
- ・ 訂正、削除、追加履歴の確保
- ・ 帳簿間の相互関連性の確保
- ・ 検索機能の確保

(290) 財務省・前掲注(275)971 頁。

(291) なお、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税対象が含まれる場合には軽減しないこととされている。

(292) 財務省・前掲注(275)976 頁。

を満たすことにより本制度を利用することが可能となる。

ロ 国税関係書類のスキヤナによる電磁的記録の保存要件等

(イ) タイムスタンプの付与

これまで、国税関係書類の作成又は受領をする者がその国税関係書類をスキヤナで読取りを行う場合には、電子データ等の改ざんを防止する観点から、その作成又は受領からタイムスタンプを付すまでの期間が短く、「特に速やかに」と設定されていた。この点、タイムスタンプを付すまでに故意に行われる改ざんまでも防止できるものではなく、その効果は限定的であること等を踏まえ、こうした改ざんに対しては、新たな担保措置を講ずることに対応することとした上で、スキヤナ保存を行う際の入力期間までにタイムスタンプを付すことで足りることとされた⁽²⁹³⁾。具体的には、スキヤナ保存の導入の障害ともなっていた「特に速やかに」といった規定を削除し、国税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すこととされた⁽²⁹⁴⁾。また、タイムスタンプの付与に代え、電磁的記録の訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができること又は訂正又は削除ができないことを充足するクラウド等において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与は不要とされた⁽²⁹⁵⁾。

これらのタイムスタンプ付与要件の緩和やタイムスタンプ付与の不要措置により、スキヤナ保存要件のハードルが大きく下がることになるといわれている⁽²⁹⁶⁾。

(293) 財務省・前掲注(275)977頁。

(294) 国税関係書類の作成又は受領からそのタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかにその記録事項にそのタイムスタンプを付すこととされている。電帳法規則2条6項2号ロ。

(295) 電帳法通達4-28。

(296) 松崎・前掲注(283)14頁。

(ロ) バージョンの管理要件の整備(訂正又は削除の事実及び内容の確認)

これまで、スキャナ保存の要件の 1 つであるバージョン管理要件については、訂正等の内容等を確認することができるシステムとされていたが、訂正等による改ざんが不可能なシステム、すなわち、訂正等を行うことができないシステムもその対象とすることとされた⁽²⁹⁷⁾。

具体的には、これまで以下の①の要件のみであったところ、②の要件が追加され、いずれかを満たせばよいこととされた。

- ① 国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
- ② 国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除ができないこと。

(ハ) 適正事務処理要件の廃止

これまで、スキャナ保存の要件として、作成・受領から入力までの相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制や各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制など、その適正な実施を確保するために必要なものに関する規程を定めるとともに、これに基づき処理することとされていた(以下「適正事務処理要件」という。)。この適正事務処理要件については、スキャナによる読み取り前の紙段階で行われる改ざん等の不正を防止する観点から設けられていたものであるが、組織ぐるみで故意に不正を企図した場合等までも防止できるものではなく、その効果は限定的であるとともに、定期的な検査まで紙原本を保存する必要が生じる等、事業者におけるペーパーレス化に十分に寄与していない状況にあるといわれていた⁽²⁹⁸⁾。

本改正においては、こうした状況を踏まえ、事業者におけるペーパ

(297) 電帳法規則 2 条 6 項 2 号ニ。

(298) 財務省・前掲注(275)。

一層促進する観点から、改ざん防止のための新たな担保措置⁽²⁹⁹⁾を講ずることとした上で、適正事務処理要件を廃止することとされた。これにより、スキャナ保存制度の利用者は、原本の即時廃棄が可能となり、制度利用上のメリットを十分に享受できることとなると考えられている⁽³⁰⁰⁾。

(二) 検索機能の確保

スキャナ保存の要件には、国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の一定の条件で検索をすることができる機能が求められているところ、これまで「取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定することができる」を確保することとされていたが、この検索機能の確保の要件について、記録項目が取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定された⁽³⁰¹⁾。

改正後の具体的な要件は、以下のとおりとなる。

- ① 取引年月日その他の日付及び取引先を検索の条件として設定することができること。
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- ③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

なお、保存義務者が、国税に関する法律の規定による国税関係書類に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、上記の②及び③は不要とされている⁽³⁰²⁾。

(3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存

(299) 本稿では触れないが、改ざん防止のための新たな担保措置として、電磁的記録に係る重加算税の加重措置の整備が図られている。

(300) 財務省・前掲注(275)。

(301) 電帳法規則 2 条 6 項 6 号。

(302) 電帳法規則 2 条 6 項。

所得税⁽³⁰³⁾及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととされている。この点、これまでは、その要件に従って、その電磁的記録を出力することにより作成した書面又は COM（以下「出力書面等」という。）を保存する場合には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を要しないこととされていた。

令和 3 年度税制改正においては、税務手続の電子化を進める上での電子取引の重要性に鑑み、他者から受領した電子データと出力書面等の同一性が十分に確保されないことから、出力書面等による保存措置は廃止することとされた⁽³⁰⁴⁾。このため、施行日である令和 4 年 1 月 1 日までに行われた電子取引については出力書面等により保存することが可能であったが、施行日以降に行われた電子取引については電子データを保存要件⁽³⁰⁵⁾にしたがって保存することが必要となる⁽³⁰⁶⁾。

なお、消費税については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、出力書面等による保存が存置されることとなり⁽³⁰⁷⁾、保存義務者が電子取引を行った場合には、引き続き電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した書面を保存することが可能とされている。

(303) 源泉徴収に係る所得税は除かれる。

(304) 財務省・前掲注(275)980 頁。

(305) 保存要件についても改正がされており、詳細は財務省・前掲注(275) や松崎・前掲注(283)を参照。

(306) 令和 4 年度税制改正において、その電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、その出力書面等の保存措置の廃止を事実上延長するための措置（宥恕措置）が講じられている。財務省「電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止（令和 3 年度税制改正）に関する宥恕措置について」（https://www.mof.go.jp/tax_policy/20211228keikasoti.html）（令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧）。

(307) 財務省・前掲注(275)914 頁。

第 8 節 民間事業者団体の取組（電子インボイスのフォーマット標準化）

電子インボイスについては、民間事業者団体とデジタル庁が官民一体となって検討を進めているところであり、本節では、その取組内容等について概観する。

1 民間事業者団体の概要

令和 2 年 6 月 25 日、ERP ベンダー 5 社⁽³⁰⁸⁾により社会全体のデジタル変革を目的に発足された「社会的システム・デジタル化研究会（通称：Born Digital 研究会）」から、「社会的システムのデジタル化による再構築に向けた提言」が発表され、インボイス制度への移行に当たって、紙だけを前提として業務プロセスを構築するのではなく、当初から電子インボイスを前提とし、デジタルで最適化された業務プロセスを構築すべきであるとの考えが示された⁽³⁰⁹⁾。これを受け、令和 2 年 7 月、事業者のバックオフィス効率化を図るため、日本国内で活動する事業者が共通的に利用できる電子インボイスシステムの構築を目指し、電子インボイスの標準仕様を策定・実証し、普及促進させることを目的として、「電子インボイス推進協議会（英語名称：E-Invoice Promotion Association）」（以下「EIPA」という。）⁽³¹⁰⁾が設立された⁽³¹¹⁾。

EIPA では、日本国内の事業者の業務プロセス全体には、紙・FAX でのやり取りを中心とした多くのアナログ処理が存在し、これらが特に中小・小規

(308) SAP ジャパン株式会社、株式会社オービックビジネスコンサルタント、ピー・シー・エー株式会社、株式会社ミロク情報サービス、弥生株式会社の 5 社。

(309) 社会的システム・デジタル化研究会「社会的システムのデジタル化による再構築に向けた提言」（2020）4-5 頁。

(310) 代表幹事会社は、弥生株式会社で正会員 171 社、特別会員（団体）8 社、特別会員（個人）8 名となっている（令和 4 年 5 月 31 日現在）。EIPA「電子インボイス推進協議会 会員一覧」（https://www.saj.or.jp/documents/activity/project/eipa/eipa_memberlist.pdf）（令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧）。

(311) EIPA ホームページ（<https://www.eipa.jp/about-us>）（令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧）を参照。

模事業者の生産性向上の妨げとなっており、こうした問題を解消するためには、単に紙での処理の「電子化」(Digitization)を進めるのではなく、デジタルを前提として業務のあり方そのものを見直す「デジタル化」(Digitalization)を推し進め、業務全体の圧倒的な効率化を実現する必要があるため、インボイス制度への移行を契機に業務全体のデジタル化を実現すべきであるとしている⁽³¹²⁾。

また、令和 3 年 6 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、「インボイス制度に移行する令和 5 年(2023 年)10 月を見据え、会計・業務システム間でのデータ連携を実現することにより事業者の負担軽減と効率化を図る観点から、官民連携の下、グローバルな標準規格をベースに『電子インボイス』に関する標準仕様を策定する。デジタル庁は標準仕様の管理者となり、関係府省庁と連携の上、業務ソフト等の普及を推進する。」⁽³¹³⁾とされている。

このような背景から、EIPA とデジタル庁とで官民一体となり、電子インボイスの標準仕様の策定が進められている。

2 電子インボイスの日本標準仕様

EIPA は、令和 2 年 12 月、電子インボイスの日本標準仕様として国際標準規格「Peppol (ペポル)」⁽³¹⁴⁾をベースとすることを決定した⁽³¹⁵⁾。「Peppol」とは、OPEN PEPPOL⁽³¹⁶⁾が管理している電子インボイスなどの電子文書をネットワーク上で授受するための国際的な標準規格で、もともとは、欧州の

(312) EIPA ホームページ (<https://www.eipa.jp/peppol>) (令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧)を参照。

(313) デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) 42 頁。

(314) 「Pan-European Public Procurement Online (汎欧州オンライン公的調達)」の頭文字を取った規格の名称。

(315) EIPA・前掲注(312)。

(316) 国際的非営利組織で各国の行政機関も参加している。日本においては、令和 3 年 9 月 14 日にデジタル庁が OpenPeppol のメンバーとなっている。デジタル庁ホームページ (https://www.digital.go.jp/policies/posts/interconnected_fields) (令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧)。

公共調達の仕組みとして導入され、その後に事業者間の取引においても利用されるようになり⁽³¹⁷⁾、現在では、欧州各国をはじめ、シンガポール、オーストラリアなど世界 30 か国以上で採用されている⁽³¹⁸⁾。Peppol のネットワークは、「4 コーナーモデル」と呼ばれるアーキテクチャ⁽³¹⁹⁾で、送り手から受け手に対して、アクセスポイントを介して電子インボイスを送信することとなる⁽³²⁰⁾。EIPA によれば、Peppol のイメージは E メールが近く、具体的には、E メールを送るときに送信側と受信側で異なるメーラー(アプリケーション)を使用していたとしても、インターネットプロバイダーを介すことで相手先に届く仕組みに似ているとのことで、電子インボイスを提供するに当たって、送り手から受け手に対して、アクセスポイントを介して電子インボイスが送信される仕組みとなっていると説明されている⁽³²¹⁾。

既に「Peppol」を導入している国においては、①ユーザー(中小・小規模事業者)の操作がシンプルであり、導入のハードルが低いこと、②ユーザーにおいてデータ連携が進み、業務コストの削減が実現できていること、③ユーザーは、既存のシステムや EDI⁽³²²⁾ネットワークを利用しながら、別のネットワークの取引相手とデータのやり取りが可能となることなどが評価されている⁽³²³⁾。

日本版 Peppol は、日本で必要とする要件の多くを既に満たしていること

(317) EIPA・前掲注(312)。

(318) EIPA・前掲注(312)。

(319) IT の分野では、コンピュータやソフトウェア、システム、あるいはそれらの構成要素などにおける、基本設計や共通仕様、設計思想などを指す。

(320) EIPA・前掲注(312)。

(321) EIPA・前掲注(312)。

(322) EDI (Electronic Data Interchange) とは、「電子データ交換」の意味で、専用回線や通信回線を通じ、ネットワーク経由で標準的な書式に統一された発注書、納品書、請求書などのビジネス文書を電子的に交換することを指す。

(323) 内閣官房 IT 総合戦略室(デジタル庁の設置に伴い廃止)「電子インボイスに係る取組状況について」(令和 2 年 12 月 9 日第 1 回中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議資料) 5 頁(2020)(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo/dai1/siryou3.pdf) (令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧)。

から、OpenPeppol と合意の上、「PINT」を出発点として検討が進められ⁽³²⁴⁾、2022 年秋に Peppol 対応サービスの提供が可能となるよう、今後、必要な更新等が行われることとされている⁽³²⁵⁾。「PINT」とは、Peppol International Invoicing Model と呼ばれる国際的な仕様をいい、Peppol が欧州で用いられていることから、基本的には欧州の法令等に沿った仕様であるのに対し、PINT を用いれば、拡張機能を使用せずに、グローバルレベルで Peppol ネットワークを介した相互運用可能な請求書の交換を容易にすることができる⁽³²⁶⁾。電子インボイスの標準仕様に PINT を用いるのは、日本が初めてで、デジタル庁においては、日本が PINT を用いることは、アジア各国が Peppol を採用するハードルを下げることにつながるといった考えを示しており⁽³²⁷⁾、世界的にも注目されているといえる。

また、Peppol は、行政機関に「PEPPOL Authority (管理局)」を設置して適切に管理運営がなされることが必要であり、日本においてはデジタル庁が管理局となるよう準備が進められている⁽³²⁸⁾。

(324) EIPA「日本版 Peppol の実現に向けて」1 頁 (2021) (<https://web.gogo.jp/library/59a542ac4afe427b0dbd94f3/60def10efc23d7706006ece9.pdf>) (令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧)。

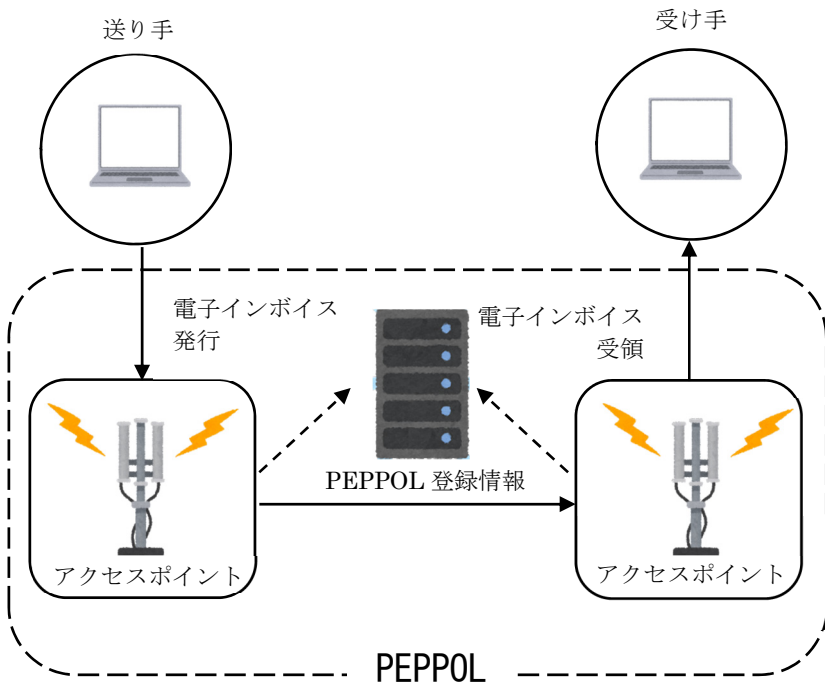
(325) EIPA・前掲注(312)。

(326) EIPA「E-Invoicing Exchange Summit Vienna 2021 (概要) “Global Developments in Peppol”」(2021) (<https://www.eipa.jp/library/59a542ac4afe427b0dbd94f3/615501fdf7d6238426eb5c8c.pdf>) (令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧)。

(327) EIPA・前掲注(326)。

(328) デジタル庁「相互連携分野のデジタル化の推進等」(https://www.digital.go.jp/policies/posts/interconnected_fields) (令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧) を参照。

図表 5 Peppol のイメージ



出典：EIPA ホームページを参考に筆者作成。

3 Peppol を導入するための課題等

(1) 法令上の要件等

前述のとおり、Peppol は欧州で導入されたものであるため、日本版 Peppol として我が国に導入するにあたっては、我が国の法律や商習慣に合わせた調整が必要になる。

この点、EIPA によれば、日本版 Peppol が達成すべき法令上の要件として、

- ① 日本の付加価値税である消費税を扱えること

- ② 法令上の請求書等（インボイス、返還インボイス⁽³²⁹⁾等）を識別できること
 - ③ 法令上必要な事項を記載できること
 - ④ 金額が整数で適切に記載されること（適切な端数処理も含む）
 - ⑤ 買手から売手に交付する仕入明細書に対応すること
- を挙げている⁽³³⁰⁾。

①から③については、日本版 Peppol の記録事項として、我が国のインボイス制度におけるインボイス又は返還インボイスの記載事項を記録するとなればその要件を満たすと考える。

④の端数処理については、第 2 章第 2 節で述べたとおり、何をインボイスとするかによって対応が異なることとなるが、後述のとおり、日本版 Peppol では合算請求書、納品の都度交付するもの（以下「都度請求書」という。）もどちらも対応する予定であることから、これを満たすと考えられる。

⑤について、EIPA によれば、仕入明細書の対応は、「日本版 Peppol においては、請求書（都度請求書及び合算請求書）と同一のデータモデルのみ対象とする。内容としては基本的に請求書と同一だが、発行者と受領者が逆になることをサポートする。日本版 Peppol における請求書と大きく異なるデータモデルは、業界 EDI によってカバーされることを想定する（つまり、日本版 Peppol におけるサポート対象としない）。」⁽³³¹⁾としている。仕入明細書は、買手が作成して相手方に確認を受けたものを保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができるものであり、発行者と受領者が逆になることがサポートされれば、基本的には多くの事業者が

(329) インボイス発行事業者は、売上げに係る対価の返還等を行った場合、適格返還請求書を交付しなければならない。本稿では、適格返還請求書について「返還インボイス」という。

(330) EIPA・前掲注(324) 2 頁。

(331) EIPA「日本版 Peppol 実現に向けた業務要件」3 頁（2021）。(<https://web.gogo.jp/library/59a542ac4afe427b0dbd94f3/60def106706f688c5b6ba418.pdf>)（令和 4 年 6 月 3 日最終閲覧）。

カバーされると考えられる。仮にカバーされないような場合でも、業界 EDI で対応されるのであれば問題ないだろう。

(2) 業務上の要件等

また、業務上の要件としては、

- ① 日本の一般的な業務に対応すること（例えば、日本で一般的に利用される金融機関情報は、SWIFT コードや IBAN などの国際規格の金融機関コードと異なる）（可能な限り既存の仕様で吸収し、やむを得ない場合にのみ拡張を検討する）
- ② 複数の納品取引を一つのインボイスに合算できること（合算請求書）
- ③ 登録事業者以外も利用できること
- ④ 登録事業者以外が交付する区分記載請求書を扱えることが挙げられている⁽³³²⁾。

①は、当然求められる要件であり、確実に対応がなされると考えられる。

②について、EIPA では、都度請求書をインボイスの基本となるものであるとしているところ、合算請求書については、20 日締め・月末締めなど所定のタイミングで合算されて生成されるものとして「合算請求書にその元となる納品書の明細を改めて書き出すパターン（パターン 1）、合算請求書にはそのもととなる納品書の明細を記載せず、合算請求書とそのもととなる納品書の組み合わせで適格請求書を構成するパターン（パターン 2）の両方をサポートすべきである。」とし、日本の商慣習として作成されている合算請求書についても対応する予定であるとしている⁽³³³⁾。ただし、合算請求書は、手作業の集約化や郵送費用の削減のためであること、機械で処理されて郵送費用が不要となるのであれば合算請求書である必要性が下がること、経営のリアルタイム化の観点では本来は都度請求書の方が望ましいことなどから、デジタルを前提とすると、中長期的には合算請求書から

(332) EIPA・前掲注(324) 2 頁。

(333) EIPA・前掲注(324) 2 頁。

都度請求書にシフトするといわれている⁽³³⁴⁾。

③、④について、EIPA では、「業務効率化というメリットは、課税事業者だけでなく、免税事業者にも見込めることから、日本版 Peppol は、課税事業者だけでなく、免税事業者も利用できる仕組みとすべきである。つまり日本版 Peppol は、適格請求書だけでなく、免税事業者によって発行される区分記載請求書もサポートできる必要がある(なお、課税事業者であっても、登録事業者とならない場合には、やはり区分記載請求書を発行することとなる)。」とし、考えられる対応方法も示されているが、十分な議論が必要としている⁽³³⁵⁾⁽³³⁶⁾。EIPA のいうとおり、業務効率化の観点からは、免税事業者であっても Peppol を活用できる体制づくりが必要であると考ええる。

第 9 節 小括

本章においては、主に我が国のデジタル（電子）化の施策や取組の概要について取り上げた。ここでは、これらの施策等のうち、消費税の申告手続のデジタル化の参考となる点等について触れてみたい。

1 デジタル化の方針等

政府においては、前述のとおり、デジタル化社会に向けて、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととしており、財務省からは、「納税者の利便性の向上」及び「課税・徴収の効率化・高度化」の実現を図ることを目的に各種の施策が示されているところである。

(334) EIPA・前掲注(324) 6 頁。

(335) EIPA・前掲注(324) 5 頁。

(336) 前掲注(66)のとおり、免税事業者等からの課税仕入れについて、経過措置の適用を受けるためには、インボイス発行事業者以外の者から区分記載請求書の交付を受ける必要がある。

消費税の申告手続を考察するに当たっても、こうしたことを踏まえた施策である必要があると考えられる。国税庁においては、先に述べたとおり、「納税者の利便性の向上」及び「課税・徴収の効率化・高度化」を図るため国税情報システムの高度化、すなわち、次世代システムの開発に取り組んでいるところであり、特に「課税・徴収の効率化・高度化」の観点では、前述の電子インボイスの義務化及び **Real-time reporting** の導入により取得した情報を、次世代システムにおいて活用可能とすることで、「課税・徴収の効率化・高度化」が図られると考えられる。

2 各施策等の参考となり得る点

e-Tax については、導入されてすでに相当期間が経過し、利用者が年々増加して利用率が高水準にあるため、制度の定着が図られているといえるだろう。消費税の申告手続のデジタル化に当たっても、このように定着したインフラを利用するのが望ましく、e-Tax を利用することが効率的かつ効果的であるとする。この点、大法人の電子申告の義務化については、消費税の申告手続をデジタル化するための一つのインフラ整備につながると考えられ、今後、中小事業者においても電子申告が義務化されれば、e-Tax と **Real-time reporting** を組み合わせた記入済申告書制度の礎になるのではなかろうか。

輸出品販売場の免税販売手続の電子化の取組は、①国税庁がサーバーを設けて事業者からリアルタイムに購入記録情報の提供を受けていること、②税関とシステム連携していること、③購入記録情報を代理送信する事業者を制度的に設けていることが、注目すべき点として挙げられる。特に、①のようにリアルタイムに購入記録情報の提供を受けるといったことは、リアルタイムに電子インボイスの提供を受けるといった **Real-time reporting** と酷似しており、我が国においても **Real-time reporting** が対応可能であることを示唆しているような気がしてならない。また、③のように代理送信事業者を設けていることについて、**Real-time reporting** も同様に、電子インボイスを送信するためのインフラ整備が困難な事業者に向けて、こうした代理送信事

業者のような制度を設けることで、その対応が可能ではないだろうか。このように、輸出物品販売場の免税販売手続の電子化の施策は、**Real-time reporting** の導入の検討にあたり、参考となる施策であると考えられる。

年末調整手続の電子化は、飛躍的にデジタル技術が活用された画期的な改正だと考える。何より、この改正に全て対応すれば、書面が一掃されるだけでなく、自動的にデータ入力されて税額が自動計算されるといったこととなるため、勤務先及び従業員にとって年末調整手続という事務処理の負担を大きく軽減させることになるだろう。消費税の申告手続も、**Real-time reporting** で得た情報から記入済申告書が作成され、申告書の記載事項が自動的に記載されると同時に、自動的に税額計算がなされるようになれば、事業者の申告手続に要する負担は大きく減少するだろう。

3 デジタル化への法整備

電子帳簿等保存制度の見直しについては、令和 3 年度税制改正により、保存要件が大幅に緩和又は廃止されたことから、制度の利用開始にあたっての負担が大きく軽減されたと考えられ、また、本改正により、制度を利用するハードルが大きく下がり、飛躍的に利用者が増加するのではないかとみられている⁽³³⁷⁾。消費税の申告手続をデジタル化するに当たっては、単に申告手続のみをデジタルで処理することができるようにするだけでなく、請求書などの書類の作成、帳簿への記帳、申告書作成、申告書提出といった一連の受発注・請求・経理・税務などに関する事務処理を一体としてデジタル化する必要があると考えられる。そうしたことを踏まえれば、令和 3 年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しは、これまで書面で作成していた帳簿や書類を電子データで処理することを促進する改正であり、消費税の申告手続のデジタル化に関しても意義があると考えられる。

(337) 松崎・前掲注(276)19 頁。

4 電子インボイスの標準仕様の策定

民間事業者団体の電子インボイスのための取組は、消費税の申告手続のデジタル化に当たって非常に大きな意義があるといえる。消費税の申告手続のデジタル化に当たっては、電子インボイスの活用が絶対的に必要不可欠であり、電子インボイスが普及されなければ、何ら機能しない。また、電子インボイスを活用する場合、フォーマットの統一が必要となるが、これも日本版 PEPPOL を活用するとして進展が図られている状況であり、今後とも EIPA とデジタル庁の活動が消費税の申告手続のデジタル化に大きな発展をもたらすものと考えられる。

こうした、我が国のデジタル（電子）化の施策と、第 3 章の諸外国の取組等を踏まえて、第 5 章において、消費税の申告手続のデジタル化に当たっての、施策の内容、課題、対応案などを考察することとする。

第 5 章 消費税の申告手続のデジタル化

ここまで、海外諸国の取組を確認し、消費税の申告手続をデジタル化するためには、電子インボイスを義務化するとともに **Real-time reporting** を導入して、取引情報を国税庁が集約し、この情報を活用して記入済申告書として事業者に戻元する方法があることを確認した。

本章では、消費税の申告手続のデジタル化を図るため、我が国に電子インボイスの義務化、**Real-time reporting**、記入済申告書を導入するに当たって、具体的な課題や対応などを検討する。また、あわせて **Real-time reporting** を導入することに伴う仕入税額控除の適用要件についても検討する。

第 1 節 我が国における電子インボイス導入の効果、課題等

電子インボイスの義務化、**Real-time reporting** 導入の検討前に、まずは、我が国における電子インボイスの導入の効果、課題等について検討する。

1 電子インボイスの導入のメリット

(1) 我が国の EDI の導入状況等

我が国のインボイス制度は、令和 5 年 10 月 1 日に開始され、そこから初めて電子インボイスが消費税制度に導入される。事業者が請求書を電子化することは、これまでも事務負担の軽減の観点等から自主的に行われ、例えば、EDI がこれの代表であり、中小企業庁が公表している中小企業白書には、「中小企業共通 EDI」なるものが紹介されている⁽³³⁸⁾。同書の中で、中小企業の受発注業務では、いまだ電話・FAX が主流であり、電子化していても発注企業がそれぞれ異なるシステムの利用を指定するために、自社

(338) 中小企業庁「中小企業白書 2021」II-269 頁 (https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho/04Hakusyo_part2_chap2_web.pdf) (令和 4 年 6 月 6 日最終閲覧)。

の業務システムとのデータ連携が進まない状況にあったため、業種をまたいだ企業間データ連携基盤の実証事業を行い、その成果を踏まえて、中小企業共通 EDI 仕様が策定された、としている。そして、中小企業共通 EDI の活用のメリットとして、①受発注データを社内システムと連動させることによる効率化・コスト削減、②入力誤りや発注漏れなどの人的ミスの軽減、③保存した取引データの検索による効率化、保存コスト削減などが挙げられている。また、同書においては、実際に中小企業共通 EDI を導入した事例が紹介されており、ここでは、「今後、2023 年 10 月にインボイス制度が実施されると、電子インボイスとして認められる EDI 取引が重要になり、急速に普及する可能性がある」と示している⁽³³⁹⁾。

(2) 事務の効率化

メリットを分析すると、まず、事務の効率化の観点では、単に紙の請求書を電子化するだけでは、その効果が薄いのは自明であるが、受発注システム、会計システム等と電子インボイスシステムが連動することによって、事務の効率化が図られると考えられ、これが実現すれば、労働時間の削減にもつながると考えられる。

(3) コスト削減

次に、コスト削減の観点では、第 3 章の海外諸国の取組等で確認したとおり、電子インボイスを導入すると、手作業による請求書の処理に係る人件費、紙代、印刷代、郵送代、配送代などのコスト削減につながるとともに、決済プロセスの効率化やキャッシュフローをより管理できるといった効果があり、従来の紙の請求書に比べて、請求書の処理速度が平均で 7 倍速く、コストも 10 分の 1 に軽減されたとのことであった。我が国においては、宮本勝浩名誉教授と「日本の経理をもっと自由に」プロジェクト⁽³⁴⁰⁾

(339) 中小企業庁・前掲注(338)II-268 頁。

(340) 株式会社 ROBOT PAYMENT が発起人となり、経理の新しい働き方、紙の請求書の電子化推進を提言するプロジェクトで現在 150 社以上が加入している。「日本の経理をもっと自由に」プロジェクトホームページ
(https://www.robotpayment.co.jp/keiri_liberty/) (令和 4 年 6 月 6 日最終閲覧)。

の試算によれば、紙の請求書を完全に電子化した場合、日本企業全体で約 1 兆 1,424 億 2,182 万円の経済効果があり、内訳としては、郵送費が年間 5,913 億円、人件費が同 5,511 億円削減されるという⁽³⁴¹⁾。これを踏まえ、宮本勝浩名誉教授は、「請求書が電子化されることで、企業は①紙の請求書郵送に必要な発送費用の削減、②紙の請求書作成・発送作業の労働時間の削減によって大きな利益が得られる。請求書の電子化は、これからのネット時代、電子化の時代において、重要不可欠な経営手段になっていくであろう」と述べられている⁽³⁴²⁾。

(4) 人的ミスの軽減、リモートワークの実現

人的ミスの軽減の観点では、単に入力誤りや発注もれの他、紙の紛失や毀損などのミスを防止できるだけでなく、改ざんの困難性など従業員の不正などにも効果があると考えられるため、コンプライアンスの確保の観点も一躍あるだろう。また、近年においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、自宅等から業務を行うリモートワークが推奨されていることは説明するまでもない。自宅等からでも企業のシステムにアクセスできるような環境においては、紙での業務が減少すれば、出社しなればできない業務も減少することが考えられるため、電子インボイスが導入されれば、よりリモートワークの実現が図られると考えられる。

2 電子インボイス導入のデメリット

では、電子インボイスの導入のデメリットはどのようなものがあるのだろうか。関連するシステムを導入するためのコスト又は既存システムの改修コストを要することが挙げられるだろう。

この問題へのシンプルな対応は、システム導入・改修を支援するための補

(341) 「日本の経理をもっと自由にプロジェクト」調べ

(https://www.robotpayment.co.jp/keiri_liberty/) (令和 4 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(342) 関西大学プレスリリース「宮本勝浩 関西大学名誉教授が推定 請求書の電子化による経済効果は日本の企業全体で年間約 1 兆 1,424 億円」(2020) (<https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/pr/news/2020/09/11424.html>) (令和 4 年 6 月 6 日最終閲覧)。

助金制度が挙げられる。この他、例えば、先に述べた韓国の e-sero のように、中小零細事業者においても電子インボイスを作成・提供することができるシステムを国税庁が無料で提供することが挙げられる。この点、国税庁では、先に述べた年調システムを無料で提供した実績がある。補助金制度と電子インボイスシステムは、いずれかを行うのではなく、中小零細事業者であっても電子インボイス導入のためにシステム導入・改修を行い得るから、そうした事業者には補助金を、電子インボイスの提供が少ないような事業者は無料の電子インボイスシステムを、それぞれ選択できるよう（又はいずれも選択できるよう）、補助金制度と電子インボイスシステムの実装は電子インボイスの普及のためのメニューとしていずれも実施するのが望ましいと考える。

3 電子インボイスの標準フォーマット

電子インボイスを普及させるためには、事業者間で異なるフォーマットを使用する場合や電子インボイスとシステム間で互換性がなければ、これを進めることが難しい。先に述べたとおり、電子インボイスの取組に先進的な韓国においても、2001 年当時 200 以上あったインボイスのフォーマットの互換性の問題に直面し、民間の専門家グループによる電子インボイスの標準化の議論を経て、2005 年 6 月に標準化された電子インボイスの認証が開始されている。

我が国においては、先に述べたとおり、EIPA とデジタル庁とで、電子インボイスの標準フォーマットの策定について検討が行われており、電子インボイスの標準フォーマットとして日本版 Peppol の実装が予定されているところである。このため、我が国の電子インボイスの標準フォーマットに関する問題は差し当たり生じない可能性が高い。そうした意味では、我が国において電子インボイスを普及させることは、日本版 Peppol を普及させると同義であり、これも官民一体となって取り組む必要があると考える。

4 電子インボイスを普及させるために

先に述べたとおり、単に紙の請求書を電子化するだけでは、事業者の利便性の向上の効果は薄い。このため、電子インボイスを普及させるためには、商品・サービスの受発注、納品書・請求書作成、会計処理までが一体となったシステムが必要であり、そうしたソフトウェアの開発・普及が重要と考えられる⁽³⁴³⁾。また、先に述べたとおり、国税庁が事業者向けの電子インボイスシステムを開発して無料で提供することや自社システム等の導入・開発のための補助金制度も必要だろう。

制度面では、EU においては、VAT 指令において電子インボイスの規定を整え、その後、BtoG 取引において電子インボイスを義務化している。そうした流れを踏まえば、我が国においても、電子インボイスを普及させるために、まずは、BtoG 取引における電子インボイスの義務化が、その第一歩になるのではなかろうか。

第 2 節 BtoG 取引における電子インボイスの利用の義務化

1 目的等

EU においては、2014 年の VAT 指令において BtoG 取引における電子インボイスの義務化を規定し、各加盟国においては、これを順次実施している。第 3 章第 1 節で述べたとおり、欧州委員会では、EU の BtoG 取引の電子インボイス義務化の目的を、VAT 逃れ対策や電子インボイスの導入促進のためではなく、①中央政府及び地方自治体の支出と債務の管理、②政府の民間事業者への支払の遅延防止を目的としているとしているが、一部の研究者によれば、政府調達において電子インボイスの利用が標準化されたことから、電

(343) 個別の企業名や商品名の記載は省略するが、インターネットで検索すると、例えば、受注データから自動的に作成した売上げに係る請求書及び電子データで受領した仕入れ等に係る請求書等から自動的に仕訳処理を行うシステムなどが既に販売されているようである。

子インボイスの利用が促進されたという。また、先に述べたとおり、EU では、2014 年から 2017 年にかけて電子インボイスの普及率が増加している。

こうしたことから、BtoG 取引において電子インボイスを義務化することは、結果として、電子インボイスの普及につながるのではなかろうか。

2 我が国の政府調達概要

我が国の「国の機関」の政府調達手続については、法律では「会計法」、政令では「予算決算及び会計令」及び「予算決算及び会計令臨時特例」、省令では「契約事務取扱規則」が制定されており⁽³⁴⁴⁾、加えて、各省庁等において、これらの規定に基づいた調達手続の細則を示す契約規則、資格審査規定などが定められている⁽³⁴⁵⁾⁽³⁴⁶⁾。

政府調達には、平成 26 年 3 月から、政府電子調達システム（以下「GEPS」という。）が導入されており、GEPS とは、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続（入札、契約、請求、確認）をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムをいう⁽³⁴⁷⁾。現在では、紙で手続することも、GEPS で手続することも可能とされており、GEPS の電子

(344) 「会計法」（昭和 22 年法律第 35 号）、「予算決算及び会計令」（昭和 22 年勅令第 165 号）、「予算決算及び会計令臨時特例」（昭和 21 年勅令第 558 号）、「契約事務取扱規則」（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）。

(345) 内閣官房副長官補付「令和元年度版政府調達における我が国の施策と実績－世界に開かれた政府調達へ－」

（<https://www.kantei.go.jp/jp/kanbou/r01tyoutatu/dail/dailhonbun.pdf>）（令和 4 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(346) さらに、「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）（平成 7 年条約第 23 号）、「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成 26 年条約第 4 号）によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束が適用される調達のうち、国（中央政府）の機関については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年政令第 300 号）及び「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令」（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）により、協定、改正協定その他の国際約束上の調達手続を国内法令上確保している。内閣官房副長官補付・前掲注⁽³⁴⁵⁾。

(347) 総務省情報流通行政局「政府電子調達システム等の利便性の向上について」2 頁（2020）（<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20200323/200323digital08.pdf>）（令和 4 年 6 月 6 日最終閲覧）。

応札率は令和 2 年 2 月末において 62.1%となっている⁽³⁴⁸⁾。

3 BtoG 取引の電子インボイスの義務化

我が国の政府調達手続は、先に述べたとおりであり、税法の世界ではない。したがって、BtoG 取引において、電子インボイスを義務化するためには、先に述べた法令等の改正・改訂等が必要になると考えられる。また、政府調達には GEPS が導入されており、現在では、紙での手続も可能とされているが、BtoG 取引において電子インボイスを義務化するためには、紙での手続を廃止し、GEPS での手続を義務化する必要がある。さらに、BtoG 取引において使用するフォーマットを日本版 Peppol に限定すべきであるとする。

第 3 節 BtoB 取引における電子インボイス義務化及び Real-time reporting の導入

本節では、BtoB 取引を主眼に、電子インボイスの義務化及び Real-time reporting の導入の目的・方法・課題・対応など総論的な論点を検討した後、詳細な課題等について検討する。

1 電子インボイスの義務化及び Real-time reporting 導入の目的

- (1) EU における導入目的の観点等（課税の適正化及び調査・徴収の効率化・高度化）

第 3 章で確認した諸外国の具体的な施策等をみると、電子インボイス義務化と e-reporting の導入とを同時に実施していることが多い。こうした施策は、VAT コンプライアンスの確保、すなわち、課税の適正化の観点から実施されており、先に述べたとおり、VAT ギャップの大きいイタリアにおいては、その効果が現れているところである。

(348) 総務省情報流通行政局・前掲注(347) 3 頁。

我が国においては、電子インボイスの義務化及び **Real-time reporting** を導入してまで、消費税の課税の適正化を図る必要はあるのだろうか。

消費税の重要性の観点からみると、消費税収は令和 3 年度において約 20.3 兆円と全税目の中で一番大きな税収となっており、我が国の基幹税となっている⁽³⁴⁹⁾。また、令和元年の消費税率の引上げにより、消費税の課税逃れのインセンティブが高まり、それへの対応は、今後ますます求められるだろう⁽³⁵⁰⁾。そうした意味では、今後、より消費税の課税の適正化が求められるといえるのではなかろうか。

経済社会のデジタル化の観点でみると、佐藤英明教授は、「情報通信技術の発達への税務行政の対処としては、技術の発達により見えにくくなる取引等の情報を課税当局がどのようにして的確に取得するか、という点に重点が置かれるべきところ、我が国における対処は、情報通信技術を用いた納税者利便性の向上に重点が置かれ、課税庁による情報取得方法の高度化がやや立ち遅れている」と指摘する⁽³⁵¹⁾。すなわち、国税庁は、デジタル化に伴う対処として、情報取得方法の高度化をすべきであるという指摘である。先に述べたとおり、国税庁においては、「税務行政の将来像」として「納税者の利便性の向上」とともに「課税・徴収の効率化・高度化」が図られるよう、その将来を見据えている。この点、電子インボイスの利用が義務化され **Real-time reporting** が導入されれば、国税庁は、基本的に課税事業者のほぼ全ての取引を把握することとなり、情報取得の高度化が図られる。そうすれば、例えば、前述した次世代システムを駆使し、取得した情

(349) 財務省「令和 3 年度租税及び印紙収入予算の説明」12 頁
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008aR3a.pdf)
(令和 4 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(350) 国税庁の報道発表資料の消費税調査状況によれば、令和元年ベースの法人及び個人事業者ともに新型コロナウイルスの影響で実地調査件数が減少しているものの、調査 1 件当たりの追徴税額は増加している（法人では前年対比 116.8%、個人事業者では 111.8%）。

(351) 佐藤英明「情報通信技術の進展と税務行政—沿革と現状」論究ジュリスト 26 号 68 頁（2018）。

報をビックデータ化して AI・データ分析するなどして申告誤りの可能性が高い納税者を判定すること・滞納者の状況に応じた対応の判別などに活用することや、直接納税者の事務所等に赴いて帳簿等を開かずとも、提出を受けた情報を基にリモート調査が可能になることなど、「課税・徴収の効率化・高度化」が図られるのではなかろうか⁽³⁵²⁾。

このように「消費税の課税の適正化」及び「課税・徴収の効率化・高度化」の観点から、我が国においても取引情報の取得方法を高度化すべきであり、そのための方法として、電子インボイス義務化及び Real-time reporting 導入が効果的であると考えられる。ただし、これらの目的だけで、こうした施策を実施するのではなく、「納税者の利便性の向上」の観点においても、効果的な施策となる必要があると考えられる。

(2) 「納税者の利便性の向上」の観点

電子インボイスを導入することの効果については、これまで述べてきたとおり、事業者にとって非常にメリットがあることであり、「納税者の利便性の向上」に資する。これらのメリットを最大限に生かすためには、紙のインボイスが一切ない形で完全電子化されることが望ましい。先にも述べているが、自身が電子インボイスを導入し、受発注システムや会計システムとリンクさせてデジタルに業務を行おうとしたとしても、取引先から交付されるインボイスが紙であれば、デジタルの恩恵が薄くなってしまふ⁽³⁵³⁾。すなわち、電子インボイスを導入する事業者にとっては、売上げや仕入れ、その他の経費に関しても、全て電子インボイスで処理されること、全ての取引に電子インボイスが利用されることが一番望ましい。

全ての取引に電子インボイスが利用されるようにするにはどうしたらよいか。それは、シンプルに制度として電子インボイスを義務化することである。また、後述するように、電子インボイスと Real-time reporting を

(352) 「AI・データ分析」、「リモート調査」は、「税務行政の将来像」にも示されている。

(353) 紙で受領したインボイスをテキストデータに変換する技術も想定されるが、いずれにしても、そうした対応への事務負担がないことが望ましい。

駆使すれば、申告手続が簡潔になるほか、課税売上げの計上もれの防止など申告の簡素化・適正化の効果もある。さらに、**Real-time reporting** の効果として、前述のリモート調査が普及すれば、納税者の事務所等での税務調査は減少するだろう。むしろ、全取引が適切に国税庁に提供されるのならば、事業者の透明性が確保されるのだから、税務調査の頻度、必要性が減少することも考えられる。いずれにしても、事業者における税務調査への対応という事務負担を軽減する要素となるのではなかろうか。そうしたことも、「納税者の利便性の向上」の一つであると考え。

このように、「納税者の利便性の向上」の観点においても、電子インボイス義務化及び **Real-time reporting** 導入は、効果があるといえるのではなかろうか。

一方で、事業者にとっては、これらの施策、とりわけ、**Real-time reporting** 導入は、全取引を国税庁に把握されることへのアレルギー反応が考えられる。これに対しては、電子インボイスがもたらす事務の効率化等の効果やその必要性、**Real-time reporting** を活用した納税者の利便性向上のための施策（後述する記入済申告書制度がこれに相当すると考える。）の効果などを、納税者に十分に理解してもらえよう、丁寧に周知・広報することが必要となるだろう。

2 **Real-time reporting** の方法、課題等

前述のとおり、イタリアでは、取引の相手方（買手）に直接電子インボイスを提供するのではなく税務当局のシステムを経由して相手方に提供する。他方、韓国では、電子インボイスのやり取りは、直接事業者間で行い、並行して売手が電子インボイスを NTS に提供する。このように、**Real-time reporting** の方法は、一つではない。

我が国に **Real-time reporting** を導入する場合、どのような方法が適しているだろうか。

この点、Sascha Jafari は、**Real-time reporting** の採用を決定する際、①

ビジネスフレンドリー⁽³⁵⁴⁾であること、②機密性が保証されていること、③比例原則に沿ったものであることが求められる、と指摘する⁽³⁵⁵⁾。以下、この指摘について分析する。

(1) ビジネスフレンドリー

Sascha Jafari は、VAT 収入を確保するという目的は正当であるが、企業ができる限り容易に Real-time reporting に対応できるようにすること、企業のワークフローを変更しないことが重要であると指摘する⁽³⁵⁶⁾。

我が国において、令和 5 年 10 月のインボイス制度移行と同時に電子インボイスも導入されることとなるが、これは事業者間で直接やり取りするものである。この点、我が国にイタリアのような相手方に直接電子インボイスを提供せずに、税務当局に提供する方法を導入する場合は、大きくシステムやソフトウェアの改修等が必要になると考えられる。そうした意味では、韓国のように、相手方に提供した電子インボイスを並行して国税庁に提供する方法のほうが、ビジネスフレンドリーであるように考える。

(2) 機密性の保持

電子インボイスを義務化して Real-time reporting を導入すれば、事業者と国税庁とでともに多くの電子データを保有することとなる。このため、事業者と国税庁の双方において情報漏洩防止の観点から、機密性の確保が求められる。

Sascha Jafari は、機密性の確保の観点から、最新の暗号技術を Real-time reporting に導入すべきと主張する⁽³⁵⁷⁾。

消費税に関することではないが、我が国においても、暗号技術について、検討がなされている状況⁽³⁵⁸⁾ではある。暗号技術は、テクニカルな内容であ

(354) ビジネスに優しいという意。

(355) Sascha Jafari (2021). “Business-Friendly Real-Time Reporting in the European Union – Are We Moving in the Right Direction?” *International VAT Monitor* Volume 32 No. 5, p229.

(356) *Id.*, p229.

(357) *Id.*, p229.

(358) 例えば、CRYPTREC (Cryptography Research and Evaluation Committees) と

るため、本稿で詳細な検討はしないが、いずれにしても、電子インボイスの義務化及び Real-time reporting 導入にあたり、機密性の保持・確保は重要な課題であるといえる。

(3) 比例原則

比例原則とは、行政目的を達成するために必要な範囲でのみ行政権限を用いることが許されるという原則をいい⁽³⁵⁹⁾、「スズメを撃つのに大砲を使ってはならない」という言葉でしばしば説明される。比例原則は、「目的と手段」の関係を問う原則であり、目的を審査する「目的適合性の原則」、規制は必要最小限でなければならないことを意味する「必要性の原則」、目的に対して結果は著しく不釣り合いであってはならないことを求める「狭義の比例原則」の三つの原則で構成される⁽³⁶⁰⁾。

Sascha Jafari は、Real-time reporting について、企業のワークフローに不必要に混乱を与え、請求書のワークフローに影響を与えないリアルタイム報告システムと事後監査を組み合わせれば、同様の結果が得られるため比例原則に沿っていないと主張できるのではないかと指摘する⁽³⁶¹⁾。

確かに、Real-time reporting の導入は、事業者へ事務負担を課すこととなるが、Real-time reporting の活用により、「納税者の利便性の向上」が図られるのであれば、比例原則違反とはならないのではなかろうか。そのため、消費税の課税の適正化、調査・徴収の効率化・高度化の観点から Real-time reporting を導入するといったことを強調するのではなく、納税者の

いうプロジェクトがあり、電子政府推奨暗号の安全性を評価・監視し、暗号技術の適切な実装法・運用法を調査・検討している。総務省及び経済産業省が共同で運営する暗号技術検討会（座長：松本勉横浜国立大学教授）と、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が共同で運営する暗号技術評価委員会（委員長：高木剛東京大学教授）及び、暗号技術活用委員会（委員長：松本勉横浜国立大学教授）で構成される。CRYPTREC ホームページ

(<https://www.cryptrec.go.jp/about.html>)（令和 4 年 6 月 6 日最終閲覧）。

(359) 中原茂樹『基本行政法第 3 版』56 頁（日本評論社、2018）。

(360) 須藤洋子「比例原則と違憲審査基準—比例原則の機能と限界—」立命館法学 339・340 号 267 頁（2008）。

(361) Supra note (355), p229.

利便性の向上を目的とした効果的な施策にする必要があり、後述する記入済申告書がこれにあたると思われる。

(4) 小括

我が国においては、令和 5 年 10 月からインボイス制度に移行され、これと同時に電子インボイスが導入される。繰り返しとなるが、我が国の電子インボイスは、事業者間で直接やり取りされるものであり、**Real-time reporting** を導入し、例えば、イタリアのように国税庁経由で相手方に提供するとなれば、事業者のシステム対応等について、多大な負担を課すことになるだろう。また、前述のように、フランスでは、政府経由のモデル (V モデル)、民間サービスプロバイダーが提出するモデル (Y モデル) の 2 つのモデルを検証し、導入コストの観点等から後者を支持している。さらに、イタリアと同様の施策を導入予定のポーランドにおいては、すでに 75% 以上の企業が電子インボイスを利用しているところ、この施策が行われれば、既存の電子インボイスのフォーマットや送信プロセスが使えなくなるという批判がなされている。

こうしたことを踏まえれば、韓国のように、基本的に、事業者間の電子インボイスのやり取りは維持しつつ、相手方に提供した電子インボイスを国税庁にも提供してもらう方法のほうが、コストの観点、ビジネスフレンドリーの観点から望ましいように思う。

3 対応が困難な事業者への施策

金子宏名誉教授は、租税手続を電子化するに当たっては、「電子化に乗り遅れた人々（主に高齢者）を差別してはならない」と指摘する⁽³⁶²⁾。電子インボイス義務化及び **Real-time reporting** 導入に当たっては、中小零細企業など対応が困難な事業者への取組が必要になると考える。

電子インボイス・**Real-time reporting** は、ともにシステム的に対応するこ

(362) 金子・前掲注(19)947 頁。

とから、これらのインフラ整備が必要となる。先にも述べたが、そうしたインフラ整備のための補助金制度はマストであると考えられる。

また、機械操作が苦手な事業者などはこうしたシステム対応に苦しむかもしれない。そのような事業者のためには、前述した、国税庁が無料で提供する電子インボイスシステムについて、簡単な操作で対応できるようにすることで一助になるであろう。

第 4 章において確認した、輸出物品販売場の免税販売手続の電子化においては、購入記録情報を国税庁に代理送信する事業者を制度的に認めているところである。この点、**Real-time reporting** についても同様に、代理送信事業者を制度的に設けることで、対応が困難な事業者への施策の一つになると考えられる。

4 非課税取引、国境を超えた取引（輸出入取引）

本節 1 から 3 では、電子インボイスの義務化及び **Real-time reporting** 導入に当たっての目的、方法など総論的なことを述べた。以下では、主に **BtoB** 取引における各論的な課題等について検討する。

我が国のインボイス制度において、非課税取引はインボイスの交付義務の対象ではないため、概念的には電子インボイスが存在しないこととなるが、実務においては、非課税取引であっても、請求書の作成は行われているだろう。この点、先に述べたとおり、韓国においても、非課税取引はインボイスの対象ではないが、「電子計算書」を作成させ、**NTS** へ提出させている。我が国の消費税法では、納税額の計算上、課税売上割合の算出が必要であり、非課税取引の金額を把握することが求められる。このため、後述する記入済申告書の作成のためには、非課税取引であっても、**Real-time reporting** の対象とする必要があると考える。

同様に、輸出入取引も、一定の要件を満たせば免税となるが、こうした取引についても、申告書作成のために必要であり、また、請求書を作成するであろうから **Real-time reporting** の対象とするのが望ましい。輸入取引につい

ては、仕入税額控除の対象となるところ、輸出入取引に関する手続は、NACCS⁽³⁶³⁾で行われており、その利用率はほぼ 100%で、輸入消費税に関する申告も NACCS にて行われている。そうすると、この NACCS での輸入消費税の申告情報を国税庁にも連携することでこれを把握できると考える。

5 インボイスが交付されない（インボイス交付義務免除）取引への対応等

インボイス制度においては、事業実態等から（電子）インボイスが交付されない（インボイス交付義務免除）取引や消費者からの仕入れが主な営業については、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存により仕入税額控除が認められている。こうした取引について、**Real-time reporting** ではどのように対応すべきか、以下、区分して考察する。

(1) 事業実態等からインボイスが交付されない（インボイス交付義務免除）取引

前述のとおり、事業実態等からインボイスが交付されない取引においては、①売手においてはインボイスの交付義務が免除され、②買手においては、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存をすることで仕入税額控除の適用を受けることが可能とされている。

①に着目すると、インボイスが交付されないまでも売手においては、当然、課税売上げが計上される。このため、こうした課税売上げに関するデータを報告するようなロジックが必要となるが、インボイスの交付がない取引に関する課税売上げデータを別途国税庁への報告を義務化することで対応が可能であると考えられる。

②については、買手において、仕入税額控除の適用のために何が必要となるかであるが、デジタル化の観点でいくと、データ保存、すなわち、何

(363) 輸出入・港湾関連情報処理システムで、Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System の略称。税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。財務省「令和 2 年度財務省政策評価書」321 頁。

らかの形で仕入れをデータ化すべきであると考えられる。方法としては、まず、買手が①で売手が国税庁に報告したデータを自身の仕入れデータとしてリンクさせる方法が考えられる。この方法については、買手がキャッシュレス決済をしていればそのリンクは容易ではなかろうか。我が国のキャッシュレス決済の割合は、諸外国⁽³⁶⁴⁾に比べると低い水準にあるが⁽³⁶⁵⁾、令和元年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、令和元年6月から令和7年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指すとされており⁽³⁶⁶⁾、今後、増加することが期待されることである。

次に、買手が仕入れに関する電子データ、いわば、仕入明細書のようなデータを作成して国税庁に報告する方法が考えられる。現行においては、帳簿に一定の事項を記載して保存することで仕入税額控除の適用を受けているため、こうした取引のデータを作成して国税庁に報告することとしてもそのインフラさえ整備されていれば、事務負担に大きな差はないと考えられる。

完全キャッシュレス決済の世の中が実現するのであれば、前者が制度として機能しやすいが、後者の方法が現実的であると考えられる。

(364) 海外諸国のキャッシュレス決済の割合（令和元年）は、例えば、韓国 94.7%、中国 77.3%、カナダ 62.0%、オーストラリア 59.0%、シンガポール 57.6%、英国 57.0% に対し、我が国は令和 2 年中において 29.7% となっており、海外諸国と比較すると低い水準にあるといえる。経済産業省商務・サービスグループキャッシュレス推進室「2021 年度第 1 回 キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会事務局説明資料」3 頁、一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ 2021」9 頁（2021）（<https://www.paymentsjapan.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/05/roadmap2021.pdf>）（令和 4 年 6 月 6 日最終閲覧）を参照。

(365) 我が国のキャッシュレス割合の低い理由は、日本ならではの特殊性とも言える「治安の良さ」、きれいな紙幣と偽札の流通が少ない「現金に対する信頼の高さ」等であることが指摘されている。経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課「キャッシュレス・ビジョン」20 頁（2018）（<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf>）（令和 4 年 6 月 6 日最終閲覧）を参照。

(366) 成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 17 日閣議決定）12 頁。

(2) 消費者からの仕入れが主な営業

消費者からの仕入れについてもインボイスの交付・保存がされないが、この場合も仕入れた側から **Real-time reporting** を行う方法しかない。仮に、これを **Real-time reporting** の対象外とすると、取引情報の全てが収集されないことから、記入済申告書の作成が困難となる。

したがって、上記 (1) で述べた後者の方法と同様に、買手が仕入れの電子データを作成し、国税庁に報告する必要がある。国税庁の開発する電子インボイスシステムには、こうしたことにも対応できるよう、システム設計する必要があると考えられる。

6 仕入明細書

インボイス制度においても現行と同様、買手が作成して相手方の確認を受けた仕入明細書の保存により仕入税額控除の適用を受けることができることとされている。**Real-time reporting** を行う者は、インボイスを交付する者、すなわち、売手であるのが基本であると考えられるが、仕入明細書のように買手が作成して買手が保存するような取引はどういった対応が考えられるだろうか。これはシンプルに、買手が仕入明細書を作成するのであるから、買手から **Real-time reporting** を行うといった方法が相応しいと考えられる。この点、日本版 Peppol の仕入明細書の対応は、前述のとおり、請求書データと同一のデータモデルにおいては日本版 Peppol のサポート対象で、それ以外のデータモデルは業界 EDI の対象とされている。いずれの方法についても、買手から売手に提供がなされるものであるから、上記のとおり、買手から国税庁へ送信してもらうといった対応が自然であろうし、実務のワークフローに沿うものとなろう。

7 国税庁の電子インボイスシステム等

これまで、電子インボイス義務化及び **Real-time reporting** 導入のためには、国税庁において事業者向けの電子インボイスシステムを開発すべきであ

ることを述べた。本システムは、中小零細事業者でも扱えるようなシンプルなシステムであるべきである。また、情報漏洩がないよう機密性の高い、セキュリティの盤石なシステムである必要があるだろう。ただし、受発注システム、会計システムと電子インボイスのシステムが連動していることが納税者の利便性の向上に資すると考えられることから、これらが一体となったソフトウェアの普及がより望ましい。

国税庁においては、事業者向け電子インボイスシステムのほか、事業者から提供を受ける電子インボイスの受け皿となるサーバーの確保も必要となる。

第 4 節 BtoC 取引等における Real-time reporting

1 BtoC 取引における Real-time reporting の目的

我が国のインボイス制度において、インボイスの交付義務が課されているのは、課税事業者との取引であり、BtoC 取引においてはインボイスの交付義務はない。したがって、シンプルに考えると、BtoC 取引は Real-time reporting の対象とはなり得ない。

この点、諸外国における BtoC 取引については、前述のとおり、イタリア、ハンガリー、ポルトガルでは、電子レジスターにより、日々の取引データが自動的に収集され、毎日税務当局に提出されることとしており、さらに、ハンガリー、ポルトガルにおいては VAT 収入の向上につながっている⁽³⁶⁷⁾など、電子レジスターの導入は、課税の適正化の観点で、その効果が発揮されている。

我が国においても、BtoG 取引及び BtoB 取引を Real-time reporting の対象とするのであれば、課税の適正化の観点から、あわせて BtoC 取引においても同様としたほうが効果的な施策となろう。また、後述する記入済申告書

(367) なお、こうした電子レジスターの普及に関しては、日本の企業が ICT 技術を利用して、ヨーロッパのほかアフリカなど多くの国の効果的な税務執行に大きく貢献しているという。栗原克文「ICT の税務への活用」税理 63 巻 10 号 166-167 頁を参照。

制度は、納税者の利便性の向上に資するところ、BtoC 取引の情報も含めて国税庁が把握することで正確な税額計算が可能となるため、こうした観点からも、BtoC 取引に Real-time reporting を導入することが望ましいといえる。さらに、小売店等では、全ての購入者が課税事業者かどうかを逐一確認することは煩雑であることから一律にインボイスを交付するといった対応が考えられるところであり⁽³⁶⁸⁾、また、インボイス制度では、電子レシートなど電子的な簡易インボイスが制度的に認められているため、BtoC 取引に Real-time reporting を導入することとしても、何ら実務に馴染まないといったことはないと考えられる。

方法論としては、諸外国のように、電子レジスターの導入が望ましいだろう。

2 電子レジスターの導入

栗原克文教授は、電子レジスターを導入するに当たっては、「事業者に設置を義務付けることの根拠（合理的理由付け）や効果を十分説明できるか、オンライン送信のための十分な通信環境があるか、レジを通さずに取引を行う可能性等の多くの課題もあるが、導入国はこれを克服して導入し効果が得られている。導入時に、最初から課題を過度に懸念しすぎないことも重要なことであろう」と指摘する⁽³⁶⁹⁾。

我が国においては、電子レジスターの設置に関する法令等はなく、そうすると、消費税法において、電子レジスターを使用して取引情報を国税庁に報告する義務を課すことなどが考えられる。こうした義務を課すことは、ややハードルが高い気がしなくもないが、栗原教授が指摘するとおり、課題を過度に懸念し過ぎないことも重要であり、このような切り口も一考ではなからうか。また、はじめから電子レジスターの設置を義務化せずとも、電子レジスターを BtoC 取引の報告方法の一つのツールとしつつ、これを導入しない

(368) 池永・前掲注(46)33 頁。

(369) 栗原・前掲注(367)167 頁。

事業者においては、(第 3 節のインボイスが交付されない取引のように) 取引情報を電子レジスター以外の方法⁽³⁷⁰⁾で別途国税庁へ報告することも可能とし、一定期間が経過して BtoC 取引の報告が浸透・定着した後、電子レジスターを義務化するなど、段階的に施策を進めるといったことも一案であろう。

第 5 節 Real-time reporting を活用した記入済申告書の導入

1 我が国における記入済申告書制度

第 3 章で述べたとおり、イタリアにおいては、今後 Real-time reporting を活用した VAT の記入済申告書制度が導入され、これにより、VAT コンプライアンスの確保につながると研究者から指摘がなされている。これまでも述べてきたとおり、我が国においても、消費税の申告手続のデジタル化は、イタリアと同様に、電子インボイス義務化及び Real-time reporting を活用し、記入済申告書制度を導入することで達成されると考えられる。

記入済申告書の方法としては、国税庁において Real-time reporting により収集した取引情報を基に申告書の作成のために必要な金額等を集計・計算して、e-Tax 上の消費税申告書に記録の上、これを事業者に提供することが考えられる。

提供を受けた事業者においては、国税庁から提供を受けた消費税申告書データを確認し、誤り等がなければ、そのまま提出し、誤り等があれば、修正のうえ提出する、といったこととなる。また、国税庁においては、記入済申告書を提供するほか、国税庁が事業者から提供を受けた取引情報を、事業者において自身の情報の全てを参照可能とし、必要に応じてデータ提供ができるようにする必要があると考えられる。さらに、こうしたデータは、例えば、各事業者が誤ったデータを国税庁に送信することも考えられるため、事後の検証が可能なものとしておく必要がある。

(370) 例えば、一定期間ごと(1月、3月など)に、テキストデータ、CSV など読取可能なデータを送信するといったことが考えられる。

2 記入済申告書のために必要な情報の取得方法及び課題

消費税の申告書作成のために取得が必要な情報は、端的にいえば課税売上げと課税仕入れの金額である。本章第 2 節から第 4 節においても触れた部分はあるが、以下、改めてそれぞれ検討するとともに、仕入控除税額の計算の課題について整理する。

(1) 課税売上げ

イ 電子インボイスが提供される取引（主に BtoB 取引、BtoG 取引）

これまでも触れたところであるが、BtoB 取引及び BtoG 取引は、原則、売手がインボイスを交付することとなるため、電子インボイス義務化及び Real-time reporting 導入により、売手から国税庁へ電子（簡易）インボイスの情報が提供され、これに基づき課税売上げの金額が集計されることとなる。

ロ 非課税取引、輸出取引、インボイスの交付義務が免除されている取引
第 3 節で述べたとおり、非課税取引や輸出取引については、納税額の算出のために必要であり、請求書の作成はなされ则认为られることから、Real-time reporting の対象とすべきであり、インボイスが交付されない取引については、その取引に関する課税売上げデータを別途国税庁への報告を義務化することで対応が可能とえられる。

ハ BtoC 取引

第 4 節で述べたとおり、BtoC 取引は、インボイスの交付義務の対象とされていないものの、課税の適正化及び納税者の利便性の向上の観点から、Real-time reporting の対象とするのが望ましい。その方法は、諸外国のように電子レジスターを活用することが考えられるが、並行して電子レジスター以外の方法で別途国税庁へ課税売上げを報告することを認める必要があるとえられる。

ニ 買手が仕入明細書を作成する取引

第 3 節において、買手が仕入明細書を作成するようなケースでは、買手から仕入明細書のデータを国税庁へ報告すべきであることを述べた。

この場合、売手から買手へインボイスの交付がなされないと考えられるため、こうした取引については、課税売上げの集計に当たっても、買手から報告された仕入明細書のデータによるべきであろう。

(2) 課税仕入れ

電子インボイスは、原則、売手が提供するものであることから、**Real-time reporting** により報告される情報は、その多くが売手からの報告によるものであり、また、電子インボイスには、法定事項として売手の登録番号が記録されることから、売手の課税売上げの集計については、比較的容易であると考えられる。

一方、買手の課税仕入れは、取引先である売手が報告した取引情報から買手を紐付けることにより集計されることが考えられるところ、いかにして取引情報と買手を紐付けるかが課題となる。

イ 売手が電子インボイスを報告する取引

インボイスの法定事項は、買手の氏名又は名称が必要とされているが、買手の登録番号は求められていない。氏名又は名称のみで買手と売手が提供した取引情報を紐付けるのはシステムの的に困難であると考えられるが、日本版 Peppol においては、買手の登録番号を記録できる仕様となることが予定されている⁽³⁷¹⁾。このため、実務的に買手と取引情報とを紐付けるには、買手の登録番号をキーにして行うことが考えられる⁽³⁷²⁾。買手の登録番号は、インボイスの法定事項とされていないところ、実務的に電子インボイスに買手の登録番号が記録される前提であれば問題ないとも思えるが、制度的にもこれを担保するため、例えば、**Real-time reporting** 導入時など、適時のタイミングでインボイスの法定事項に買手の登録番号を加えることも一案である。

(371) OPENPEPPOL "Peppol Specifications for Japan (Candidate)"

(<https://test-docs.peppol.eu/japan/master/billing-1.0/invoice-1.0/semantic-model/>)
(令和 4 年 6 月 6 日最終閲覧)。

(372) 2022 年 1 月から VAT 申告に記入済申告書を導入するイタリアにおいても、買手の VAT 番号は電子インボイスの記録事項とされている。KPMG・前掲注(141)を参照。

ロ 売手が電子簡易インボイスを報告する取引

買手の氏名又は名称は、簡易インボイスの記載事項とされており、電子簡易インボイスには当然に買手の登録番号が記録されないため、売手が電子簡易インボイスを報告する取引では、その買手と取引情報を紐付けることが難しい。この点、EIPA においては、将来的に電子簡易インボイスを日本版 Peppol を経由して受領できるようになれば、事業者としてはインボイス等のデジタルでの一元管理が実現され、さらなる業務効率化が見込まれると示している⁽³⁷³⁾。売手・買手間で日本版 Peppol を経由して電子簡易インボイスが授受されるのであれば、買手が特定されて電子簡易インボイスに買手の登録番号が記録されることが期待されるため、これが実現されれば、電子インボイスの集計と同様に買手の登録番号をキーとして集計が可能になると考えられる。仮にこれが実現しないような場合は、第 3 節において述べたとおり、キャッシュレス決済などを活用して買手において売手が国税庁に報告したデータを自身の仕入れデータとして紐付ける方法や、例えば、輸出品販売場の免税販売手続のように、買手が購入時等に自身の情報を提供して取引情報を付加（して売手がこれも含めて報告）する方法などが考えられる。

ハ 仕入明細書、消費者等からの仕入れ

買手が仕入明細書を作成する取引や消費者等からの仕入れについては、売手から国税庁へ取引情報が報告されないと考えられる。仕入明細書については、第 3 節及び本節 2 (1) ニにおいて述べたとおり、買手から仕入明細書データを報告することとし、課税仕入れの集計にあたってもこれを基礎とすべきであろう。消費者等からの仕入れについても第 3 節で述べたとおりであり、買手が課税仕入れの電子データを作成し、国税庁に報告する必要があると考える。

(3) 仕入控除税額の計算の課題（用途区分）

(373) EIPA・前掲注(331)4頁。

消費税の仕入控除税額の計算においては、95%ルールがあることは、先に述べたが、いわゆる用途区分は、Real-time reporting により収集する取引情報から判別することが難しいため、全額控除以外の事業者（個別対応方式又は一括比例配分方式）においては、国税庁から提供を受けた申告書の修正を行う必要がある。この点が非常にもどかしく思うが、修正に当たっては、例えば、国税庁から提供する全取引データのうち必要部分を修正して再アップロードすれば、記入済申告書にも反映がなされるなど、使い勝手のよいものとすることで、利便性の確保につながるのではなからうか。

3 その他記入済申告書制度の課題等

(1) 電子申告義務化の全事業者への拡大

記入済申告書制度をワークさせるためには、e-Tax の利用が不可欠である。我が国の e-Tax の利用率は、先に述べたとおり、消費税申告につき個人事業者が約 8 割、法人事業者が約 9 割であり、これを 10 割にする必要がある。大法人については、e-Tax の義務化が行われたところであるが、中小企業においても義務化が必要であると考えられる。

(2) 国民の納税意識やコンプライアンス低下

記入済申告書制度について、金子宏名誉教授は、「国民の納税意識やコンプライアンスを低下するおそれがある」との見解を示している⁽³⁷⁴⁾。これに対し、藤曲武美氏は、金子名誉教授の見解の背後には、同教授の「申告納税制度は、国民主権主義に適合する制度であり、まさに民主主義的納税思想の制度的表現である」⁽³⁷⁵⁾とする考え方があり、申告納税制度は納税者の自発的な納税協力の態度が前提であるとして、「申告納税制度の内容からすると、自分で調べ、納得して記入すべきものが税務当局により事前に記入されており、納税者はその確認を行うというような受け身的な態度で

(374) 金子・前掲注(19)924 頁。

(375) 金子宏「民主主義と申告納税制度」577 頁『租税法理論の形成と解明（下巻）』（有斐閣、2010）。

ある『記入済申告書』は、申告納税制度の本旨に合わないことになる。また、『記入済申告書』に記載されていない収入などについて、記載されていないことを利用した課税逃れを誘発しやすいという問題点もある。これらを考慮すると、国民の納税意識やコンプライアンスが低下する懸念がある」と指摘する⁽³⁷⁶⁾。

一方で、森信茂樹教授は、「マイナンバー制度におけるマイナポータルと e-Tax を活用して申告につなげる方式を構築していくことが現実的である。具体的には、あらゆる納税に必要な情報を、納税者のマイナポータルに集約化し、それに基づいて e-Tax で申告をするという方法が、最も国民の抵抗も少なく、効果的・効率的である」とし、「日本型記入済み申告制度」として導入すべきであると提言している⁽³⁷⁷⁾。

また、国税庁においては、納税者が個人所得税の確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できるといった仕組みの実現に向けて検討を行っており、以下のようなイメージ（図表 6、図表 7）を示している。まさにこれは、森信教授が提言する「日本型記入済み申告制度」であると考えられる。

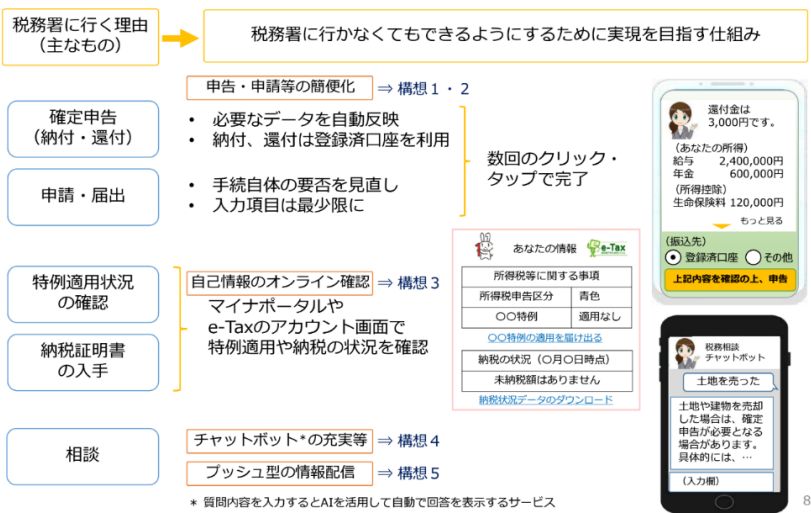
個人所得税のうち、給与や年金については、もともと源泉徴収制度があり、自動計算されてもコンプライアンス低下にはつながらないと考えられる。また、仮に消費税について、前述の **Real-time reporting** により適正に電子インボイスの全てが税務当局に提出され、それを基に記入済申告書を作成するといった施策とすれば、課税売上げの計上もれは防止できであろうし、逆に日々の取引を国税庁に報告することとなることから、コンプライアンス向上につながるのではないかと考える。

(376) 藤曲武美「税務行政の ICT 化の現状と当面の課題」早稲田法学 95 巻 3 号 706 頁 (2020)。

(377) 森信・前掲注(135)24 頁。

図表 6

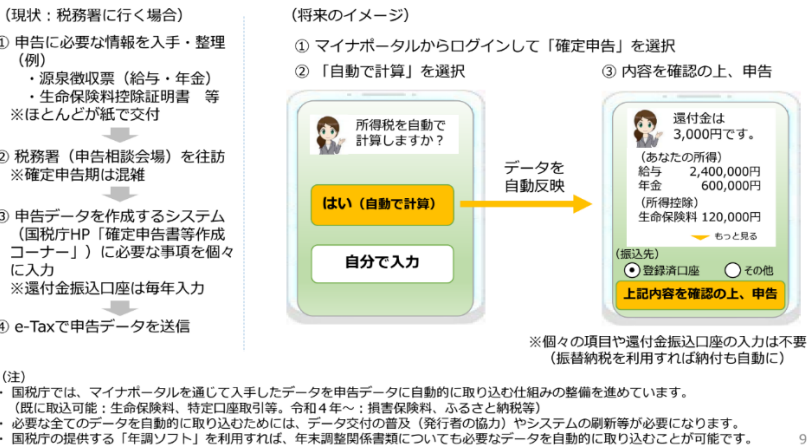
あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指して



図表 7

構想 1：税務署に行かずにできる「確定申告 (納付・還付)」 (申告の簡便化)

確定申告に必要なデータ (給与や年金の収入金額、医療費の支払額など) を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。



4 小括

本節においては、記入済申告書制度の方法、課題等について検討した。本節 2 において述べたとおり、消費税の申告手続のためには課税売上げ及び課税仕入れの金額が必要であるところ、課税売上げの集計は比較的容易であるが、課税仕入れについては課題が多数あると思われる。一部の課題は、日本版 Peppol 導入後のバージョンアップ等など、今後の技術発展等により解決し得るものもある。こうしたことを踏まえれば、申告書の全ての項目や金額を記入済みとした申告書とならないまでも、まずは、技術的に集計可能な課税売上げの金額のみを記入した申告書を納税者に提供し、納税者においては、提供を受けた申告書を確認（・誤りがあれば修正）して、記入未済の項目を補完するなど、はじめは「一部記入済申告書制度」として導入するのはどうか。この点、単に課税売上げの金額のみ集計・記入される場合、納税者の事務負担の軽減の効果は限定的であると考えられるものの、例えば、簡易課税制度を適用する事業者にとっては、課税売上げの金額を基に納付税額の算出が可能であるため、この場合でも相当の事務負担の軽減が図られる。また、インボイス制度に移行すると、現在の一部の免税事業者は、インボイスを交付するために課税事業者に転換することが考えられ、こうした事業者の多くは簡易課税制度を選択することが考えられる。そうすると、課税売上げのみ集計・記入する「一部記入済申告書制度」であっても、一定数の事業者の事務負担の軽減に資すると考えられ、さらに、こうした事業者の電子インボイス導入のインセンティブにもなり得る。

そして、制度の定着・浸透及び技術の発展を踏まえて、徐々に記入項目を増やし、最終的には全ての項目が記入されて誤り等がなければそのまま提出可能なような「完全記入済申告書制度」を目指してはどうか。このように、段階的に制度を実施していくことも一案であると考えられる。

第 6 節 仕入税額控除の適用要件の改正

1 Real-time reporting の導入による変化

これまで、電子インボイス義務化及び Real-time reporting 導入について述べてきた。

溝口史子氏は、EU のこれらの施策について「事業者に対して紙又は電子インボイスの発行義務を課し、その保管義務を定めていた従来の制度が、即時型の情報共有に置き換わりつつある」と述べられている⁽³⁷⁸⁾。これを考慮すると、Real-time reporting が導入されたあかつきには、これまでは紙による請求書等の保存により仕入税額控除の適用を認めていたところ、即時型の情報共有が達成されれば、すなわち、全事業者において Real-time reporting が実施されれば、仕入税額控除の適用の要件として帳簿及びインボイスの保存を不要とすることも考えられるのではなかろうか。

2 現行における帳簿及び請求書等の保存の意義（最判平成 16 年 12 月 16 日判決）

消費税法における帳簿及び請求書等の「保存」の意義に関しては、有名な最高裁判決⁽³⁷⁹⁾がある。

本判決⁽³⁸⁰⁾において、最高裁は、仕入税額控除の保存要件を規定する消費税

(378) 溝口・前掲注(95)236 頁。

(379) 最判平成 16 年 12 月 16 日最高裁判所民事判例集 58 卷 9 号 2458 頁。

(380) 事案の概要を要約すると、①大工工事業を営む個人事業者である X（原告・控訴人・上告人）は、平成 2 年分の消費税について確定申告をしていなかった。また、X は、平成 2 年分等の所得税について確定申告をしたが、その申告書に事業所得に係る総収入金額及び必要経費を記載せず、その内訳を記載した書類を添付していなかった。② Y 税務署長（被告・被控訴人・被上告人）の職員は、X に対して税務調査を行うこととし、X の自宅を訪れて、X に対して帳簿書類の提示を求めたが、一部の費目に関する領収書の提示を受けたのみで、その余の帳簿書類の提示を受けることができなかった。③そこで Y は、平成 2 年分の消費税について、総収入金額から消費税を算出の上、提示を受けた領収書によって確認された消費税法 30 条 1 項により控除される課税仕入れに係る消費税と認め、その余の課税仕入れについては、同条 7 項に規定する「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存し

法 30 条 7 項について「法 30 条 7 項は、法 58 条の場合と同様に、当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等が税務職員による検査の対象となり得ることを前提にしているものであり、事業者が、国内において行った課税仕入れに関し、法 30 条 8 項 1 号所定の事項が記載されている帳簿を保存している場合又は同条 9 項 1 号所定の書類で同号所定の事項が記載されている請求書等を保存している場合において、税務職員がそのいずれかを検査することにより課税仕入れの事実を調査することが可能であるときに限り、同条 1 項を適用することができることを明らかにするものであると解される」と判示している。

すなわち、「保存」とは、帳簿又は請求書等が単に存在しているということだけではなく、税務職員の質問検査権に基づく適法な調査によりその内容を確認することができる状態での保存を継続していることを意味するということである⁽³⁸¹⁾。

3 仕入税額控除の要件に関する改正

現行における帳簿及び請求書等の保存の意義は、税務職員の質問検査権に基づく適法な調査によりその内容を確認することができる状態での保存である。

Real-time reporting が全事業者、全取引に導入されることとなれば、税務職員は、これら取引内容を調査によらずとも確認することができることとなり、30 条 7 項の「保存」が求める目的は達成されることとなるといえるのではないか。目的が達成されるのであれば、**Real-time reporting** 導入後においては、30 条 7 項の「保存」というのは不要とも考えられるのではなからうか。

Real-time reporting を全事業者が適正に履行すれば、国税庁が全事業者の全取引を把握することとなるが、例えば、相手方が **Real-time reporting** に

ない場合」に該当するとして、同条 1 項が定める課税仕入れに係る消費税額の控除を行わないで消費税額を算出し、決定処分及び無申告加算税賦課決定処分を行った。

(381) 高世三郎「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 16 年度 792 頁以下。

対応しない場合、買手にとっては、自身の仕入税額控除の対象となる取引が国税庁に報告されないこととなる。この場合、Real-time reporting 導入後、帳簿及びインボイスの保存を不要とし、Real-time reporting で報告されている取引のみを仕入税額控除の対象とするならば、Real-time reporting に対応しない相手方からの仕入れについては、仕入税額控除の適用を受けることができなくなる。そう考えると、仕入税額控除の適用に当たり、帳簿と電子インボイス双方の保存が不要とするのは、やや行き過ぎた議論のような気がする。一方で、帳簿及びインボイスのいずれも保存が必要になるのであろうか。インボイス制度に移行されれば、これまで免税事業者であった事業者も取引先との関係等から、インボイス発行事業者となるために課税事業者として手を挙げるかもしれない。そうした事業者の記帳水準は決して高いとはいえないだろう。また、インボイス制度においては、「積上げ計算」が認められることから、インボイスの保存さえあれば、税額計算が可能となる。すなわち、帳簿を基にするのではなく、提供したインボイスに記載した消費税額の合計額を売上税額とし、受領したインボイスに記載されている消費税額を仕入税額として、これらを基に計算すれば、納付税額を算出することができる。インボイス制度下において、こうした事業者にまで、法定事項が記載された帳簿の保存を求めることは必要であるのだろうか。こうしたことを踏まえると、Real-time reporting が導入されれば、仕入税額控除の要件として、帳簿の保存については不要としても差し支えないように思える。

第 7 節 小括

本章では、第 1 章から第 4 章までにおいて確認した事項を踏まえて、消費税の申告手続のデジタル化に関する具体的な対応、課題などを検討した。

第 1 節で述べたとおり、電子インボイスを事業者が導入するメリットは、非常に多くあるといえるが、要約すると、①事務の効率化、②事務の効率化による労働時間の削減、③請求書の処理に係る（労働時間の削減による）人件費、

紙代、印刷代、郵送代、保管代などのコスト削減、④人的ミスの削減（コンプライアンスの確保）、⑤リモートワークの実現などが挙げられる。また、政府税制調査会においては、「納税者の利便性の更なる向上を図りつつ、同時に取引や申告の段階から正確な手続を行うことができるような仕組みを構築する観点からは、電子的に授受された請求書や領収書等のデータがそのまま帳簿データに反映されることが望ましい。また、事後的な検証も可能となるよう、それらのデータが適正な形式で保存されることは、令和 5 年 10 月以降、原則として全ての消費税課税事業者に適用される適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の円滑な実施にも資すると考えられる」と指摘する⁽³⁸²⁾。このように、電子インボイスの導入は、他のシステムと電子インボイスが連携している場合において、メリットが非常に多く、民間事業者団体とデジタル庁とで標準フォーマットの策定が進められていることから、広く普及を進めていくことが必要であろう。

その上で、「納税者の利便性の向上」及び「課税・徴収の効率化・高度化」の観点から、消費税の申告手続のデジタル化を図るため、電子インボイスの義務化、**Real-time reporting** を導入し、これを基にした記入済申告書制度を導入することが望ましいように考える。これらを導入するといったことに関して、一番大きな課題としては、これらの施策に対応が困難な事業者に対して、どのような支援、どのような施策を講じることができるか、という点だと考える。この点は、第 3 節で述べたとおり、こうした事業者のためには、まずは、インフラ整備のための補助金制度が必要であり、次にシステム操作が困難な事業者などのため、国税庁が無料で提供する電子インボイスシステムについて、簡単な操作で対応できるようにする必要があるだろう。そのほかにも、国税庁の丁寧な周知広報・導入後のアフターフォローも必要であろう。

第 5 節においては、記入済申告書について述べたが、特に **Real-time reporting** により提供を受けた情報をいかに買手の課税仕入れと紐付けるかが

(382) 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制の在り方」21 頁(2018)。

課題である。こうした課題は、技術の発展とともに解決され得るため、まずは、集計可能な一部のみ記入する一部記入済申告書制度として導入し、段階的に制度を推し進めて徐々に完成形を目指すことも一案であることを述べた。

さらに、本章において検討した①電子インボイスの義務化、②Real-time reporting、③記入済申告書制度について、これらの取組をフルパッケージとして導入し制度を定着させるには、非常に時間を要するとともに負担が大きい部分もあるかもしれない。このため、①から③においても、段階的に導入していくことが考えられる。具体的には、イタリアと同様に、まずは電子インボイスの定着を図るために、BtoG 取引の電子インボイスを義務化し、一定期間後、BtoB 取引にも義務化を拡大するタイミングで Real-time reporting を導入するとし、さらに、一定期間経過後に一部記入済申告書を導入する、といったことが考えられる。

本章では消費税の申告手続のデジタル化に当たって、諸々の課題等について検討したが、さらなる課題、問題点はあるかとも思う。また、これらの施策を導入することについては、事業者にとっても、国税庁にとっても、インパクトが非常に大きく、政府として非常に大きなプロジェクトになるであろう。しかし、そうしたことを乗り越えてでも、これらの施策を導入することについては、「納税者の利便性の向上」及び「課税・徴収の効率化・高度化」の双方の観点から、大いに意義があると考えられる。

本章では、Real-time reporting 導入後の仕入税額控除の適用要件について、わずかであるが考察した。消費税は、平成元年に導入され、あくまで書面をベースとした法制がなされており、これを前提に仕入税額控除の適用要件を規定している。これらについても、書面主体からデジタル主体への変遷に合わせ、消費税の趣旨・目的に反しない範囲、かつ、執行可能な範囲で、時代に沿うものとなるよう望む。

結びに代えて

本研究においては、インボイス制度及び経済社会のデジタル化を踏まえ、我が国の消費税の申告手続について、電子インボイス義務化及び **Real-time reporting** 導入並びにこれらを活用した記入済申告書制度を提案したところである。

令和 5 年 10 月のインボイス制度への移行は、消費税制度として実体的、手続的な改正であることから、まずは、制度の定着を図ることが必要であり、政府は、事業者等へ丁寧な周知・広報が重要であると考えている。そうした意味でいくと本研究は、やや先走りのような気がしないでもないが、先行する海外諸国の施策を概観すると、我が国の消費税制度、インボイス制度、電子インボイスの検討は、やや遅れを感じざるを得ない。

海外諸国の付加価値税の取組、とりわけ、電子インボイスの活用などについて概観したところ、各国で異なる点はあるものの、基本的には、電子インボイスの交付を義務化するとともに、**e-reporting** 若しくはそれに代わり税務当局に取引情報を提供する施策が行われていることが確認された。また、今後導入予定である国や導入に向けて議論が行われている国があり、こうした議論は、全世界的にトレンドであるといえる。

我が国においては、インボイス制度移行時から、官民一体となった取組により、電子インボイスの標準化されたフォーマットが実装されようとしている。これを踏まえれば、電子インボイスのさらなる可能性、すなわち、これまで述べた施策について、早くから議論を始めてもよいように感じる。

本稿では、ブロックチェーン技術の取組について触れたが、これらの技術は、我が国の税法分野においても、今後より検討すべき事項であると感じた。例えば、ボストン大学の **Ainsworth** らは、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートの計 6 か国で構成される **GCC** (湾

岸協力理事会)⁽³⁸³⁾に対し、テクノロジーを駆使した VAT 遁脱対策の採用を提案しており、政府によって発行され、VAT の支払のためにのみ使用される暗号通貨 VATCoin を活用すべきと提言する⁽³⁸⁴⁾。まさにこれは、ブロックチェーンを活用した最先端の VAT 制度の取組であるが、そうしたことについては研究が至らなかったため、今後の研究課題としたい。

デジタル化を進めていくことについては、事業者がそれぞれ自身のためにシステム導入・改修等を進めていくこととなるが、その事業者のみがデジタル化を進めたとして、その恩恵は少ない。デジタル化による恩恵を最大化するためには、業務における書面でのやり取りをなくすことが必要であり、そのためには、個々の事業者だけではなく社会全体がデジタル化していくことが求められる。これを実現するためには、個々の事業者それぞれが社会の一員として、社会全体のデジタル化を進展させる必要があるということを確認する必要があると感じる。政府においては、よりこうした意識付けのための周知・広報が求められると考える。本稿の研究に当たり、デジタル化を検討した筆者としては、我が国がデジタル後進国でなくなるよう、社会全体にデジタルが「当たり前」に浸透している国に早くなることを願うばかりである。

本稿の作成に当たり、御多忙の中、貴重なご助言と温かいご指導を賜った明治大学専門職大学院法務研究科岩崎政明教授、国税庁軽減税率・インボイス制度対応室山中英司課長補佐、税務大学校研究部大野真弓教授をはじめ、お世話になった皆様方に心から感謝し、厚く御礼申し上げたい。

(383) 「無税国家」といわれてきた湾岸産油国が、人口増加や石油価格の下落を背景に、VAT の導入を進めており、サウジアラビアとアラブ首長国連邦では 2018 年 1 月 1 日、バーレーンでは 2019 年 1 月 1 日から、VAT が導入されている。他の加盟国は政治的、経済的又は技術的事情等により、導入が遅れているようである。泉絢也「テクノロジー（暗号通貨・ブロックチェーン・人工知能）の税務行政への活用—VAT 遁脱対策と VATCoin 構想—」千葉商大論叢第 56 巻第 3 号 101 頁（2017）参照。

(384) Richard T. Ainsworth et al. (2017) "VATCoin: The GCC's Cryptotaxcurrency," Boston Univ. School of Law, Law and Economics Working Paper No. 17-04.